

を引き卷卅六王元長永明九年第秀才文注卷四十五班孟堅答書載注「啓録矢破詩」
 を引き卷十五張平子思玄賦注卷四十吳李重答韓太子將注卷四十七陸士衡漢高祖功
 臣頌注「啓録遺種德」を引き卷卅五潘元茂無雙公九錫文注卷卅八任彦昇高范尚書
 諫吏部封侯第一表注卷五十四陸士衡五等論注「啓録曰在知人」を引き卷五十八蔡
 伯昭陳太丘碑文注「啓録曰亦行有九德」及び「啓録曰寬而栗」を引き卷卅六王
 元長永明十一年第秀才文注「啓録曰操于五辰」及び「啓録曰庶績其最」を引き卷
 廿一謝宣遠張子房詩注「啓録曰無暗庶官」を引き卷四十七夏侯若東方朔書醫注「啓
 録曰天秩有禮」を引き卷廿四潘正叔贈侍御史王元凱詩注「啓録乃歌曰」を引き卷
 四十七袁孝伯三國名臣序贊注「啓録歌曰」を引いて皆「啓録」に作る是れなり。其
 の間「皐陶」に作る者は蓋し漢入の改むる所たるのみ。段玉裁曰く「攷自來古文
 尚書有作皐陶者有作啓録者是以類注漢書引尚書皆作啓録李注文選則皆作皐陶」古文
 尚書卷一と。段氏李引皆「皐陶」に作ると謂へるは是れ智者の一失。
 今、漢書治要引く所の尚書を攷ふるに皆「啓録」に作りて「皐陶」に作りず。卷二第
 八葉表後漢書李賢注引く所亦多く「啓録」に作る。列傳第十五、第廿四、啓唐初
 本尚書「啓録」に作れるの明證たり。王鳴盛(後漢書卷二)王王樹(說文拾遺)の條「啓録人(啓
 録)を改めて「皐陶」に作ると云へるも其の說非なるに
 べし。

天秩孔明

承治元、說文引經禮例に曰く「啓録今作皐陶如古佗假由今佗契之類也」說文註と。
 林引

注又曰天秩有禮第十四葉表
 第五行
 今本尚書皐陶誤篇第廿二葉表 文同じ。

歲三月東巡狩至于許昌第十四葉表
 注
 尚書曰歲二月東巡狩。至岱宗第十四葉表
 第七行
 今本尚書尚書篇歲二月東巡守。至于岱宗第九葉表
 宰するに卷廿二簡延年車駕奉京口三月三日侍游曲阿後湖詩注卷四十八楊子雲劇秦
 美新注並に亦此の經を引いて皆「巡狩」に作る。自ら是れ李善の尚書此の如かり
 しなり。

辭典釋文「守」の字を出し、「本或作狩」と注す。此れ唐初「狩」に作る本有りたるの
 證。(内野本尚書五「守」に作りて「或下狩」と旁記す)
 劉昭祭記志中注「虞書歲二月東巡狩。至于岱宗。柴。帝曰巡狩者。巡行諸侯所守」を
 引く。范注本亦「狩」に作りしに似たり。五種書傳二月甲申卷第二引く所の尚書孔安國注此
 據る所の尚書或は范注尚書を
 補へる尚孔は本なりしか。

段玉裁曰く「釋文守或作狩王叔夜依孟子白虎通訓詁作狩爲長」釋文卷一
 下第七葉と。然れ
 ども古人の訓詁多く音を本とし、必ずしも字義を本とせざれば、古人の訓詁に依りて
 直に其の字形の優劣を定むべからざるに似たり。
 越六月既望
 注尚書曰惟五月既望第十四葉表
 左より第四行

今本尚書召誥篇惟二月既望初葉十五
案ずるに卷廿三阮嗣宗詠懷詩注此の經文を引いて正に「二月」に作る。此の注下
引孔傳「十五日」に涉りて誤れるなるべし。

桑梓繁廬

注尚書曰庶草蕃廬第十四葉表

足利本・四部本・淺野本・六家本・正文及び此の注の「庶」の字皆「廬」に作る。

今本尚書洪範篇庶草蕃廬卷十二

第十葉表

案ずるに李善此の經を引くこと凡そ四回此の注のみ六臣本皆「廬」を「蕪」に作りて
佗篇注引く所と異なる。

説文を攷ふるに蕪豐也從林吏吏或説規模字從大加加數之積也林者木之多也蕪與庶
同意尚書曰庶草蕃廬段本第六又釋詁下に曰く「蕪蕪茂豐也」と。而して釋文に曰
く「蕪古本作蕪」此の字本體に作る今廬と。乃ち知る「蕪蕪」の字本「蕪」に作り許
氏見る所の尚書正に然りしを。

段玉裁謂ふ「諺書蕪を變じて蕪に作り以て有蕪の字と爲してより遂に洪範の蕪蕪
を改めて蕪廬の廬に作り亦正の蕪を改めて蕪蕪の蕪に作るに至る」釋詁卷十三第
皆是れ同音の字を以て本字に假れるなり。

然れども亦正の「蕪」既に「蕪」に作りは洪範の「蕪」亦「蕪」に作る者有る可し。今諸
書を檢して其の二例を得たり。即ち陳命本北堂書鈔卷十五至治五十二洪範此の文
を引いて「蕪」に作り孔氏校語後漢書班固傳注列傳第廿下引く所亦「蕪」に作る是れなり。

然らば則ち此の注「蕪」に作る者書鈔後漢書注と正に合す。或は李善の尚書自らは是
れ「蕪」に作りしかと疑はる。

惟岷越之不靜

亥本

注尚書曰西土人亦不靜也第十五葉表

六家本「下」を「弗」に作る。足利本此の注無し。

今本尚書大誥篇西土人亦不靜卷十三
案ずるに卷卅五冊禮公九錫文注亦尚書此の經を引いて「土」の下「之」の字有り「靜」
を「靖」に作る。攷彼の條に見ゆ。

内野本尚書「弗」に作り亥本六家本文選と同じ。此の注「弗」に作る者是なり。

乃昌言

注尚書曰禹拜昌言第十五葉表

今本尚書大禹謨篇禹拜昌言曰兪

帝曰兪哉

卷四

注尚書帝曰兪第十五葉表

五より第二行

案ずるに「帝曰兪」の語尚書内に十二見禮典一舜典八大禹すれども此の注「兪」の下「孔
安國曰兪然也」を併せ引いて而も此の傳は禮典に在れば此の注引く所は禮典に據
れるを知るなり。

垂琬琰之文璫

注尚書曰弘璧琬琰第十七葉表

在西序

案する既に第一六七頁に出づ。

欽先王之允塞悅重華之無負

注 尚書曰重華濬哲文明溫恭允塞 卷三

今本尚書舜典篇曰重華協于帝濬哲文明溫恭允塞 初葉表

案するに舜典釋文に據れば尚典の曰若稽古より重華協于帝までの十二字は本姓本のみにみ有り且つ濬哲文明より乃命以位までの十六字は校本の或本にのみ有りたることを知る。

命共工使作縿明五采之彰施

注 尚書帝曰垂命汝作共工 卷十八葉表

今本尚書舜典篇帝曰兪咨兪汝共工

案するに兪章詎謂ふ此の注「作」の字當に有るべからずと。尚書十三卷十五葉表 非なり。李善據る所の尚書と今本との同異既に第一六七頁に於て詳に之を攷せり。

此の正文「共工」の二字一語蓋し尙平叔以て官名と爲せるなり。王先謙尚書孔傳

卷正に曰く「舜紀云魯共工漢書 百官公卿 云作共工以共工爲官名今文說也應劭注亦用

今文說」と。馮融 釋文有 鄭玄 尙書傳 亦「共工」を以て官名と爲す。惟尙孔傳「共

謂供其贖事」と釋すれば是れ「工」一字を以て官名と爲せるを知る。今李善此の正

文に注して舜典を引き而も其の注を擧げされば是れ尙孔本に據れるなり。然らば

注引尚書と正文とは其の證相協はず。蓋し李善孔傳に拘せざりしなるべし。

注 又曰予欲觀古人之象作會宗彞以五色彰施于五色作服汝明

今本尚書益稷篇予欲觀古人之象日月星辰山龍華蟲作會宗彞藻火粉米繪絀絲織以五

采彰施于五色作服汝明 卷五

案するに尚書此の釋鄭注 注に據る に據れば當に「日月星辰山龍華蟲作會」の十字

以て句し「宗彞」の二字下句に屬すべし。

今李善尚書を引くの下又鄭玄曰を并せ引けば其の釋は當に鄭に从ひて讀むべきに

而も「作會宗彞」の四字を連并して鄭讀と承る。或は李善此の釋孔傳に从ひて讀

めるか。

然るに尙孔傳に據れば此の釋亦當に「日月星辰山龍華蟲作會」の十字一句と爲す

べきを以て 鄭本玉篇糸部及以五采成此會 亦「作會宗彞」の四字を連并すべきに非ず。

李善此の注引く所既に鄭讀と異り亦尙孔氏と同じからず。疑ふらくは今本文選此

の注傳寫の誤有らむ。

朱琳曰く「此四字 作會宗彞 連并殊不詳書疏誤解孔傳

注主同當是唐人句讀如此

文選重欄等十二と。果して然るや否やを知らず。

此の注引く所の尚書「會」の字當に「縿」に作るべし。「會」に作る者は後人今の尚書

に據りて改めしのみ。正文「縿」に作り注引尚書は「縿」に作りて兩者相合せず。是

を以て李善尚書を引くの下又「鄭玄曰繪縿曰縿」 今本文選同 の二字互に倒す。今段王

注 今本尚書益稷傳「會五采也以五采成此會」の十一字釋文「宗彞」の下に在れども疑ふらくは當に本是れ釋文「作會」の下

秘傳書第十六葉裏に見ゆ。秘傳書文引經致意同體二年刊本卷三第ニ葉を引いて「續」と「續」と相通することを確認せしなり。鄭注既に「續詩曰續」と云へば其の上引く所の尚書「續」に作りて「會」に作らざること明かなり。
李善感る所の孔傳本尚書亦正に「會」に作る。詳に第五七七頁に見ゆ。

兆民報止
 注尚書曰一人有慶兆民報之 第十九葉裏 左より第三行
 案するに既に第一六六頁に出づ。

深水浩浩
 注尚書曰浩浩滔天 第十九葉裏 末行

今本尚書堯典篇 第十九葉裏 文同じ。

觀費人之耘籽亮稼穡之艱難惟養年之豐實思無逸之所歎
 注尚書無逸周公曰嗚呼君子所其無逸先知稼穡之艱難乃逸 第十九葉裏 初葉
四部本内野本尚書無逸の下「無」の字有り、

今本尚書無逸篇周公曰嗚呼君子所其無逸先知稼穡之艱難乃逸則知小人之依 第十九葉裏 末行
 案するに此の法「則知小人之依」の六字を削去して之を引けるなり。

江文通雜體詩注此の經を引いて「無逸」を「逸」に作り、「嗚呼」を「鳥呼」に作る。此の注當に是れ本相同じかるべし。
注又曰我聞在昔殷王中宗享國七十有五年高宗之享國五十有九年自是厥後立王生則逸

或五六年或四三年 六葉本「昔」の二字互に倒し立王の「立」字無し。定利本此の注を上注に連ねて五
或五六年或四三年 臣に承け且書同註」と記す。而して其の註は引く所、又曰我聞在昔の六字を昔

注「立」字に作り「立王」の「立」字無く「立王」の「立」の字有り。G125互に倒す。
 今本尚書無逸篇我聞在昔殷王中宗 七葉を略す 享國七十有五年 四十九字を略す 高宗之享
國五十有九年 四十四字を略す 自時厥後立王生則逸 七七字を略す 或五六年或四三年

案するに此の注或は「昔在」に作りて今本尚書と合し或は此の二字互に倒して今本尚書と異なる。李善の舊定むべからず。

今人構筠如曰く「昔在中論作在昔に見ゆ。大戴篇第十四 校注範我聞在昔。故漢洪水滔詰我聞惟

曰在昔。殷先哲王迪畏天顯小民詩商頌自古在昔。皆有在昔之文。則應從中論爲長。 尚書卷九葉と。然れども「昔在」の文亦古書之れ無きに非ず。堯典篇序「昔在帝堯」。

命「昔在文武昭明奇聖」も詩商頌長發「昔在中葉」禮記禮衣君爽曰「昔在上帝」

時在上帝也。 其相甲」と相應すれば「昔在」に作る者を以て長と爲すべく唐初本或

高宗」 其相甲」と相應すれば「昔在」に作る者を以て長と爲すべく唐初本或

是正に然りしかと疑はる。果して然らば此の注亦本「昔在」に作られしに非るか。

此の注「自是」定利本及び六葉本註法引く所の無逸篇と合す。但佗書に於ては微

無し。「是」時」の次第三〇七頁に見ゆ。

此の注「立王」の「立」字無き者は益し轉寫奪せしのみ。

足利本註法引く所「三四年」に作りて今本尚書と互に倒する者は内野本尚書と

正に合す。 内野本武三季に作り「四三正本作」と傳記す。甚だ是なり。六葉本註法亦

引く所亦本「三四年」に作りしに非ざるかと疑はる。

陳喬樞曰く、「中論引或三四年案するに段玉裁謂不徐幹習子所は古文尚書なりと。說解卷廿二第十葉表に見ゆ。以上文或七八年或五六年例之則作三四年者是也。經說廿三と。今本尚書「四三年」に作るは蓋し後人此の經の傳文「高者十年下者三年」に據りて經の「三」の字を下に置けるか若しくは「三三」の一畫相混じて誤れるなり。

惟天德之不易

注 尚書曰爾亦弗知天命不易也第廿一葉表 第廿四行

今本尚書大誥篇爾亦不知天命不易卷十三 第廿三葉表

案するに卷五十六張孟陽劔閣銘注尚書此の經を引いて本或は「不易」を「弗易」

に作る。蓋し李善據る所の尚書「不知」「不易」竝に「弗」に作りしなるべし。「不」

内野本尚書正に「弗知」「弗易」に作り、雲窗叢刻本尚書亦「弗易」に作る。「不」の改既に弗

九有雍熙

注 尚書曰黎民於變時雍第廿二葉表 第廿三行

案するに既に第一四〇頁に出づ。

注 又曰庶穡咸熙

案するに既に第一四一頁に出づ。

家懷克讓之風人詠康哉之詩

注 尚書曰允恭克讓第廿二葉表 第廿四行

今本尚書堯典篇允恭克讓

案するに李善據る所の尚書は「恭」を「馨」に作り、「讓」を「讓」に作りしに似たり。攷

第三七〇頁に詳なり。

注 又召錫乃歌曰元首明哉股肱良哉庶事康哉

今本尚書益稷篇皋陶謠句乃唐載歌曰元首明哉股肱良哉庶事康哉卷五 第十七葉表

案するに「召錫」「皋陶」同異の攷既に第一八七頁に見ゆ。

卷四十七張序伯三國名臣序書注此の經を引き「哉」を「才」に作り李善の舊を存する

に似たりは此の注「哉」の字亦本「才」に作りしなるべし「才」の攷第廿四 第廿五頁に見ゆ。

絶流進之整禮

注 尚書曰禮煩即亂 第廿二行 第廿三行

今本尚書說命篇中禮煩則亂卷十 第廿六葉表

案するに尚書「即」に作る者微無し。又此の正文は「整」に作り注引尚書は「煩」に作

りて二者相合せず而も注中「整」「煩」異同の文無し。此れ本より然りしか今本文選

李の舊を失せるか皆明かにし難し。

卷第十二

木玄虚 海賦

昔在帝始巨唐之代

注尚書序曰昔在帝堯初葉表

今本尚書堯典篇序卷二 文同じ。

注尚書曰堯降二女于嬭河

今本尚書堯典篇卷二 文同じ。

天綱溟溟魚湖魚

注尚書曰溟溟洪水方割初葉表

案するに既に第九七頁に出づ。

景山既略

注尚書曰嶠夷既略初葉表

今本尚書禹貢篇卷六 文同じ。

江河既導

注尚書曰岷山導江初葉表

今本尚書禹貢篇卷六 文同じ。

注又曰導河積石

案するに此の注「積」の上疑ふらくは當に「自」の字有るべし。攷既に第九四頁に

見ゆ。

竭涸九州

注尚書序曰禹別九州初葉表

案するに既に第一六五頁に出づ。

襄陵廣野

注尚書曰懷山襄陵第二葉表

今本尚書堯典篇蕩蕩懷山襄陵卷二

又益稷篇洪水滔天浩浩懷山襄陵初葉表

注又曰海濱廣野

今本尚書禹貢篇卷六 文同じ。

案するに卷十一江文通籍體詩注尚書を引いて此の注と同じ。

若其負械臨深

注尚書曰負罪引懸第三葉表

今本尚書大禹謨篇卷四 文同じ。

西薄青徐

注 尚書曰海岱惟青州 第三葉裏末行

今本尚書禹貢篇 卷六 第九葉裏 文同じ。

注 又曰海岱及淮惟徐州

今本尚書禹貢篇 卷六 第十葉裏 文同じ。

其限則有天琛水怪數人之室

注 尚書曰天球在東序 第四葉裏末行

今本尚書顧命篇大玉夷王天球河圖在東序 卷十八 第二十八葉裏

注 尚書曰鉛松怪石

今本尚書禹貢篇 卷六 第九葉裏 文同じ。

弘往納來以宗以都

注 尚書曰江漢朝宗于海 第五葉裏末行

今本尚書禹貢篇 卷六 第十四葉裏 文同じ。

案するに李善尚書此の經を引くこと凡そ五回 文皆同じ。

惟岷山之導江

注 岷山導江東別爲沱 第六葉裏 足利本此の八字無し。四部本「岷」の上尚書曰の三字有り。汲野本「尚書」に作る茶陵本補出尤と同じく誤る。胡氏攷異に云ふ袁本は「東別爲沱」の四字を「己見上文」と。六家本は袁本に同じ。

今本尚書禹貢篇岷山導江東別爲沱 卷六 第十六葉裏

郭景純 江賦

狀滔天以淼茫

注 尚書曰浩浩滔天 第六葉裏 第八行

案するに既に第一九四頁に出づ。

流九派乎潯陽

注 尚書曰荊州九江孔殷 第六葉裏 初行

今本尚書禹貢篇荊州及衡陽惟荊州 隔句九江孔殷 卷六 第十四葉裏

案するに李善尚書此の經文を引くこと凡て三回 文相同じ。

滄餘波乎采桑

注 尚書曰餘波入于流沙 第六葉裏 第三行

今本尚書禹貢篇 卷六 第十四葉裏 文同じ。

混流宗而東會

注 尚書曰東會于泗沂 第六葉裏 第五行

今本尚書禹貢篇 卷六 第十三葉裏 文同じ。

灌三江而滂沛

注 尚書曰三江既入震澤定 第六葉裏 第七行

案するに既に第一五二頁に出づ。

王聖作東別之標

注尚書曰岷山導江東別爲沱第七葉表

今本尚書禹貢篇岷山導江東別爲沱第六葉表

案するに此の注「沱」の字今本尚書と異なるも九條家本尚書京都研究所藏と合す。李善

又江賦下文の注に「沱潛既導」を引き亦正に「沱」に作りて「沱」に作らず。恐らく

は今本尚書禹貢「沱」の字李善本に在りては則ち「沱」に作りしなりむ。

今本王篇水部に據れば「沱」を以て「沱」の俗字なりと爲す。然れども古は多く「沱」

を用ひたるが如し。即ち王氏逵寫第三種本切韻第十葉表及び敦煌本刊謬補缺切韻百

九行並に「沱」の字を収めて「沱」の字を収めず。獨り「沱」の字のみならず、廣韻に於

て「沱」に从ふの字切韻に在りては多く「沱」に从ひ而も別に「沱」に从ふ者を出さる

こと左例の如き有り。

廣	韻	駝	駝	駝	駝	沱	沱	沱	沱
刊謬切韻	駝	駝	駝	駝	駝	沱	沱	沱	沱
王氏切韻	駝	駝	駝	駝	駝	沱	沱	沱	沱
三種本切韻	駝	駝	駝	駝	駝	沱	沱	沱	沱
又五經文字	沱	沱	沱	沱	沱	沱	沱	沱	沱
水部	沱	沱	沱	沱	沱	沱	沱	沱	沱
又五經文字	沱	沱	沱	沱	沱	沱	沱	沱	沱
水部	沱	沱	沱	沱	沱	沱	沱	沱	沱

用ひたるの諸と爲すべし。

説文を攷ふるに沱江別流也第十一此の沱字の右角と其形相近し。而して沱

は「施」に作れば沱の轉聲亦「沱」に作るに至れるなりむ。

沱聲轉乎陰聲

注尚書曰泗濱浮磬第十葉表

今本尚書禹貢篇第六葉表文同じ。

案するに卷四十二管子建學吳李重書注尚書を引いて此の注と同じ。

陽鳥爰翔

注尚書曰彭蠡既豬陽鳥攸居第十葉表

案するに既に第一五二頁に出づ。足利本・四部書刊本・淡野本

彭蠡周草足利本・四部書刊本・六

注尚書曰彭蠡既豬第十一葉表案本は漏を補に作る

疏之以沱汜

注尚書曰沱潛既導第十三葉表四部本・淡野本・沱

今本尚書禹貢篇第十四葉表沱潛既導第十四葉表

又（梁州）沱潛既導第十八葉表

案するに此の注「沱」の字内野本尚書（荊州）と合す岩崎本（荊州）は「沱」に作り、九條本、内野

傳廿五年注尚書曰沱潛既導百納本第八葉表を引く淡野本は「沱」に作る。又吳志孫

「沱」の字の攷既に第一五二頁に詳なり。

胡刻本此の注「導」の字尚書に於ては例證無し。今本尚書書頁「某水既道」の「道」皆寸に从はず。「導某水」の「導」皆寸に从ず。而も段玉裁は當に本皆「道」に作るべしと爲す。詳に導導卷三第四十今各本隸古定尚書を檢するに段説の是なるを知る。恐らくは李善補る所の尚書亦然りしならむ。況や「沱潛既道」の「道」今本尚書に在りて寸に从はざれば李善の舊亦當に「道」に作るべきに似たり。此の注胡刻本非なり。當に四部叢刊本淺野本に从ふべし。

卷第十三

潘安仁 秋興賦

何微陽之短晷

注尚書曰日短星昴以正仲冬第四葉表

今本尚書堯典篇卷二第十葉表 文同じ。

謝希逸 月賦

臣聞沈潛既義高明既經

注尚書曰沈潛剛克高明柔克第九葉表

今本尚書洪範篇卷十二第十五葉表 文同じ。

案するに李善此の經を引くこと凡そ三回而して卷四十七東方朔書注引く所は葉

注本剛克の「克」を「冠」に作る。

爾若英於西冥

注尚書曰宅西曰昧谷第九葉表

今本尚書堯典篇卷二第十葉表 文同じ。

從星澤風

注尚書曰月之從星則以風以雨第九葉表

今本尚書洪範篇月之從星則以風以雨卷十三第十葉表

案するに洪範此の經は上文「星有好風星有好雨」と相應すれば此の文「以風以雨」

に作る者を以て義に於て長と爲す。又此の經は其の直上の文「日月之行則有冬有

夏」と其句例相似て而も上文に在りては尙「有」の字有れば此の文亦兩「以」の字有

る者傳と爲すべきが如し。又此の經の傳「月經於李引所此當書引所及ひ宋世家集解引

其則多風離於畢則多雨」に據りて之を推すも亦當に兩「以」の字有るべきに似たり。

史記宋微子世家「月之從星則以風雨」瀧川氏攷證に曰ふ「楓山三條本風下有以字

と。然らば則ち今古文本皆兩「以」の字有りたるかと疑はる。

卷十九張景陽雜詩注亦此の經を引いて而も「風」の下「以」の字無きは淺人等の尚書

に據りて判れるなるべし。

復之無教

注尚書曰我有周無教第十葉裏 四部本：淺野本「我」の上「俾」の字有り。

今本尚書微子之命篇俾我有周無教第十葉裏 足利本六家本は胡刻本に同じ。

案ずるに此の注「俾」の字無き者は轉寫者誤りて奪せるなるか抑李の舊本より此の字無かりしなるか今之を定むる能はず。

賈誼 鵬鳥賦

傳説胥靡台

注尚書曰高宗夢得說使百工營求諸野得諸傳巖爰立作相第十一葉裏 左より第四行

今本尚書說命篇序高宗夢得說使百工營求諸野得諸傳巖又說命篇上爰立作相第十葉裏案ずるに李善尚書此の序を引くこと凡そ三回文皆同じ。師引せる者は此の數内に在らず

禰正平 鸚鵡賦

命虞人於廣地詔伯益於流沙

注尚書帝曰益汝作朕虞第十三葉裏 末行

案ずるに既に第一七一頁に出づ

注尚書曰導弱水餘波入于流沙

今本尚書禹貢篇導弱水隔句餘波入于流沙卷六 第十四葉裏

案ずるに梁章鉅曰「桂氏讀曰李善注鸚鵡賦引書餘波入於流沙或以被胥靡波之語按李引經在與今本不同被讀如被孟獲之被空存此說按各本無作被者恐皆後人所改桂言如此此有所見之善本也」第十葉裏 有諸卷十五と。今李善注を攷るに尚書「餘波入于流沙」を引くこと凡そ四回にして其文皆同じく而も卷十二江賦卷五十七陶徵士誄に於ては皆正文明に「餘波」の語有るに注して尚書此の經文を引けば其の據る所の尚書恐らくは「餘波」に作りて「餘被」に作らざりしならむ。

張茂先 鷦鷯賦

羽毛入貢

注尚書曰厥貢齒革羽毛第十五葉裏 左より第四行

今本尚書禹貢篇厥貢賜句 齒革羽毛 惟木 第十二葉裏

靜守約而不矜

注尚書曰汝惟不矜第十六葉裏 左より第二行

今本尚書大禹謨篇汝惟不矜天下莫與汝爭能卷四 第八葉裏

未若曠昔之從容

注 尚書曰從容以和第十六葉裏
左より第三行
空するに既に第一一六頁に出づ。

卷十四

顏延年 赭白馬賦

四隲入貢

注 尚書曰四隲既宅初葉裏
第六行

今本尚書出貢篇四隲既宅卷六
第六行

空するに李善尚書を引くの下、又曰く「四隲四方之隱處也」と。是れ此の正文及び注引尚書本「四隲」に作りしが爲に釋して隱處となせるなり。(説文曰隲宛世室之西南隅又釋宮曰西南隅謂之鞠郭注曰室中隱與之處)若し隲(説文曰隲水隈崖也)に作りは何ぞ直に釋して隱處と謂はむや。是に由て之を推すに此の正文及び注の「隲」の字疑ふらくは當に「與」に作るべし。卷四十六顏延年曲水詩序注引く所正に「與」に作る。效前四三〇頁に見や。

秘寶盈於王府

注 尚書曰王府則有初葉裏
第八行

今本尚書五子之歌篇關石和鈞王府則有卷七
第七葉裏

空するに李善尚書の上又「同禮曰王府掌王之金玉玩好」を引きて正文「王府」を注し王府主府並に出す。此れ甚だ疑ふべし。是を以て胡氏攷異に曰く「陳云王互異必有誤今案各本皆同無以訂也」と。又胡氏攷異に曰く「注王互引此亦如魏都賦注庶士庶士之例」と。魏都賦庶士用字の注、尚書曰庶士庶士有楊、胡昭煥は「庶士」都賦注庶士庶士之例と。胡克家終に是非を決せず胡昭煥以て兩存すべしと稱す。

今李注の例に據つて之を推すに正文に異同有ることを注せずして而も直に相異る二語を並引すること之れ有るべからず。此れ恐らくは轉寫誤て正文「王府」に作ると「王府」に作るとの二種生じ後人其の誤れる正文に从ひて別に一語を増注せしのみ。此の文「秘寶盈於王府」「文題列乎華廡」の二句を攷ふるに下句「華廡」に對しては上句「王府」に作る者是なるに似たり。然らば則ち此の注尚書曰の七字疑ふらくは本當に有るべからざるなり。魏都賦注尚書の「庶士」毛詩の「庶士」を互引するが若きも、餘本皆毛詩を引かざれば、是れ胡刺本後人の増注有るを知るなり。

文教迄已優洽

注 尚書曰優武備文 第二葉裏
第七行

今本尚書武成篇乃優武備文 卷十一
第十九葉裏

空するに神田本尚書「備文」に作る。「備」は即ち「備」の字なり。備に从ふの字、説書多る不、故の字、周金文、漢碑、俱に作る有り、故に从ふの字、亦同じと
(説文註林、故、下引、諸、神、小、等、然らば、故、は、是、れ、故、の、轉、變、なるべし。)

「修」「脩」均しく「攸」の聲なれば相通用す。是を以て「修徳」の脩の字隸古定尚書
間「脩」に作る。説命下「爾文修予」羅氏敦煌本「脩」に作り、泰誓下「郊社不脩」及
び武成此の文神田本皆「脩」に作るが如き是れなり。

昔帝軒既位

注尚書曰汝陟帝位第二葉表 左より第四行

今本尚書分典篇第三葉裏 文同じ。

精曜協從靈物成秩足利本四部本淺野本六家本「協」

注尚書曰靈筮協從第五行 第二葉裏

今本尚書大禹謨篇靈筮協從第十一葉表

案するに卷五十六陸佐公石闕銘注尚書此の文を引いて「協」を「叶」に作り、李善の舊

を存するに似たれば此の注亦本「叶」に作りしならむ。

注又曰咸秩無文第二葉裏 第六行

今本尚書洛誥篇祀于新邑咸秩無文卷十五 第十葉裏

又、梓宗將禮稱秩元祀咸秩無文第十一葉裏

然而般于遊畋

注尚書曰文王不去本敢盤于遊畋第四葉裏 四部本淺野本六家本「不」を「弗」に作る。

今本尚書無逸篇文王不去本敢盤于遊田第五行

案するに此の注「弗」に作る者是なり。又「盤」當に「般」に作るべく、「畋」當に「田」に作

るべし。攷、既に第一一六頁に見ゆ。
胡克家云、正文「般」の字袁本茶陵本は「盤」に作る。兩本是なりと。蓋し此の正文
「盤」に作る者は注「盤」の字と相合するを以てなり。然れども李注の舊「般」に作り
て「盤」に作らざれば正文當に尤本を以て是と爲すべし。胡説の苦きは權を蒙うて
殊を違へず者と謂ふべし。

惟徳動天

注尚書益誓于岳曰惟徳動天第五葉表 第九行

今本尚書大禹謨篇卷四 第十四葉表 文同じ。

鮑明遠 舞鶴賦

始建軒以鳳踏

注尚書曰鳥獸踏踏第六葉表 第四行

今本尚書益稷篇卷五 第十四葉裏 文同じ。

班孟堅 幽通賦

巨滔天而浪夏兮

注 象恭治天 第七葉裏 左より第四行 胡氏攷曰「平陵本上有尚書曰三字袁本有善曰二字安本此當兩有善曰尚書曰五字」四部本淺野本「象」の上尚書曰の三字有り且つ之を善注に屬せしむ。

今本尚書堯典篇第十九葉裏 文同じ。

審樂謙而相訓 注 尚書曰天威 棊忱 第十二葉裏 初行

今本尚書康誥篇天畏 棊忱 卷十四 第五葉裏 案するに陳喬樞「風俗通十反篇書曰天威棊謙言天德輔誠也」及び此の李善注引く所を擧げ且つ曰く「安郭璞爾雅注引尚書亦作天威棊忱」釋詁是知作忱者古文尚書也

作謙者今文尚書也威字古文今文並同偏孔傳以天德可畏釋天威二字後人遂改經天威作天畏非是 今文尚書經說 卷十七 第十葉

虞詡美而儀鳳兮 注 尚書曰蕭韶九成鳳皇來儀 第十二葉裏 第四行

案するに既に第一五九頁に出づ。

卷第十五

張平子 思玄賦

幽獨守此仄陋兮 注 尚書帝曰明明揚仄陋 初葉裏 第七行 六臣注諸本「帝」の字無し。

今本尚書堯典篇帝曰又曰明明揚側陋 卷二 第十四葉裏 案するに李善此の經を引くこと凡そ四回、東京賦注を除くの外皆「仄」に作りて「側」に作らず。恐らくは李の尚書「仄」の字を用ひたるなるべし。敦煌本堯典傳文亦「仄」の字を出し「字又作仄古側字」と注せり。 第三二八頁 參照

卷五十沈休文思傳傳論注亦此の經文を引いて「揚」を「敬」に作る。此の注亦本「敬」に作りしなるべし。 致詳に第四七一頁に見ゆ。

嘉傳說生般 注 尚書曰高宗夢得說使百工營求諸野得諸傳巖 初葉裏 第九行

案するに既に第一五九頁に出づ。

旦獲譴于羣弟兮 故金勝而後信

注 尚書曰武王既喪管叔乃流言於國曰公將弗利於孺子秋大孰未穫天大雷電以風王故金勝之書乃得周公代武王之說王教書以泣曰其勿穆卜乃信 周公 初行 第二葉裏

今本尚書金縢篇武王既喪管叔及其羣弟乃流言於國曰公將不利於孺子隔句秋大孰未獲天大雷電以風隔句王與大夫盡弁以飲金縢之書乃得周公所以為功代武王之說隔句王執書以泣曰其勿穆卜昔公勤勞王家惟予沖人弗及知今天動威以彰周公之德惟朕小子其新逆我國家禮亦空之卷十三案するに此の注「弗」に作り内野本尚書と合す。此の注「乃信周公」位證無し。或は李善尚書を約取して此の四字に作り以て賦の正文「而後信」に應せしめしが。中論習行篇金縢に據りて

隨茲民之多僻兮

注尚書曰茲民乃粒第二卷表

今本尚書益稷篇烝民乃粒卷五

案するに「蒸」「烝」の攷第五。七頁に見ゆ。

疾防服之宣言

注尚書曰朕不倉言第四卷表

今本尚書湯誓篇卷八文同じ。

存重華于兩鄰

注尚書曰重華協于帝第四卷表

今本尚書舜典篇卷三文同じ。

案するに舜典釋文に據れば舜典此の文據方與上る所の孔傳本に有りしを知る。

彼天監之孔明兮用棗忱而祐仁

注尚書曰天監厥德第七卷表

今本尚書太甲篇上卷八文同じ。

注又曰周公若天威棗忱第七卷表

今本尚書康誥篇王曰隔句天畏棗忱卷十四

又君奭篇周公若曰隔句若天棗忱卷十六

案するに梁章鉅曰く「周公若天威棗忱此引尚書君奭篇若天棗忱而多一威字蓋以康

誥天威棗忱語誤合焉」六十二卷。胡刻本徒に「周公」の二字を贖すること有る

べからざれば梁説是なるに似たり。蓋し本「周公曰若天棗忱」に作りしを「曰」を

奪し「威」を添へて「周公若天威棗忱」に作るに至り胡刻本即又「周公若」の三字を

刪りて「天威棗忱」に作るに至りしなるべし。足利本以下即但君奭此の經の傳「順

天輔誠」と讀へば賦の正文「彼天監之孔明兮用棗忱而祐仁」の意と甚だしくは協

はず。此の賦の注康誥を引くを以て較べんと爲す。

啓錄道而種德兮

注尚書曰啓錄道種德第六卷表

今本尚書大禹謨篇禹曰隔句皋陶道種德卷四

案するに李善據る所の尚書「啓錄」に作りて「皋陶」に作らず。攷録に希し八七

頁に見ゆ。

申厥好以玄黃

注 尚書曰厥。蓋玄黃第九卷表 第五行

今本尚書武成篇。蓋厥玄黃卷十一 第三十一行。案するに武成篇「厥蓋」に作る者微無し。卷五十六陸佐公石闕銘注。尚書を引いて「蓋厥」に作り今本尚書と合す。此の注或は轉寫者由貢「厥蓋某」の句に涉りて誤り倒せるか。

又案するに僖成「肆予東征殺厥土女惟其士女。蓋厥玄黃。昭我周王云々」は孟子滕文公下引く所の逸書の「有攸不惟臣東征殺其士女。蓋厥玄黃。昭我周王。見休云々」を襲へる者と謂はるゝか王鳴盛尚書後傳 卷十一 王鳴盛古文尚書攷。「王」を引き正に「厥」の字上に在り。是與篇題處書下の正義引又毛詩小雅鹿鳴等引。今本毛詩等は「蓋厥」に作れども毛詩正義卷九之二第三十一卷表は正に「厥蓋」に作りて尚書正引く所と合す。孟子引く所の書と鄭玄引く所の書とは是れ本同一逸文なるべければ、僖公氏襲ふ所或は本「厥蓋」に作る事此の注引く所の如かりしこと無さを保し難し。姑く蓋闕に从ひて諸を明者に違す。

茲令德於正中兮

注 尚書曰惟爾令德孝恭第九卷表 第七行

今本尚書君陳篇卷十八 第十卷表 文同じ。

太容吟曰念哉

注 尚書曰念哉第十卷表 末行

今本尚書大禹謨篇於帝念哉卷四 第四卷表

又帝念哉第六卷表

張平子 歸田賦

極般遊之至樂

注 尚書曰般遊無度未卷表 第二行

今本尚書五子之詠篇乃般遊無度卷七 第四卷表。案するに。原本玉篇第十卷分角 第十卷表。「尚書乃般遊無度」を引き。北堂書鈔卷七十一 自尚書の般遊無度を引き。九條家本尚書。羅氏景印敦煌本尚書。亦正に「般」に作る。此の注の「般」の字其の證有りと言ふべし。

切韻を攷ふるに。上平廿四聲。「般」の字を訓じて樂と爲し。王念孫補注本同じ。「般」の字は則ち蓋と訓す。刊謬本蓋を見る可し。隋唐の間般樂の字。「般」を以て正字とせしことを

般の字。説文に在りては。時也と訓す。第八卷下 然れども段氏之に注して「引伸爲般遊

般樂」と言へば。其の樂と訓せらるる所以を知るべし。

説文又「昇」の字有り。喜樂兒と訓す。第七卷上 段氏之に注して曰く「小雅并彼樹鳥斯傳曰并樂也。此昇之段借也。編詒詩序五般樂也。序字當改作字皆云般樂也。般亦昇段借也。古三字同音。蓋故相段借如此」と。段氏前後同じ。之を證す。蓋は是れ兩通すべし。

卷第十六

潘安仁 閑居賦

方今俊又仕官百工惟時
注尚書曰俊又仕官第二葉表末行

今本尚書臯陶謨篇卷四第廿葉表文同じ。

案するに卷廿四潘安仁爲賈誼作贈陸機詩注卷卅四曹子建七啟注卷四十三孫子荆爲石仲容與孫皓書注俱に尚書を引いて皆此の注と同じきも卷廿曹子建責躬詩注引く所「俊」を「俊」に作り卷五十六曹子建王仲宣誄注引く所亦「俊」に作る者有り。第二葉表

注又曰百工惟時

今本尚書臯陶謨篇第廿葉表文同じ。

案するに卷五十五陸士衡廣絕交論注尚書を引いて此の注と同じ。

固謂拙於用多

注尚書臯公曰予多才多藝第二葉表左より第三行

今本尚書金縢篇史乃冊祝曰臯句子仁若考能多材多藝卷十三第廿八葉表を引けるを以て此の正文案するに李善既に上に「壯子謂惠子曰夫子固拙於用大」を引けるを以て此の正文

の注乃ち足る。而も尚書「多才」の語正文「用多」と甚だしくは相渉らす。疑ふ此の注尚書以下の十字後人の加ふる所かと。胡氏攷異に曰く「袁本茶陵本無此八字當に「子」作」と。足利本、四部本、淺野本、六家本亦無し。

雖吾類之云厚

注尚書曰類厚有恒第三葉表 第三行

今本尚書五子之歌篇第八葉表 文同じ。

宗文考以配天

注尚書曰惟予文考第三葉表 第九行

案するに今本尚書此の文無し。此の注疑ふらくは、泰誓下「惟我文考若日月之照臨」或は「惟朕文考無罪」を節引して、「我」「予」若しくは「朕」「予」互に異なるなるべし。泰誓此の文「予」に作る者證無し。

石廷國書左納良逸

注尚書曰養教胄子第四葉表 第七行

今本尚書舜典篇帝曰養命汝典樂教胄子第六葉表

案するに李善上注明に「國學教胄子太學招賢良」と言ひ其下尚書を引いて正文「國

胄」の語を證す。是れ李善尚書を讀んで「胄子」二字を以て一語と爲し「教胄」二字

を以て一語と爲せりしこと當に疑ふべからず。

卷廿願延年皇太子釋奠會詩「安先國胄」注卷四十六王元長三月三日曲水詩序「入

虎闡齒胄子。注卷六十仕彦昇齊竟陵文宣王行狀「儀形國胄」注俱に尚書此の經文を引けは其の尚書の讀、皆此の注引く所と同じきを知る。

今尚書此の經の諸注を攷ふるに、

馬注 胄長也教長天子之子弟教理本釋文按卷に據る。今本釋文「天子」天子に作る疑ふらくは今本非。

鄭注 胄子國子也王鳩盛補注 其所に據る。

王注 胄子國子也釋文釋卷 乃ち馬融は經「教胄子」を讀んで「教胄」二字一語、「子」一字一語と爲し鄭王は「教」

一字一語「胄子」二字一語と爲せしなり。

僞孔傳は則ち曰く「胄長也子この字王引之の説 謂元 足利本「元」と「天」に作り内野本子以下至御 據りて之を補ふ。

大夫子弟以教詩詠之舞之教長國子中和祿唐孝友」と。

王引之此の傳文を解して曰く「教長國子謂教長此國子猶馬注言教長天下之子弟也

此是訓教胄爲教長訓子爲國子非胄子二字連讀而訓爲長子也且兼弟言之則非獨長子

明矣經義述聞 綠神山房 王解尤に當る。

據つて李善引く所の尚書を見るに其の讀鄭王と爲して僞孔と合せず。然らば則ち

李善或は鄭王本に據りて之を引けるかと疑はれざるに非ず然れども李善の尚書を

引くや僞孔氏本を主とし僞孔傳の解文並正文の用例と其の證協はざる者有りて乃

ち鄭王本に據り且つ其の注を連引するを常とす。然るに今屢々尚書此の經を引いて而

も一も鄭王の注を并舉する者無ければ其の引く所皆僞孔氏本に據れること明かなり。

李善既に偽孔氏本に據りて而も「胄子」二字を以て連續し「教育」二字を以て連續せざりしの説尙ほ一有り。

卷十一左太中詠史八首「世胄高才英俊沈下僚」其の「世胄」の語是れ胄子を謂へること當に疑ふべからず。而して李善之に注して「孔安國尚書傳曰胄長子也謂鄭大夫子弟也」を引く。此れ李善姚傳に據りて而も經文「教育子」を讀んで「胄子」一語と爲せるの明證に非ずや。

尚書正義を攷ふるに此の經を釋して「當以詩樂教訓也。盧長子使此長子。正直而溫和。寬弘而壯果剛毅而不可虐簡易而不傲慢」と曰ひ傳を釋して「說文云胄胤也釋詁云胤繼世繼父世者惟長子耳故以胄爲長也……是今愛以歌詩詠之無舞之教此述長國子也」（内野本）と曰へは是れ孔氏等亦經内「胄子」の二字を連續せしを知る。孔氏等の此の讀は本傳「胄長也」の「長」を誤り解して「長子」と爲し傳「教長國子」を誤り解して「教述長國子」と爲せるに因りて生ず。（引之經義）と雖も傳を讀んで斯くの如く解するは獨り孔氏等のみの謬には非ずして必ず承くる所有りしなるべし。

今李善の據れる偽傳文孔氏等據る所と全く同じかりしや否や明かならざれども其の經の句讀は則ち孔氏等と正に合す。然らば則ち唐初の人姚本此の經を讀んで鄭王の讀と同じくせしを知るなり。

〔四〕王引之今本尚書偽孔傳「胄長也謂元子以下至卿大夫子弟」の「也」を訂して「子」に作り且つ曰く「今本子作也乃後人所改王制正義引孔傳胄長也世字亦後人所改史記正義曰孔云胄長子謂元子以下至卿大夫子弟也山井鼎尚書考文曰謂元子以下古本讀上有子字」（經義述聞前二）。案するに今本は「子」字を改めて「也」字に作れるに非ず。惟「也」の下「子」字を奪せしのみなるべし。足利古本内野本並に「胄長也子」（内野本）の五字に「子」を請云云に作る。是れ其の證なり。是を以て今王引之従ふと雖も敢て「也」字を刪去せず。

又案するに禮記王制注「樂正崇官之長學國子之教虞書曰憂命汝典樂教育子」（孔氏）。十三卷正義に曰く「引虞書命汝典樂教育子者證以崇官教育子之義孔注尚書云胄長也謂王子公卿大夫元士之子」（第五卷）。鄭虞書を引く。固より「胄子」二字連續し今孔疏鄭注引く所の虞書を釋するに孔注を以てするは是に非ずと雖も而も孔氏等之を引く者は其の見る所の孔注正に「胄長也」に作り且つ孔氏等此の孔注を解して「胄は長子なり」の意と爲せるを以てなり。假に王引之の如く此の正義引く所の孔注「胄長子謂王子云云」に作らしめは是れ鄭注引く所の「胄子」と合せ且つ孔疏上文「教育子之義」と相承く。然らば則ち王制正義は本より「孔注尚書云胄長也」に作りて「胄長子謂云云」に作りしには非ず。王引之今の王制正義を以て後人の改むる所と爲すは恐らくは謬。

〔五〕偽孔傳「胄長也謂元子以下至卿大夫子弟」を襲へるに似たり。而して鄭注本傳文に據りて鄭注正に「教長天子之子弟」を襲へるに似たり。然らば則ち此の偽孔傳も「天子以下」に作る者は是なるかと疑はる。

所改史記正義曰孔云胄長子謂元子以下至卿大夫子弟也山井鼎尚書考文曰謂元子以下古本讀上有子字」（經義述聞前二）。案するに今本は「子」字を改めて「也」字に作れるに非ず。惟「也」の下「子」字を奪せしのみなるべし。足利古本内野本並に「胄長也子」（内野本）の五字に「子」を請云云に作る。是れ其の證なり。是を以て今王引之従ふと雖も敢て「也」字を刪去せず。

又案するに禮記王制注「樂正崇官之長學國子之教虞書曰憂命汝典樂教育子」（孔氏）。十三卷正義に曰く「引虞書命汝典樂教育子者證以崇官教育子之義孔注尚書云胄長也謂王子公卿大夫元士之子」（第五卷）。鄭虞書を引く。固より「胄子」二字連續し今孔疏鄭注引く所の虞書を釋するに孔注を以てするは是に非ずと雖も而も孔氏等之を引く者は其の見る所の孔注正に「胄長也」に作り且つ孔氏等此の孔注を解して「胄は長子なり」の意と爲せるを以てなり。假に王引之の如く此の正義引く所の孔注「胄長子謂王子云云」に作らしめは是れ鄭注引く所の「胄子」と合せ且つ孔疏上文「教育子之義」と相承く。然らば則ち王制正義は本より「孔注尚書云胄長也」に作りて「胄長子謂云云」に作りしには非ず。王引之今の王制正義を以て後人の改むる所と爲すは恐らくは謬。

〔五〕偽孔傳「胄長也謂元子以下至卿大夫子弟」を襲へるに似たり。而して鄭注本傳文に據りて鄭注正に「教長天子之子弟」を襲へるに似たり。然らば則ち此の偽孔傳も「天子以下」に作る者は是なるかと疑はる。

尚書正義「説文云胃胤也釋詁云胤繼也繼父世者惟長子耳故以胃爲長也謂元子已下至御大夫子弟者王制云樂正宗四術立四教云云」を説するに其の據る所の偽孔傳明かに「胃長也謂元子以下至御大夫子弟」に作りしを知る。王制正義孔注尚書云胃長也謂王子公卿大夫云々を引 傳文既に此の如く作れば「謂元子以下云云」を以て「胃」字を釋せる者と解せざるを得ず。孔氏等既に傳「胃長也」の「長」を以て「長子」の意と爲す。是を以て傳下文「教長國子」を曲解して「教此遠長國子」と爲さざるを得ざりしなり。然れども孔氏等の如く解する時は傳「長國子」の語甚だ不

同書。是れ決して偽傳の本義を得たる者に非ず。

注 尚書曰德無常師主善爲師 第四葉表 左より第四行

今本尚書咸有一德篇 卷八 第廿七葉裏 文同じ。

司馬長卿 長門賦

步從容於深宮

注 尚書曰從容以和 第六葉裏 第四行

案するに既に第一一六頁に出づ。

象補石之將將

注 尚書曰導河補石 第十六葉裏 左より第三行
案するに此の注「積」の上疑ふらくは當に「固」の字有るべし。致既に第九四頁に見ゆ。

室楚祖之連綱

注 尚書曰荊州厥篚玄纁纁 第七葉表 祖初行

今本尚書禹貢篇荆及衡陽惟荊州屬の厥篚玄纁纁。祖

案するに此の注「纁」の字各本皆同じ。然れども禹貢の傳明に「璣珠類」と曰ひ字

書亦「纁」の字無ければ文選注糸に从へる者上下の字に涉りて誤れるのみ。

陸士衡 歎逝賦

悼堂構之隙庑

注 尚書曰駁子乃弗肯堂矧肯構 第九葉裏 末行

今本尚書大誥篇 卷十三 第十二葉表 文同じ。

潘安仁 懷舊賦

感于子思

注 尚書曰予思曰孜孜第十一葉裏 弟七行
 今本尚書益稷篇于思曰孜孜卷五 弟一葉裏
 案するに 此の注「日」の字本「日」に作りしかと疑はる。 孜孜に弟
 なり。 頁に詳

潘安仁 寡婦賦

荼毒之極哀也

注 尚書曰不忍荼毒第十二葉裏 弟二行

今本尚書湯誥一篇惟其凶害弗忍荼毒第十葉裏

案するに今本尚書「不」の字李善引く所多く「弗」に作る。致既に弟 此の注及び卷廿

一中詩注引く所の尚書「不」に作りて「弗」に作らず。或は李善の尚書自ら然りしか。

爰幸嬪於高族

注 尚書曰嬪于虞第十二葉裏 左より第四行

今本尚書堯典篇卷二 弟廿四葉裏 文同じ。

卷第十七

陸士衡 文賦

蓋非知之難能之難也

注 尚書曰非知之艱行之惟艱初葉裏 弟四行

今本尚書說命篇中非知之艱行之惟艱卷十 弟十葉裏

案するに足利古本雲内蔵刻本尚書並に兩「艱」の字皆「難」に作る。「難」に作る者、文

賦正文と合す。王鳴鳳云云、左傳昭十年、子皮曰非知之難、難將在行之司馬注曰非知之 李善引く所の尚

書本より「艱」に作りしか、即本「難」に作りて正文と合せしを後人改めて「艱」に作り

しか、疑うて明かにする能はず。

固應繩其少當

注 尚書曰惟木從繩則正弟四葉裏 初行

今本尚書說命篇上卷十 弟三葉裏 文同じ。

昔辨條與文律

注 尚書帝曰律和聲第五葉裏 弟四行

今本尚書舜典篇帝曰律和聲 卷三 弟廿二葉裏

病冒言之難屬

注 尚書帝曰亦冒言 第五葉裏

今本尚書益稷篇帝曰來由汝亦冒言 第五

俯貽則於末葉仰觀象乎古人 第一葉裏

注 尚書曰于恐末世 第六葉裏

今本尚書仲虺之誥篇于恐末世以台為口實 第六葉裏

案するに卷五十八蔡伯喈郭有道碑文注尚書を引いて亦此の注と同じ。蓋し皆節に

从へるなり。

注 又曰于欲觀古人之象

今本尚書益稷篇 卷五 文同じ。

宣風聲於不泯

注 尚書畢命曰彰善瘴惡樹之風聲 第六葉裏

今本尚書畢命篇彰善瘴惡樹之風聲 卷十九 第六葉裏

案するに卷廿六王元長永明十一年策秀才文注尚書此の文を引いて各本皆「章」に作

り岩崎本尚書と合す。

柏葉讀ふ禮記緇衣「有國者章善瘴惡以示民厚」此れ偽孔氏の補文なり。尚書五

而して禮記釋文「章善」を出し「尚書作善」と注して「章」字の異同を注せされは

是れ陸見る所の畢命亦「章」に作りて「彰」に从はざりしなり。

孫志祖謂ふ古「彰」の字皆「章」に作りて「多」を加へすと。引經解本論書同編錄此の說也。す
而して「彰」は表彰の義なれば此の注本「彰」に作れるを書寫者特に改めて「章」に作
ること有るべからず。是れに據りて之を觀れば此の注「章」に作る者李善の善を採
すと謂はざるべからず。
此の注「尚書」の下「畢命」の二字有る者非なり。蓋し是れ本後人菊記の語。
李善引書の例正文と關する有るに非されは篇名を記す。 第八五頁

王子淵 洞簫賦

漢記注法

注 尚書帝曰養命汝典樂故君子 第七葉裏

案するに既に第二ニ。頁に出つ。

故有贊者聽之而廉隅令

注 尚書曰叨憤曰欽 第九葉裏

今本尚書多方篇亦惟有夏之民叨憤 句曰欽制罰夏色 第六葉裏

案するに此の注尚書を引くの下又「孔安國曰倉頡急 諒の指」を引く。今本尚書傳

傳文「倉頡」に作るに似たり。

「倉頡」を證するに在り。

今、傳文「會贊念憤」と其の經「叨憤」とを併せ攷ふるに偽孔氏經「叨」の上に「會」
 正添へて「會贊念憤」と爲し又經「憤」の上に「念」を添へて「念憤」と爲せるに似たり。
 李善引く所の傳文「叨」に作らずは或は其の聲も亦本傳文に作りしや亦未だ知るべし。
 然らば則ち此の注尚書を引いて「會憤」に作れる者は本「會贊念憤」に作りて誦せし
 が否らずんば正文「會」の字に涉りて誤れるのみ、李の舊然りしには非ざるなり。
 萬希槐十三經證異此の注「尚書曰會憤日欽」に作れる者を擧げ且「說文食部贊食云
 會也从食號聲贊或从口刀聲作叨叨即贊食之重文訓爲會故遂注引書作贊」卷九第十と謂
 へるは恐らくは非なるべし。

今の尚書此の經の傳に曰く「桀洪舒於民故亦惟有夏之民會叨念憤而逆命於是桀民
「叨」の誤なり、四部叢刊本尚書開列注政本正
 「叨」に作る、正義及攷ふるに「正」に作る。 尊敬其能剽割夏邑者謂殘賊臣」既氏校勘記曰古
 本上有之字
 此れに據れば、經當に「叨憤」下に句して「日欽」の二字下屬すべし。說文十二上五部
 有夏氏之民叨憤、引く、亦
 下句に可せるに似たり。 今李善「叨憤日欽」の四字を引く、是れ其の讀今の傳と合せ
 さるなり。北堂書鈔 卷四十二
 「剽割夏邑」を引く。虞世南亦「日欽」を上句に屬せ
 しむること李善と同じかりしかと疑はる。李善傳反が注其の讀「叨」曰欽
 上句に屬せしむ。

李善既に尚書を引き又孔傳を引ければ其の讀偽孔氏に从へること當に疑ふべからず。
 然るに李の讀今の傳と合せざる者は豈に其の傳文今本と大に異りしに因るか。抑、
 佗に故有るが。今、證左之しくして之を決する能はず。

傅武仲 舞賦

臣聞歌以詠言

注尚書曰歌詠言前丁葉表
 足利本、四部本、漢野
 李、詠を「永」に作る
 今本尚書尚典篇歌永言卷三
 李、詠を「永」に作る
 案するに此の注「永言」に作る者是なり。李善此の注尚書を引くの下又「孔安國曰
 歌詠其義以長其言」を引く。是れ正文は「詠言」に作り注引尚書は「永言」に作
 りて相合せざるが爲に、又孔傳「歌詠其義」を引いて「永詠同義なることを明かに
 せしなり。此れ猶ほ卷四十六王元長三月三日曲水詩序「同律克和」の注「尚書曰
 ハ音克諧」を引き其下又「孔安國曰諧和也」を引けるがごときなり。然らば此の
 注「詠言」に作る者は正文に涉りて誤れるなり。卷廿六宣德皇后令、
 聖太公曰屈一人之下伸萬人之上を引ける
 三訓別李正文、
 詠言に涉りて注
 詠言を「永」に作る亦此の例 卷廿九何敬祖禠詩「永言寫情慮」注引く所正に「永言」
 に作る。

但此の經の傳文「歌詠其義以長其言」を讀するに傳「長」字を以て經「永」の字を
 訓す。「詠」を以て「永」を訓せるに非ず。然れども徐邈既に經の「永言」に音して
 「音詠」と爲せば釋文引唐初尚書家或は傳文「詠其義」を以て經「永」を訓せりと爲
 す者有りたるなるべし。
 所以陳清廟協神人也

注 尚書曰八音克諧神人以和 第十葉裏 左より第三行
今本尚書舜典篇八音克諧無相奪倫神人以和 卷三 第廿六葉表

卷第十八

馬李長 長笛賦

獨聆風於極危

注 尚書曰惟箇輅楛 初葉裏 第八行

今本尚書尚書篇 卷十六葉表 文同し。

案するに本善尚書を引くの下又「鄭玄曰箇輅聆風也」

此の鄭注、胡刻本、衍文有り今、を引
及費の説に於て正す。

善襄比律

注 尚書帝曰變命汝典樂教胥子 第三葉表 左より第四行

案するに既に第二ニ。頁に出づ。

無相奪倫

注 尚書曰八音克諧無相奪倫 第四葉裏 第五行

案するに既に右に出づ。

溫直擾殺孔孟之方也

注 尚書曰皐陶曰擾而殺直而溫 第五葉表 左より第二行

餘本に此の注無し。

今本尚書皐陶謨篇皐陶曰「擾而殺直而溫」 卷四 第十九葉表

案するに此の注「皐陶」の二字當に「咎繇」に作るべし。攷既に第一八七 頁に見

宰作卿事

注 尚書咎繇曰宰作卿事惟乃憲欽哉 第七葉表 第三行

餘本「惟乃憲欽哉」の五字無し。此れは或は之の補ふ所也。

今本尚書益稷篇皐陶拜手稽首臚言曰念哉宰作卿事惟乃憲欽哉 卷五 第十七葉表

案するに李善據る所の尚書「咎繇」に作りて「皐陶」に作らず攷既に第一八七 頁に見ゆ。

聖朕切錯

注 尚書曰錫勳暨錯 第七葉表 左より第三行

今本尚書禹貢篇 卷六 第十八葉表 文同し。

有庶士丘仲

注 尚書曰庶邦庶士 第七葉裏 第六行

今本尚書酒誥篇厥誥庶邦庶士 卷十四 第十五葉表

案するに卷廿七頌延年皇太子釋尊會作詩注此の經を引いて「士」を「事」に作る。

嵇叔夜 琴賦

吟詠以肆志

注 尚書曰詩言志 第八葉表

今本尚書 尚書卷三 文同じ

珍怪琅玕

注 尚書曰球琅玕 第九葉表

今本尚書 尚書卷三 文同じ

潘安仁 笙賦

望鳳儀以擢形

注 尚書曰鳳皇來儀 第十四葉裏

胡氏攷異に曰く「袁本・茶陵本無此七字」と。足利本・四部書刊本・淳野本・六家本亦無し。

宋するに既に第一五九 頁に出つ。

披黃包以授甘

注 尚書曰厥包橘柚 第十六葉裏

今本尚書 尚書卷三 文同じ

宋するに胡氏攷異に據れば袁本・茶陵本此の正文及び注の「包」の字皆「苞」に作ると

卷三 第十葉裏 足利本四部書刊本淳野本六家本俱に袁本・茶陵本に同じ。蓋し「苞」に作る者は李善の舊を存するなり。今岩崎本尚書を檢するに正に「苞」に作る。此れ伯孔氏本本「苞」に作るの明證たり。段玉裁古本尚書皆「苞」に作れることを攷へ伯孔氏本亦當に然るべきことを推定すと雖も 第十葉裏 宋伯孔氏本の切證を示さず。此の注以て段説を補ふべし。「苞」「苞」兩字同異の攷詳に第二九六頁に見ゆ。

成公子安 嘯賦

百獸率舞而抃足鳳皇來儀而拊翼

注 尚書曰於予擊石拊石百獸率舞 第九葉裏

今本尚書 尚書卷三 文同じ

益稷篇後曰 拊石拊石成鳳皇來儀 第十四葉裏

又後曰於予擊石拊石百獸率舞

案するに此の注「拊」字本より連引せしか或は本「舞」の下「又曰」の二字有りて後人刪れるが疑うて明かにする能はず。

卷第十九

宋玉 高唐賦

長吏隱念官

注 尚書曰股肱情哉萬事隱第三葉表

今本尚書益樓篇股肱情哉萬事隱第五

武内博士長原教處本尚書正

宋するに北堂書鈔卷十一卷十一「元首巖朕哉萬事隱」を引きて亦「隱」に作り此の注と合す慧琳音義卷九十四「注尚書云隱」

の注と合す引いて本隱に作る引く所は益樓篇の傳説文を攷ふるに自部に曰く「陸取成自曰陸从自聲贗篆文」第十四と。此の「贗」の字其の部位を逐せば則ち「陸」と爲る。而して五經文字に「陸」を出して曰く「許

現反俗作贗以此爲情字皆非也」卷中と。乃ち「陸」は即ち「贗」の俗字なるを知る。蓋

し「贗」の字は本許現反なるに亦徒臥反なる「情」情」と同用せらる五經文字卷中心部情二回不敷也俗作

贗又今本玉篇自部陸徒果 是に於て「陸」の字許現反に音すべき者は特に「陸」に作

り以て徒臥反に音する者と區別するに至れるなるべし。而して慧琳音義卷八十八

「贗」肝」を出して「説文從余從贗聲也」と注し第十頁田井博士贗と字林と互相混雜すと昭和十年三月四

種本切韻支韻「贗」を出して「陸」を出して「贗」を出して「陸」を大書し「許現反

又作贗」と注すれば「贗」の字習用又しきを知る。然らば唐初尚書亦或は「贗」に作る者有りしかと疑はる。

進純儀禱旋室

注 神秋之儀牲牲用第四葉表

今本尚書微子篇般民乃攘竊神秋之儀牲牲用以容將會第十

案するに卷廿四枚來七發注尚書此の經文を引いて「牲」を「全」に作る。疑ふらくは

此の注亦當に「全」に作るべし。攷彼の條に見ゆ。

東廣微 補正詩

罔或游盤

注 尚書曰乃盤游無度第十葉表

今本尚書甘誓篇乃盤遊無度第七

案するに卷十五歸田賦注尚書此の文を引いて「盤」を「船」に作る。此の注亦當に「船

靡田不播九穀斯豐

注 尚書曰播厥百穀第十一葉表

今本尚書舜典篇汝后稷播時百穀第十三葉表

案するに「厥百穀」微無し。卷廿五張景陽七命注引く所は「時」に作りて今本尚書と合す。

今此の詩上下の句を攷ふるに此の注毛詩小雅大田篇「播厥百穀」を引くを以て較長と爲す。疑ふらくは此の注本「毛詩曰」に作りしを後人等に改めて「尚書曰」に自れるに非るか。吳郡賦注本周易を引けるに其の文尚書と相近きを以て後人等に改めて「尚書曰」に作り又王元長三月三日曲水詩序注集注本は毛詩を引けるに今本は「毛詩」の二字を「尚書」に作る等の例有り。

充我民食

注尚書ハ政一曰倉第十一葉表

今本尚書洪範篇三八政一曰倉第九葉表

蕩蕩夷庚

注尚書曰王道蕩蕩第十一葉表

案するに既に第一七二第九葉表に出づ。

五是不逆足利本・四部本・六家本

注尚書云曰雨曰暘曰燠曰風曰時五是末備各以其序庶草蕃庶

今本尚書洪範篇曰雨曰暘曰燠曰寒曰風曰時五者來備各以其敘庶草蕃庶

案するに此の注「燠」の下「曰寒」の二字無くして今本尚書は則ち之れ有り。胡克

家云ふ「注曰風曰時當作曰寒曰風章懷太子注後漢書李雲傳所引史記如此蓋尚書亦然也今以東晉古文昔に今本尚書に作るべし。李善後漢書所本東晉古文なり。東晉古文を改むるに東晉古文を以てすとす。是れ誤り。且、是れ改むれば東晉古文本「曰時」の二字無かりしもの如し。本曰時二字而誤去曰寒二字各本皆論何故本曰寒陳同宿仍行曰時未是第四葉表と。胡氏直に史記に據つて以て李注引く所を訂正せんとするは未だ忽略の誤を免かれざる所。孔氏本尚書「曰時」無き者有るの微を得て乃ち其の説或は是ならむのみ。今尚書を檢して胡氏校する所の此の注と相近き者一條を得たり。即ち禮漢書律歷志中「五是以備」の對注引く所の「洪範庶徵曰雨曰暘曰燠曰寒曰風曰時五者來備各以其敘」第五葉表是れなり。對引く所の尚書孔氏本をまことせしむるべし。又段玉裁謂ふ今本史記宋世家「庶徵曰雨曰暘曰燠曰寒曰風曰時五者來備」は此れ後人の傳改する所史記李「曰時」の二字無し裴駟集解に「孔傳云五者各以時」を引いて正文と相應せず。是に於て或は「曰時」の二字を増せるなりと說詳に後漢書見ゆ。段說校嚴精審當に之に従ふべし。但史記既に「曰時」の二字無きに裴駟「曰寒曰風」の下に於て孔傳「五者各以時所以爲眾驗」の十字を連擧せる者は是れ決して妄引に非ず。蓋し傳「五者各以時」以下十字は經「曰時」を釋せるに非ずして本是れ「庶徵」の二字を釋せしなり。傳「合以時」の時「時」と不時とを兼ぬべき。今の尚書に「五者來備」の傳に「庶徵」の二字無かりしを知る。此れ猶「七種疑釋連卜筮人」の傳先に「龜曰卜筮曰筮」と曰ひて經の「卜筮」を釋し後に「考正疑事云々」と曰ひて「稽疑」を釋せるか如きのみ。是を以て裴駟傳「五者各以時」以下十字を連引せしは固より

其の所是れ在引に非るなり。
 裴既に五者以下の十字を以て經文「庶徵」の解なりとして之を史記「日風」の下に引く。然らば則ち裴見る所の孔氏本經文本より「日時」の二字無かりしなり。若し史記「日時」の二字無く尚書は則ち「日時」の二字有り且つ傳文を釋して「五者各以時云」と曰はば裴何の母有つて傳「五者」以下の十字を引かむや。此れに據つて之を推すに裴見る所の尚書亦「日時」の二字無きこと對照見る所と相同じかりしに似たり。

又尚書正義「鄭云雨木氣也春始施生故木氣爲雨暘。金氣也秋物成而堅故金氣爲暘。燠火氣也寒水氣也風土氣也凡氣非風不行猶金木水火非土不處故土氣爲風」を引く。
 注「日時」を釋せざるに似たり。然らば鄭本亦本此の二字無かりしかと疑はる。
 既に對引く所の尚書正に「日時」の二字無く裴見る所亦然るに似たれば李善據る所亦「日時」無きこと胡克家の説の如かりしなるべし。
 石の如く攷へ来れば東晉古文本「庶徵曰雨曰暘曰燠曰寒曰風五是。或傳者未備」に作りて今文尚書尚書也と陳皮師氏の説同し。と相異らざりしを後人傳文「五者各以時云」と誤り解し據て以て經中に「日時」の二字を増多せしかと疑はる。
 又宋するに此の注「燠」の下轄寫惟「日寒」の二字を奪せしのみなるやも亦未だ知

るべからず。何俾陳景雲攷する所本理無きに非ざるなり。然らば李見る所の本既に「日時」の二字有りて今本と略同しかりしことなる。但李善尚書此の經を引くこと惟此の注一條而も各本皆大同以て李の舊を明かにし難し。乃ち姑く胡氏攷訂する所に从ひて凡度の書を記すること右の如し。

此の注「五是」六臣本は「者」に作る。李善本正文明に「是」に作り而も注中「是」「者」同異の語無きを以てすれば其の注亦本より「是」に作りて正文と相合せしなるべし。
 今偽孔氏尚書諸本を攷ふるに

- 正義據る所の本 五者是來備
- 足利古本 五者是來備
- 雲窗叢刊本(即ち無里)五者是來備

内野本 五者是來備
 皆「五者是」に作る。而して雲窗本内野本亦記する所の攷語に據れば皆本乃ち「五者」に作りて「是」の字無きに似たり。
 李善引く所の「五是」正義本以下四本の「五者是」唐石經以下の「五者」を比較するに洪範本「五者」に作りとせば後人之に「是」の字を増すの理有るべからず。是を以て洪範原文は「五是」若しくは「五者是」ならざるべからず。

今傳文「五者備至」を以て其の經「五者是未備」に照らすに傳文中經の「是」に當る語無し。傳中「是」を釋するの文無きにも經中辭として「是」の字有る者は本是れ經は「是」に作り傳は則ち「是」を易へて「者」に作りし證に非ずや。然らば則ち經は本「五是未備」に作り傳は則ち「五者備至」に作れるを後人「是」者通用の理に暗く安に經文一字を奪せりと謂ひ遂に傳の「者」に據りて經「是」の字の上に「者」を補へる者正善本以下是れなり。而して經「五者是未備」を以て傳「五者備至」に照らし傳中「是」を釋するの語無きの故を以て更に經の「是」を削りて「五者未備」と爲せる者唐石經以下是れなり。

是に於て段玉裁が足利古本「五者是」に作るを目して「此蓋或據史漢定字於者字之旁而轉寫者因增諸者字之下致不可通」釋義卷十三 弟廿八葉表と謂へるの尤も諺れるを知るべく又此の注「五是」に作る者東晉尚書の眞面を存するを知るなり。今の後漢律志注「五是」に作りしなるべし。胡紹煥六臣本正文「五是」に作るに據りて李注引く所亦當に「是」に作るべしと謂ふは弟三葉裏武斷も甚し。胡代の若く改字に勇ならは天下復論をへからざるの書無けむ。

洪範本「五是未備」に作りて「五者」に作らざりしこと武内博士既に明説有り支那學 八カ三但博士は史記を以て立論の根據とせらるゝのみにて古文尚書正に「五是」に作る者有るの切證を擧げず且つ「五者是」「五者」の異文生ぜる所以を説示せらるゝこと甚し簡なるを以て予亦傳自ら量らず更に李善引く所に據りて詳攷

する(こと)石の如し。

此の注「序」に作りて今本尚書「敘」の字と異なるも是れ此の注誤れるに非ず。凡そ今本尚書「敘」の字李善本に在りては皆「序」に作りしに似たり。攷既に弟 頁に詳なり。

此の注「麻」の字李善の舊或は「無」に作りしかと疑はる。攷既に第一九〇頁に見ゆ。

謝靈運 述祖德

秦趙放末蘇第十三葉裏 尚書曰侯于右右末其蘇第六行 餘本皆「侯」に作る。注

今本尚書仲虺之詔篇侯于右右末其蘇第八葉表 案するに卷廿七劉越石勸進要注尚書此の文を引いて各本皆「侯」に作り胡刻本此の注と合す。

説文を攷ぶるに「侯」の字無く「部」侯の字有りて曰く「待也」ハカ三と、而して朱珔曰く「爾雅釋詁侯待也郭注引書後我右孟子作侯我右趙注侯待也今本五篇人部第廿三葉」今本五篇人部第廿三葉と。然るに今本五篇人部第廿三葉「侯」を以て「待也」と訓じ「本作侯」と注す。王代第三種本切韻上聲十一音亦「侯」を收めて「侯」を收めず。然らば唐初尚書或は「侯」に作りて「侯」に作らざる本有りたるか。

勸進表注引く所「予后」正「我后」は作りて李善の舊をなするに似たれば疑ふらくは此の注亦「我后」に作るべし。

韋孟 諷諫詩

非豨王室 注 尚書曰以藩王室 第十四葉表 胡氏乃異曰韋孟諷諫詩本無此七字。足利本四部本海野本六家本亦此の七字無し。

今本尚書微子之命 卷十三 文同じ。

又蔡仲之命 卷十七 亦同じ。案するに卷廿三王仲宣贈士孫文始詩注尚書を引いて此の注と同じ。

庶尹羣后 注 尚書曰庶尹九詔 第十四葉表 左より第四行

今本尚書益稷 卷五 文同じ。注 又曰肆觀羣后

今本尚書舜典 肆觀東后 案するに攷既に第一五五頁に見ゆ。

慢彼顯祖 注 尚書曰昭乃顯祖 初行 第十五葉表

今本尚書文侯之命 篇父義和汝克紹乃顯祖 卷十三 案するに阮氏尚書校勘記に曰く「紹唐石經古岳宋板蔡傳俱作昭石經考文提要云孔安國傳汝能明汝顯祖唐叔之道明訓昭也」卷廿三 今九條本内野本並に正に「昭」に作り陳鱣見る所の本亦「昭」に作る。 唐石經書本 正義本亦「昭」に作れるに似たり。漢之睦親 注 尚書曰九族既睦 第十五葉表 第二行

今本尚書堯典 篇八葉表 文同じ。

以休令聞 注 尚書曰舊有令聞 第十五葉表 第二行

今本尚書微子之命 篇 卷十三 文同じ。

追思黃髮 秦穆以霸 注 尚書秦穆公曰詢茲黃髮則罔所行 第十五葉表 足利本四部本内野本「茲」を「于」に作り「罔」を「罔」に作る。

今本尚書秦穆公伐鄭 篇 卷十三 又經公曰罔尚詢茲黃髮則罔所行 卷十三

案するに此の注「茲」の字を「于」に作る者佗の證無し。卷廿四書子建贈白馬王彪詩注引く所各本俱に「茲」に作る。

此の注「愆」の字を「愆言」に作る者李善の舊をなするに似たり。段玉裁謂ふ漢書李尋傳師古注李善雖別異然尚猶詢茲黃髮則罔所行を引いて「愆」を「愆言」に作る。唐初

本編文に従へる方り。附異巻二と。九條本武内博士本内野本尚書均しく正に「保言」に作る。凡そ今本尚書「經」の字李善引く所多く「保言」に作る。攷弟ニ六八頁に詳なり。

張茂先 勵志

如彼梓材弗勤丹漆雖勞朴斲終百索質
注尚書曰若作梓材既勤樸斲惟其塗丹牒第十五葉裏左より第二行
今本尚書梓材篇卷十四第十六葉裏文同じ。
案するに卷廿六顏延年和謝監靈運詩注尚書を引いて亦「惟其塗丹牒」に作る。

卷第二十

曹子建 上責躬應詔詩表

恩隆父母
注尚書曰天子作民父母第二葉裏第三行
今本尚書洪範篇卷十一第十四葉裏文同じ。
案するに李善此の經を引くこと凡そ二回文皆同じ。
不圖聖詔猥垂臨召
注尚書曰降霍叔于庶人三年不齒第二葉裏左より第三行
今本尚書蔡仲之命篇卷十七初葉裏文同じ。

責躬詩

流服來王
注尚書曰四夷來王第三葉裏第八行
案するに既に第一三九頁に出づ。
文則時雍

注 尚書曰黎民於變時雍第三葉表 左より第三行
案ずるに既に第一四。頁に出づ。

君臨萬邦
注 尚書曰君臨周邦第三葉表 左より第二行

今本尚書顧命篇臨君周邦卷十八 第廿七葉表

案ずるに江聲陳高樞皮錫瑞皆此の注引いて「君臨」に作れる者を以て是と爲し今本尚書此の二字倒するを以て非と爲す。朱珔は則ち李善正文に就いて尚書を改め引けるのみと謂ふ。梁代文選命諸卷十九第十五葉表引、集釋此の説無し。

今尚書の文義を案ずるに「君臨」に作る者は是なるに似たりとも李善此の經を引くこと惟此の一條而も弘文佗諸兼ければ遽に其の舊を定むべからず。皮氏攷證後引する當らざるに似たり。

注 又曰協和萬邦

今本尚書堯典篇協和萬邦卷二 第八葉表

案ずるに卷廿七曹子建求通親親表注此の經文を引いて「協」を「叶」に作り「萬」を「万」に作る。李善の舊を存するに似たり。攷彼の條に見ゆ。

帝曰爾侯君茲青土
注 尚書帝曰爾諸初行第三葉表

今本尚書舜典篇帝曰兪往哉汝卷三 第廿五葉表

又大禹謨篇帝曰母惟汝卷四 第十一葉表
案ずるに梁章鉅曰「疑是虞書帝曰兪往哉汝前諸卷十九 第十五葉表と。正文の説を攷ふるに注引く所の尚書と相渉るなきに似たり。此の注或は誤有るか。

奄有海濱
注 尚書曰青州海濱卷三 第三葉表 第二行

今本尚書禹貢篇海岱惟青州隔句 海濱廣斥 卷六 第九葉表

濟濟俶乂
注 尚書曰俶乂第三葉表 第五行

今本尚書皋陶謨篇俶乂卷四 第廿四葉表
案ずるに説文「俶」有りて第八葉上 第廿四葉表「俶」無し。今本王肅乃ち「俶」の字を收め「俶」に同じと注す。人部 第廿三葉 蓋し本「俶」説文第四葉上を段りて「俶」と爲せしか段王肅に从へば俶流切十三部而して十二部十後「俶」人部 第廿三葉 蓋し本「俶」に从ひて「俶」の字生せしならむ。俶 諸如尚書而して敦煌本刊誤補缺切韻「俶」を出して「或作俶」と注し第十七行 千祿字書亦「俶」を出して「亦作俶字」と注すれば隋唐の間「俶」の字を常用せしを知る。但李善引く所或は「俶」に作り或は「俶」に作れば其の據る所の尚書本何の字に作れるやを知らざるなり。

又案ずるに今本尚書「俶」の字唐初本は「駸」に作り洪範「俶民用章」李善引いて正に「駸」に作れば前見ゆ此の注亦本「駸」に作りしかと疑はる。但今本文選李注

内に於ては其の證無し。足利本及び北堂鈔引
く所正に「醜」に作る。

國有典刑
注 尚書曰象以典刑 第三葉裏 第九行

今本尚書禹典篇 第三十五葉裏 文同じ。

改封克邑
注 尚書曰濟河惟克州 第四葉裏 初行

今本尚書禹貢篇 第六葉裏 文同じ。

于彼冀方
注 尚書五子之歌曰惟彼陶唐有此冀方 第四葉裏 第五行

案するに既に第一六七 頁に出づ。

祗承棟煬
注 尚書曰祗承于帝 第四葉裏 第五行

今本尚書晉典篇 第二葉裏 文同じ。

注 又曰棟煬惟厘
案するに既に第一四。 頁に出づ。

潘安仁 關中詩

荆簡枉錯

注 尚書曰五刑簡字正于五刑 第五葉裏 第二行

今本尚書呂刑篇 第十九葉裏 文同じ。

岳牧處殊
注 尚書曰內有百揆四岳外有州牧侯伯 第五葉裏 第二行

今本尚書周官篇 第二葉裏 文同じ。

桓桓梁征
注 尚書曰勗哉夫子尚桓桓 第六葉裏 第四行

今本尚書牧誓篇 第十八葉裏 文同じ。

顯戮亦從
注 尚書王曰不迪有顯戮 第七葉裏 末行

今本尚書泰誓篇 下王曰 不迪有顯戮 卷十一葉裏 末行

案するに此の注「不」の字當に「毋」に作るべし。攷既に第一七七頁に見ゆ。

注尚書曰不忍荼毒第八葉表

今本尚書湯誥篇羅其凶害弗忍荼毒第十葉表

申命書司

注尚書曰申命義叔第八葉表 胡氏攷異に云ふ、書本荼字本此の注無し。無き者は脱

今本尚書堯典篇第九葉裏 文同じ。

劉公幹 公讌詩

永日行遊戯

注尚書曰日永星火第九葉表

今本尚書堯典篇第十葉表 文同じ。

應德璉 侍五官中郎將建章臺集詩

將就衛陽樓

注尚書曰崩及衛陽惟荆州第九葉裏

案するに既に第九八頁に出づ。

陸士衡 皇太子宴玄圃宣猷堂有令賦詩

自昔哲王

注尚書曰在昔般先哲王第十葉裏

今本尚書通語篇第十四葉表 文同じ。

許之宅土

注尚書曰降立宅土第十葉裏

案するに既に第一四六頁に出づ。

世武丕承

注尚書伊尹曰肆嗣王丕承基緒第十葉裏

今本尚書太甲篇上伊尹作書曰肆嗣王丕承基緒第十八葉裏

自彼河汾奄齊七政

注尚書曰瑋瑋王衡以齊七政第十葉裏 左より第二行

今本尚書舜典篇在瑋瑋王衡以齊七政第四葉裏

案するに此の注引く所「瑋瑋」の上「在」の字無し。卷五十三李勣遠運命論注引く

所亦「在」の字無し。蓋李勣據る所の尚書本より此の字無かりしか。抑、節引せしか。

史記律書・天官書・漢書天文志・後漢書孝安皇帝紀俱に「旋瑋或曰璉王衡以齊七政

の文有りて皆「在」の字無し。

此の注「瓊」の字、李善の舊「機」に作りしかと疑はる。攷第四八・頁に詳なり。

世篤其型 注。世篤忠貞。第十葉表。足利本・西野本・澤野本・六家。本「世」の上「君」の字有り。

今本尚書君牙。葛王若曰。嗚呼。君牙。惟乃祖乃父。世篤忠貞。第十葉表

欽翼昊天

注。尚書曰。欽若昊天。第十一葉表

今本尚書堯典篇。第九葉表。文同じ。

謠歌以詠

注。尚書。夔曰。夔。擊鳴球。搏拊琴瑟。以詠。祖考來格。第十一葉表

今本尚書益稷篇。夔曰。夔。擊鳴球。搏拊琴瑟。以詠。祖考來格。第十四葉表

所釐庶績

注。尚書曰。允釐百工。庶績咸熙。第十二葉表

今本尚書堯典篇。第十葉表。文同じ。

體輝重光承規鼎敷

注。尚書曰。昔先君文王。武王。宣重光。第十二葉表

今本尚書顧命篇。昔君文王。武王。宣重光。第十五葉表

案するに。皮錫瑞曰。李善注文。選陸士衡。宴玄圃詩。作昔先君。注鍾士。李檄。蜀文。作昔我

君。今本作昔君。文義未定。疑脫一字。然李善注亦參差不一。未敢意也。攷卷第十四。王先謙。正史。考。類。注。曰。周王之語。亦昔君。文武則不以昔君二字。文義未定。疑脫四字。案するに。王說非也。皮氏の。李善。諸葛碑文。唐王之語。の文を引いて。先君に作りは。今本尚書。以て。權と。異す。べからず。説見なり。

今本尚書を攷ふるに。「昔君」の語。顧命と。康王之語。とに各一見するのみにて。而も李善の引く所皆「昔君」に作りざれば。今本顧命。康王之語。皆疑ふらくは。誤奪あるべし。但。卷四十三。自石仲容。與孫結書。注。卷四十四。檄蜀文。注。卷四十八。典引注。並に尚書此の經を引いて。皆「昔我君」に作りは。卷十七。論衡。表。注。昔我に作る。此の注引く所と合せず。未だ知らず。何に由つて。前後不齊。是くの如くなるや。

今本尚書を檢するに。「古我先王」の語。三見。卷上。「古我前命」「古我先命」の語。各一見。卷中。すれば。顧命此の經。或は本「昔我先君」に作りしや。も亦未だ知るべからず。

注。尚書。周公曰。王嗣無疆。大歷服。第十一葉表。弗造哲迪。民康。第十葉表

今本尚書大誥。蓋序。周公相成王。將黜殷。作大誥。

又。傳王若曰。隔句。弗用天降割于我家。不少。延。洪。惟我。幼。冲。人。經句。嗣。無。疆。大。歷。服。第十葉表

案するに。大誥「王若曰」の傳に曰く。「周公相成王命云々」と。是れ此の經は。周公の言なり。他篇傳以て。周公王命を稱すと。應ず。昔は。其の經多く。先づ。周公言の語有りて。而して。後に「王若曰」有り。唐誥「周公戒勸乃洪。大誥治王若曰」。多士「周公初

于新邑洛用告商王土王若曰「多方」周公曰王若曰「是れなり。然らば大誥篇亦本「王若曰」の上「周公曰」の三字有りしやも亦未だ知るべからず。大誥「王若曰猷大誥」正義に據れば鄭王本「猷」の字「誥」の下に在りと。而して段王裁は「攷僞孔之移謀於王若之下者欲與多方誓一之故」初葉裏と謂ふ。果して然らば僞孔本大誥冒頭亦「周公曰王若曰」に作りて多方と同じかりしに非ざるかと疑はざるを得ず。

今李善此の注「周公曰」に作るは序及び傳に據り意を以て改めしか抑其の尚書「周公曰王若曰」に作りしに因るが疑うて明かにする能はず。卷五十四五等論「公曰曰涉商人克遠省而和寧王若勅其」を引く。亦李善此の注「誥」の上の「王」の字「臣」の證無し。此の注上既に「周公曰」に作りしを以て、下亦或は「我幼冲人」を改めて「王」に作りしが。但今本尚書傳に據れば其の終は當に「不少」の下に句を絶ち「延洪惟」定刊古本「惟」の下「有」我幼冲人」を以て一句と爲すべく「我幼冲人」は「嗣無疆大歷服」に屬すべからず。若し李善「我幼冲人」を改めて「王」に作りしとせば、李善の句讀今本尚書傳疏に合せずして馬鄭主と合す。馬鄭注「延」を「上」讀せしめ「我惟我幼冲人」は下に向つて義を爲すに似たり。馬鄭注尚書後序「李善此の注恐らくは僞孔本に據りしなるべければ唐初本此の經傳或は今本と異りて馬王に近かりしか。又曰曰天之歷數在爾躬」今本尚書大誥論篇帝曰「陽句 天之歷數在汝躬」卷四 第八葉裏

家するに李善尚書此の文を引くこと凡そ五回今の文選或は「歷」に作り或は「曆」本「曆」に作る者胡利本皆「曆」に作る。善に作りて前後一ならず。然れども集注殘卷兩引して「胡克家清高宗の語を證しならむ。爲石仲容與孫詒書注卷四十六類延年三月三日曲水詩序注引「類延年曲水詩序注及皆「曆」に作れば「歷」の字李善の舊かと疑はる。開成石經拓本に據れば石經初刻「曆」に作り後磨改して「曆」に作るを知る。説文に據れば「曆」は「過也」止麻聲。止部。第二篇上「曆」は則ち新附の字注に曰く「曆象也」从日麻聲史記通用「曆」也。四部義利大傳と。新刊初附「曆」を以て。然らば古「曆」を以て曆象の字と爲せるに似たり。卷州七勸進表注卷四十三爲石仲容與孫詒書注卷四十六類延年三月三日曲水詩序注引く所「爾」に作りて「汝」に作らず。而して集注本は「爾」を「尔」に作る。「尔」の字李善の舊かと疑はる。今本論語堯曰首亦「爾」に作りて「汝」に作らず。

茂徳淵沖
注尚書曰有夏先后方懋厥徳 平十一葉裏
今本尚書伊訓篇嗚呼古有夏先后方懋厥徳 卷八三葉裏
案するに此の注「懋」の字當に是れ「懋」に作るべきかと疑はる。攷證に弟頁に詳たり。

陸士龍 大將軍謚會被命作詩

天祿保定

注 尚書曰天祿永終 第十一葉裏 第五行

案ずるに既に第一六一頁に出づ。

尚書曰惟晉 足利本四部本・河野本・武家本但し尚書と

注 尚書曰明作哲 尚書作聖 第十一葉裏 第六行

今本尚書洪範篇明作哲 尚書作聖 卷十二

案ずるに此の注「尚」の字六臣本「敬」に作る者は蓋し五臣本正文「敬哲」に作れる

に據りて李注の舊を承せるなるべし。卷四十六元長三月三日曲水詩序注引く所、

各本皆「尚」に作りて「敬」に作りざる以て證すべし。

「尚」「敬」同異の攷既に第一一三・頁に見ゆ。

又案ずるに胡氏箋詁に曰く「此用尚頌長發文當與虞古字通本書虞子諫聽劉琨詩濬

哲惟皇善引毛詩曰濬哲惟商是也」 卷十二葉裏 第十葉裏 胡說是なり。馬瑞辰既に亦長發の「濬

哲」を以て「尚」の假借と稱せり。 濬哲惟商 然らば則ち此の注當に「毛詩曰

濬哲惟商」を引き且つ「尚」古字通することを記すべきなり。

如彼日月 注 尚書曰惟我文考若日月之照臨 第十一葉裏 第七行

今本尚書泰誓篇下 卷十一 葉裏 文同じ。

案ずるに卷卅七陸士衡謝平原內史表注尚書を引いて此の注と同じ。 彼の注武王曰の

稱亂崇敬

注 尚書曰敢行稱亂 第十一葉裏 第二行

案ずるに既に第一七八頁に出づ。

應吉甫 晉武帝華林園集詩

皇極肇建 彝倫攸敷

注 尚書曰建用皇極

今本尚書洪範篇次五曰建用皇極 卷十二 葉裏 第四葉裏

注 又曰天乃錫禹洪範九疇彝倫攸敷 卷十二 葉裏 左より第三行

今本尚書洪範篇天乃錫禹洪範九疇彝倫攸敷 卷十二 葉裏 第三

案ずるに卷五十八蔡伯喈陳太丘碑文注此の經文を引いて「攸」を「迺」に作れば 第五三 此の注

當に本同じがるべきかと疑ふ。

區內宅心 注 尚書曰宅心知訓 第十三葉表 第五行

今本尚書康誥篇 卷十四 葉裏 文同じ。

案ずるに卷四十七漢高祖功臣誥注尚書を引いて此の注と同じ。

言思其順貌思其恭在視斯明在聽斯聰

注 尚書曰言曰從貌曰恭視曰明聽曰聰 第十三葉表 左より第二行

今本尚書洪範篇貌曰恭言曰從視曰明聽曰聰卷十二
案するに此の注引く所の尚書「言」を先にし「貌」を後にし今本尚書と其の文次異なる。
下注引く所の尚書注亦同じ。蓋し李善文選正文に順ひて序を置せるならむ。
又案するに蜀志卷八秦宓傳宓李權に報じて曰く「共範記爰發於言貌」と。此れ固
より樂梅の言なりと雖も亦「言」を先にす。或は古本尚書「言」を先にし「貌」を後に
せる者有りたるか。

登庸以徳明試以功
注 尚書帝曰若時登庸第十三葉表

今本尚書堯典篇帝曰疇咨若時登庸卷二
注 又曰明試以功車服以庸第十九葉表

今本尚書舜典篇卷三
言去其弊文同じ。

注 尚書曰君無以辯言亂舊政第十三葉裏

今本尚書太甲篇下君罔以辯言亂舊政卷八
案するに尚書「無」に作る者證無し。

六府孔修
注 尚書曰四海會同六府孔修第十三葉裏
今本尚書禹貢篇卷六
第廿八葉裏 文同じ。

暨敷南暨西漸流沙

注 尚書曰東漸于海西被于流沙第十三葉裏
案するに既に第一。四頁に出づ。又此の注「暨」の字疑ふらくは當に「泉」に作る
べし。攷詳に第三三七頁に見ゆ。

内和五品外威四客

注 尚書帝曰五品不遜第十三葉裏
今本尚書舜典篇帝曰契百姓不親五品不遜卷三
注 又曰四夷咸賓第十三葉裏
今本尚書旅獒篇卷十二
第廿二葉表 文同じ。

元帝 樂遊應詔詩

隨山上岵嶽

注 尚書曰隨山瀟川第十五葉表
今本尚書禹貢篇序卷六
初葉表 文同じ。

謝靈運 九日從宋公戲馬臺集送孔令詩

歸客送海嶼胡氏云不誤
當に

注 尚書曰至于海隅蒼生第十五葉表
今本尚書益稷篇卷五 文同じ。
案するに卷十一張景陽詠史詩注尚書を引いて此の注と同じ。

顏延年 應詔譙曲水作詩

爰履典收

注 尚書曰黃高山大川第十八葉表

今本尚書禹貢篇卷六 文同じ。

案するに卷十七顏延年始安郡還都與張州登巴陵城樓作注尚書を引いて此の注と同じ。

寧極和鈞

注 尚書曰關石和鈞第十七葉表

今本尚書五子之歌篇卷七 文同じ。

顏延年 皇太子釋奠會作詩

浚明夷曜

注 尚書曰夙夜浚明有家第十八葉表

今本尚書皋陶謨篇卷四 文同じ。

案するに此の注尚書を引くの下又「馬融曰浚大也」を引けば此の尚書馬融本に據れるならむ。李善特に馬注に从へる者は偏孔傳「浚明」の解此の正文と其の詒合せざるを以て与り。

顧惟後昆

注 尚書曰至裕後昆第十八葉表

今本尚書仲虺之誥卷八 文同じ。

案するに李善尚書此の文を引くこと此の注を共にして凡そ六回文皆同じ。

價閉武術關揚文令

注 尚書曰王來自商至于豐第十八葉表

今本尚書武成篇卷十一 文同じ。

庶士傾風

注 尚書曰庶邦庶事第十八葉表

今本尚書酒誥篇卷九 文同じ。

案するに此の注「庶事」位微無し。卷十八長苗賦注此の經を引いて「庶士」に作る。「士」事聲相近くして此の注轉寫者誤れるか抑々「士」事相通するを以て。敬子傳「六卿典士相師效法非制度」正義「禮記本義」云「士」事に作り武成傳「居位理事」任李善見る能事「足利古本」の「事」を「士」に作る。俞樾見古錄に曰く「士」事聲近古相通用也。

所の尚書本より「庶事」に作りしか。單文化證無く今之を明かにする能はず。
王載有述

注尚書曰熙帝之載第十八葉表
左より第三行

今本尚書舜典篇舜曰咨四岳有能奮庸熙帝之載第三十一葉表
案するに李善尚書を引くの下又「王肅曰載事也」を并舉す。豈是れ王注本に據れ
るか。

今本尚書此の經の傳本「載事也」の文有り李引く所の王注と相同し。凡そ李善尚
書を引くや多く孔傳に从ひ惟正文の用例孔傳と合せざる者有りて乃ち佗注に从ふ
を常とす。然るに今孔傳亦「載事也」の訓有るに之を采らずして特に王注を引き
而も李引く所の王注は尚書正義引く所の王注「載成也」と相同じからず。佗此の
二曰く解云云載行也王肅云載
成也孔以載事各以意訓耳」と

祖書非載

注尚書成王曰恭授非聲明德惟第十九葉表
第二行

今本尚書君陳篇王若曰第二行恭授非聲明德惟第十八葉表
第十一葉表
案するに「成王」に作る者證無し。豈李善君陳序に據りて「成」の字を加へたる
か抑其の尚書本より「成」の字有りたるか。 傳

載終襲也

注尚書曰乃ト三龜一變吉第十九葉表
第三行

今本尚書金縢篇乃ト三龜一變吉第十三
第十九葉表
案するに卷五十六楊仲武誄注尚書此の經を引いて「習」に作り又卷六十齊竟陵女官
王行狀「龜謀變吉」注尚書此の經を引いて亦「習」に作り且つ「龜與習通」と曰へ
ば李善の尚書本より「習」に作れるを知る。此の注楊り「變」に作る者は蓋し轉寫の
誤なりむ。雲窗本内野本尚書並に亦「習」に作りて今本と合す。此の經「習」の字恐
らくは本より異文無きならむ。

安先國青側聞邦教

注尚書曰命汝與樂教第十九葉表
第二行

案するに攷既に第二二〇頁に出づ。

注尚書曰司徒掌邦教

今本尚書周官篇第十八葉表
第四葉表文同じ。

沈休文 應詔樂遊苑餞呂僧珍詩

揚旂九河陪

注尚書曰九河既道第十一葉表
左より第四行

今本尚書禹貢篇第六
第七葉表文同じ

戎車出細柳

注 尚書曰武王戎車三百兩 弟廿七葉表末行

今本尚書牧誓篇序 卷十一第十三葉裏 文同じ。

伐罪區山曲

注 尚書曰奉辭伐罪 弟廿七葉裏第三行

今本尚書大禹謨篇奉辭討罪

案するに攷既に第一七六頁に見ゆ。

將陪告成禮

注 尚書曰桀望大告武成也 弟廿七葉裏第五行

今本尚書武成篇桀望大告武成 卷十一第十九葉裏

案するに此の注句末の「也」の字是れ後人の加ふる所にして尚書の異文には非ず。

引文句末助字を加ふるは古人の常。蓋し以て餘白を填せしのみ。

潘安仁 金谷集作詩

石子歸海沂

注 尚書曰海岱惟青州 弟廿七葉裏第六行

案するに既に第二〇〇頁に出づ。

注 又曰徐州淮沂其乂

今本尚書禹貢篇海岱及淮惟徐州淮沂其乂 卷六第十葉表

謝玄暉 新亭渚別范零陵詩

水還江漢流

注 尚書曰江漢朝宗于海 弟廿七葉裏左より第五行

案するに既に第二〇〇頁に出づ。

卷弟二十一

左太冲 詠史

雖非甲冑士

注 尚書曰善敎乃甲冑 弟廿七葉裏初行

今本尚書善敎乃甲冑 卷廿六葉裏 文同じ。

張景陽 詠史

散髮歸海隅

注尚書曰至千海隅管生第五葉表 左より第二行
案するに既に第ニ六ニ頁に出づ

盧子諒 覽古

奉辭馳出境

注尚書曰奉辭罰罪第六葉表 第九行

今本尚書大禹謨篇奉辭罰罪

案するに此の注「罰」の字當に本「伐」に作るべし。攷既に第一七六頁に見ゆ。又「解」當に「詞」に作るべきに似たり。攷第一二頁に見ゆ。

員刑謝厥愆

注尚書曰思免厥愆第七葉表 初行

今本尚書四命篇思免厥愆卷十九 第十三葉表

案するに此の注「愆」の字岩崎本尚書信に内野本尚書信と合す。李善次休文奏彈王源文注に四命下文「繩愆糾謬」を引き韋孟諷諫詩注に秦普「詢茲黃髮則罔所衍」

ト次句ノ聲ト

謝宣遠 張子房詩

を引き「愆」字「愆」に作る。又劉越石石谷應謔詩に注して「孔安國尚書傳曰愆過也」を引いて亦正に「愆」に作る。今本尚書大禹謨傳及及説 命下傳に愆過也と見ゆ。此れに據れば李善見る所の尚書「愆」の字を用ひて「愆」の字を用ひざりしに似たり。
今本尚書を攷ふるに「愆」の字凡そ十四見して「愆」の字一たびも見えず。然るに大禹謨「帝德罔愆」は舊本王篇卷九言部「愆」字下引いて「愆」に作り説命下「其永無愆」は岩崎本尚書「愆」に作り攷謬「不愆于六步七步」不愆于四代五代六伐七伐は神田本定利古本皆「愆」に作り四命「繩愆糾謬」は舊本王篇卷九謬字下卷廿七上繩字下兩引する所及び韋書治要岩崎本尚書俱に「愆」に作り秦普「詢茲黃髮則罔所愆」は漢書李尋傳注引いて「愆」に作る。百納本列傳第四此れ皆舊孔氏本尚書本「愆」の字を用ひたるの明證なり。

説文を攷ふるに第十篇下心部に曰く「愆過也从心衍聲愆大徐本に據る。小徐籀文と。而し本は愆」に作る籀文と。而して岩崎本尚書説命下僖經は「愆」に作りて傳は「愆」の字を以て之に易へ又顔師古漢書蓋望に注して「愆古愆字」と言へは恐らくは後人「愆」に「愆」の字なりと爲し、遂に尚書「愆」の字を改めて「愆」に作るに至れるなるべし。纂註一切經音義卷九十六第六頁 其の據る所の尚書尚「愆」に作れるを和 其の據る所の尚書尚「愆」に作る。

注 尚書曰予朝至于洛師ト惟洛會第七葉表
案するに既に第一二九頁に出づ。

胡氏攷異曰「表本ト下有瀾水瀾水四字茶陵本有瀾水
東瀾水西六字茶陵本有瀾」。四部本は茶陵本に同じ。

伊人感代工

注 尚書曰。曰無職度官天工人其代之第七葉表

今本尚書皇陶謨篇。陶曰隔句無職度官天工人其代之卷四

案するに李善據る所の尚書「皇陶」に作りて「皇陶」に作らず。攷既に弟
頁に見ゆ。

神武睦三成

注 尚書益曰帝德廣運乃聖乃神乃武乃文第八葉表

今本尚書大岳謨篇。益曰部帝德廣運乃聖乃神乃武乃文卷四

四達雖平直

注 尚書曰王道正直第八葉表

案するに既に第一八四頁に出づ。

顏延年 秋胡詩

影響善不懷

注 尚書曰惠迪吉從逆凶惟影響第八葉表

今本尚書命典篇卷四 文同じ。
案するに李善尚書此の文を引くこと凡そ四回皆「影」に作りて「景」に作らず。

顏延年 五君詠

能精日沈飲

注 尚書曰難和沈酒外十二葉裏

今本尚書胤征篇。惟時難和隔句沈亂于酒卷七

案するに「沈酒」に作る者他書に於て微無し。再攷を候つ。胤征序難和酒注の傳に

屢薦不入官

注 尚書曰學古入官第十二葉表

今本尚書周官篇卷十八 文同じ。

何敬宗 遊仙詩

吉士博貞心

注 尚書曰庶常吉士第十四葉裏

今本尚書立政篇卷十七 文同じ。

郭景純 遊仙詩

臨川哀年選

注尚書曰日月逾邁第十六卷表 第二行

案するに既に第一八四頁に出づ

月盈已見魄

注尚書曰惟三月哉生魄第十七卷表 第三行

今本尚書康誥篇第十四卷表 初葉 文同じ。

卷第二十二

殷仲文 南州桓公九井作

標首阿衡朝

注尚書曰惟嗣王不惠于阿衡第五卷表 第二行

今本尚書太甲篇上卷八 第十七葉表 文同じ。

謝靈運 遊南亭

又梅谷塾苦

注尚書禹曰洪水滔天第七卷表 初行

今本尚書益稷篇禹曰洪水滔天浩浩懷山襄陵下民昏墊卷五 初葉

案するに益稷「洪水滔天浩浩懷山襄陵」の文當に讀んで洪水滔滔天浩浩句懷山襄

陵句と爲すべし。堯典「薄瀆薄瀆謂不取の二字誤行といふべきに似たり懷山襄陵浩浩滔天」

の文「浩浩滔天」四字を一句と爲す傳浩浩滔天 以て證すべし。益稷即ち堯惟「浩浩」

「滔天」の二語を互に倒せしのみ。益稷正義此の經を釋して「洪水漫天浩浩然盛

大包山上陵」と謂へる者之を得たり。

今此の注引く所「洪水滔天」の四字を以て句と爲す。豈不善「浩浩」の二字を下

句に屬せしめしか。坊刻尚書亦多く滔天の下に句を斷つ。

當心惟良知

注尚書曰時惟良知第七卷表 第九行

今本尚書君陳篇嗚呼臣人咸若時惟良知卷十八 葉表

案するに此の詩「良知」二字字一語にして「惟良知」是れ語を爲すに非ず。此の詩の解約

新先生の然るに君陳篇の傳に「是惟良知則君顯明於世」と謂へば其の經は則ち「惟

良知」連ね讀むべく此の詩「惟良知」と其の證同じからざるなり。

梅實謂不伯君陳「臣人咸若時」は之を皇陶護の「咸若時」より採り、「惟良勳哉」は坊記引く所の君陳の文を襲ふと。坊記を襲ふと謂ふは是なり。皇陶護に據ると謂ふは則ち非なり。

今坊記引く所の君陳と偽君陳の文とを較するに

坊記 君陳曰爾有嘉謀嘉猷……此謀此猷惟我君之德於乎是惟良勳哉。

偽君陳 爾有嘉謀嘉猷……斯謀斯猷惟我后之德嗚呼「臣人咸若」時惟良勳哉。

乃ち、偽君陳は「臣人咸若」の四字を増し、坊記の「是」を改めて「時」に作れるにて、「臣人咸若時」五字を以て句と爲せるに非ず。偽傳亦「臣於人者皆順此道文傳の語を承く」是惟良臣則君顯明於世」と謂ひて「是惟」の二字を以て經の「時惟」を訓すれば、「臣人咸若」四字一句を爲し、「時」の字下に屬すること益、明かなり。「咸若」傳を以て句を斷てる例亦偽伊訓篇に見ゆ。然らば、梅氏皇陶護の「咸若時」を襲ふと謂へるの非なること知るべきなり。

坊刻孔傳本尚書君陳篇亦多く「咸若時」の下に於て句するは、皆偽傳と相舛る。李善此の注及び卷廿四潘安仁自贊諸作賸陸機詩注並に「時惟良勳哉」を引けば、唐人尚「臣人咸若」四字を以て句と爲し、「時」の字を下句に屬せしめしこと明かなり。

顏延年 應詔觀北湖田收

要載歷山川

注 尚書禹曰予乘四載隨山采木第十卷

今本尚書益傳篇禹曰隨山采木初卷

案するに段玉裁曰く「某唐石經已下作刊衛包改也」隔句說文六篇木部曰琴操識也

木珠鬪夏書曰隨山采木論若刊某篆文此云篆文從刊則某自古文出於孔壁可知矣

然則今文尚書亦作某可證許云論若刊者謂音與刊同非某刊同字也假令某刊同字則當

刊傳木部云樣識也者樣家研也家研木使其白多以爲道路高下表識如孫子研樹白書之

類故云樣識夏本紀述禹貢曰行山表木以表訓某是樣識自尚書古訓可知衛包誤以某刊

尚古今字乃改某自刊刊則也字不從木非謂研木古文尚書卷

段說甚詳但未知自刊本「某」に作る者有るの例證を擧げざれば、此の注引く所以て

其の補遺と爲すべし。内野本尚書、足利本尚書俱に「某」に作りて本と考引く所は合す。

段氏「某」を改めて「刊」に作る者は衛「已」なりと謂ふ。蓋し是れ馮凡の言の。顏師古漢書地理志に注して曰く「某古刊字其本也」と「某」刊古今の字と爲す。由て來る所はし、何ぞ知らむや尚書傳寫者自ら「某」を改めて「刊」に作るに非ざるを、改字の罪は是れを衛「已」一人に歸すべからざるなり。又、李富孫、說文解字正俗、(卷四刊字の下)に刊の字は梅陶の改むる所と謂ふも其の誤本非なること字書此の注引く所に據りて之を證すべし。

顏延年 車駕幸京口侍遊蒜山作

嶽澤有和會

注尚書曰新作。大邑于東國洛四方人大和會第十一葉裏

今本尚書康誥篇作。新大邑于東國洛四方民大和會左より第十四行

案ずるに卷三東京賦注此の經を引いて、「作新大邑」に作りて今本尚書と合するに、

此の注は則ち「作新」の二字互に倒す。

今本尚書此の經の傳「建作王城大邑於東國洛内」に據りて推せば經「大邑」の

上「新」の字無きに似たり。文義を攷ふるに亦「新作」に作る者を以て長と爲す。

但「新作」に作る者它證無きを以て疑うて未だ據にする能はざるなり。

顏延年 車駕幸京口三月三日侍遊曲阿後湖作

虞風載帝狩

注尚書虞書曰歲二月東巡狩第十二葉裏

今本尚書尚典篇歲二月東巡守第五行

案ずるに攷、既に第 頁に見ゆ。

德禮既普洽

注尚書曰道洽政治澤潤生民第十二葉裏
今本尚書畢命篇第九葉裏 文同じ。

謝玄暉 遊東田

隨山望函閣

注尚書曰隨山刊木第十三葉裏

今本尚書益稷篇隨山刊木卷五

又禹貢篇禹敷土隨山刊木卷六

案ずるに卷十二顏延年應詔觀北湖田收詩注尚書(益稷)を引いて「刊」を「采」に作

り卷十八謝靈運樂府注尚書(禹貢)を引いては「刊」に作ることに此れと同じ。此の

注亦本「采」に作りしを後人改めしが抑本より「刊」に作りしか明かならず。第三一頁

沈休文 鍾山詩應西陽王敎

參差互相望

注尚書曰終南博物至于鳥鼠第十四葉裏

案ずるに既に第 頁に出つ。

徐敬業 古意訓到長史漑登琅邪城詩

金溝朝瀟瀟

注尚書曰江漢朝宗于海第十六葉表末行

案するに既に第一〇〇頁に出づ。

卷第二十三

阮嗣宗 詠懷詩

日月正相望

注尚書曰惟二月既望第五葉表第七行

案するに既に第一九〇頁に出づ。

歐陽堅石 臨終詩

所在可遊盤

注尚書曰乃盤遊無度第七葉表末行

今本尚書曰盤乃盤遊無度卷七案するに卷十五歸田賦注尚書此の文を引いて「盤」を「般」に作れば、此の注亦當に「般」に作るべきに似たり。攷彼の條に詳なり。

嵇叔夜 幽憤詩

奉時恭默

注尚書曰恭默思道第九葉表第三行

今本尚書說命篇上卷十第二葉表 文同じ。

潘安仁 悼亡詩

賦詩欲言志

注尚書曰詩言志第十二葉表左より第三行

案するに既に第二三四頁に出づ。

謝靈運 廬陵王墓下作

徂謝易永久

注 尚書曰帝乃祖第十三葉裏 左より第三行

今本尚書尚典篇帝乃祖落案するに李善傳る所の尚書「祖」に作りしに似たり。攷既に第一七三頁に見ゆ。

四部本・漢野本、「祖」を「祖」に作る。

顔延年 拜陵廟作

遼事休命始

注 尚書曰陳于商郊侯天休命第十四葉裏 第二行

四部本・漢野本「侯」を「陳」に作る。

今本尚書陳于商郊侯天休命卷十一

案するに武内博士本神田本尚書「較」に作る。王篇車部第二に曰く「較古文陳字」と。

李善の舊定むべからず。

王仲宣 贈蔡子篤詩

予思用宣

注 尚書曰予思日孜孜第十七葉裏 初行

今本尚書益稷篇予思日孜孜初葉裏

案するに此の注「日」の字本「日」に作りしかと疑はる。攷既に第一七九頁に詳なり。

り。

王仲宣 贈士孫文始

無備厥終

注 尚書曰荒陞厥終第十七葉裏 第四行

今本尚書五子之歌篇第十七葉裏 文同じ。

瞻仰王室

注 尚書曰以式王第十七葉裏 左より第三行

案するに既に第二四頁に出づ。

誰佐天官

注 尚書曰天工人其代之第十七葉裏 左より第三行

今本尚書皋陶謬篇第十七葉裏 文同じ。

案するに李善尚書を引くの下又「孔安國曰天理官不以天官私非其材」を引く。然れども此の詩「天官」の語天子漢書を指し傳孔傳の意と合せざるに似たり。傳孔より王仲宣の 陳喬樞曰く「漢儒說此經其代之」を指す 皆以王者代天官人爲義此今文家說也。今文尚書經說攷と。蓋し王は今文家の説に从へるなり。或は李善此の注孔傳を採ると雖も是れ唯 傳文の「不以天官云々」を以て詩の「天官」の語を證せしのみにて其の語義は必ずしも問ふ所に非ざりしか。

リシカ。

作式下國

注尚書曰世世享德葛邦作式第十七葉裏末行
今本尚書微子之命篇卷十三 第十六葉裏 文同じ。

王仲宣 贈文叔良

來世之矩

注尚書曰予恐來世以台為口實第十八葉裏第四行
今本尚書仲虺之誥篇卷八 第六葉裏 文同じ。

成功有要

注尚書帝曰成允成功惟汝第十九葉裏第三行
今本尚書大禹謨篇帝曰 隔句 成允成功惟汝卷四 第八葉裏

成功有要

注又曰有倫有要

今本尚書呂刑篇卷十九 第七葉裏 文同じ。

瞻彼黑水

注尚書曰華陽黑水惟梁州第十九葉裏第五行

案するに既に第九八頁に出づ。

劉公幹 贈五官中郎將

昔我從元后

注尚書曰眾非元后何第十九葉裏末行

今本尚書大禹謨篇卷四 第九葉裏 文同じ。

常恐遊岱宗不復見故人

注尚書曰至于岱宗第十九葉裏左より第四行

案するに既に第一六四頁に出づ。

劉公幹 贈徐幹

物類無頗偏

注尚書曰無偏無陂遼王之誥 第十九葉裏第三行

今本尚書洪範篇無偏無陂遼王之誥 卷十二 第十四葉裏

案するに朱氏府曰く「李注例凡異字必釋明此詩物類無頗偏正文作頗若注作陂亦當有頗與陂通之語而今無之知李引書作頗殆後人依今書改爲陂耳至誥之作義則唐詔及

匡謬正俗俱與此注合今作義者當又衛包以後所改也（宋文選卷十六此の語也。或は尚書廣輿に
出たるか。尚書廣輿の名集釋中に屢見少。朱榮實新刊と。段玉裁は則ち此の注引く所の「阪」
大憲業釋序に據れば經文廣輿十二卷。案殘闕すと云ふ。
の字を以て後人の改むる所と爲し。第廿三卷。又玄宗改字已前既に「阪」に作る者有り
たるの證と爲す。第廿一其の説前後同じからず。夫の唐初尚書の若きは異本尚多し。
或は一本既に「阪」に作る者有りたる由きを採し難し。既元尚書校勘記に曰く「阪」皆以皮爲
鑿更讀同音也」と。然らば阪は證の然れども李善引書の例に據りて之を攷ふれば朱琳の説
古音（無何切）と協せざる由きなり。之を得たるに庶幾しと謂ふべし。
雲窗書刻本内野本尚書正に「阪」に作り又「證」に作る。又尚書正義據る所の本（說詳に
勅記卷十二第五篇裏に更り。及び足利古本尚書「阪」に作る。「義」「證」の攷并五二。頁に詳なり。

劉公幹 贈從弟

何時當來儀

注尚書曰鳳凰來儀第廿一葉表 （說本「鳳」を
案するに既に第一五九頁に出つ。

卷弟二十四

曹子建 贈白馬王彪

銜華不遑會

注尚書曰不遑暇會第四葉裏
初行

今本尚書無逸篇不遑暇會卷十六
第十三葉表
案するに李善此の經文を引くこと凡そ七回、「不遑」の二字、前後或は異り、諸本亦互
に同じからず。然れども各條を詳較するに李善の舊「弗皇」に作りて「不遑」に
作らざりしに似たれば此の注亦當に「弗皇」に作るべきかと疑はる。攷詳に弟
頁に見ゆ。

俱享壽髮期

注尚書曰詢茲華髮第五葉表
第八行
案するに既に第一五九頁に出つ

陸士衡 贈馮文龍遷斥丘令

奄有黎獻

注 尚書曰葛邦黎獻共惟帝臣 第二行

今本尚書益稷篇 卷五 第十葉裏 文同じ。

哲問允迪

注 尚書曰允迪厥德 謨明弼諧 第五行

今本尚書皋陶謨篇 卷四 第十六葉裏 文同じ。

案するに卷五十八王仲雍褚淵碑文注引く所「謨を「蕃」に作りて李善の蕃を採するに似たりは疑ふらくは此の注亦當に「蕃」に作るべし。攷第五二五頁に見ゆ。

僉曰爾諧

注 尚書僉曰垂哉帝曰汝諧 第九葉裏

今本尚書舜典篇僉曰垂哉 又帝曰僉往哉汝諧 卷三 第十四葉裏

陸士衡 苕賈長淵

俾又斯氏

注 尚書帝曰下民其咨有能俾又 第十葉裏

今本尚書堯典篇帝曰 隔 下民其咨有能俾又 卷二 第十九葉裏

故土雖難

注 尚書曰建邦啟土 第十葉裏

案するに既に第一二五頁に出つ。

爰茲有總即宮天色

注 尚書曰總公曰肆予敢求爾于天色商 第十葉裏

今本尚書多士篇總公初于新邑洛用告商王士王若曰 隔 王曰 隔 肆予敢求爾于天色商 卷十六 第六葉裏

三江改獻

注 尚書三江既入 第十一葉裏

案するに既に第一五二頁に出つ。

祗承皇命出納無違

注 尚書祗承于帝 初行 第十一葉裏

今本尚書大禹謨篇 卷四 第二葉裏 文同じ。

案するに案注本 卷四十八 第十五葉裏 此の注を「尚書曰出納祗承于帝又曰朕命惟允」の十五字に作る。疑ふらくは本當に「尚書曰祗承于帝又曰出納朕命惟允」の十五字に作るべし。

「出納朕命惟允」は「舜典」の文なり。

仰肅明威

注 尚書曰我有固佑命將天明威 第十一葉裏 案注本「佑」を「祐」(誤りて祐に作る)に作る。

今本尚書多士篇我有固佑命將天明威 卷二十六 第二葉裏

案するに卷廿七勸進表注亦此の經を引いて本或は「佑」に作り或は「祐」に作る。「祐」に作る者は内藤博士本尚書と合し「佑」に作る者は内野本尚書及び今本と合す。

李善の舊果して孰れなりしやを知らず。
 又案するに、今本尚書「佑」の字を用ひて「祐」の字を用ひず。試みに岩崎本羅氏本、神田本、雲窗本尚書残存する所の篇内に於て之を抽出すれば、說命下「佑。我烈祖格于皇天。泰誓上。天佑下民。泰誓中。天乃佑命成湯。」微子之命「皇天眷佑。君牙。欽佑。我後人。」の五字有り。而して群古定本、此の五字を皆「右」に作りて、「佑」「祐」に作らず。君牙天惟純佑命。内藤本「右」に作り。此れに據りて之を揣るに、僞孔氏本尚書「祐」の「祐」本、皆「右」に作りて「人」に从はず亦「示」に从はざりしに似たり。李富孫曰く「古左右字作ナ又而相助字作左石易詩爾雅猶不加人旁」說文辨字正俗と。李説の如んは尚書本「右」に作ることに容に之れ有るべし。果して然らば李善引く所の此の經疑ふらくは本「右」に作りしならむ。内野本尚書此の經「佑」の旁に「果本右」に作る者を注記す。而して今本文選或は「佑」に作り或は「祐」に作るは蓋し轉寫者各見る所の尚書に隨ひて之を改めしなるべし。

狂狷屬聖

注 尚書曰惟聖罔念作狂惟狂克念作聖 第十一葉裏 左より第三行
 今本尚書多方篇 卷十七 第九葉裏 文同じ。

陸士衡 贈尚書郎顧彦先

大火貞朱光

注 尚書曰永星火以正仲夏 第十二葉裏 初行
 今本尚書堯典篇 卷二 第十葉裏 文同じ。

陸士衡 贈顧交趾公貞

顧侯體明德 注 尚書曰先王既勤用明德 第十三葉裏 第五行
 今本尚書梓材篇 卷十四 第十七葉裏 文同じ。
 案するに李善此の經文を引くこと凡そ三回文皆相同じ。

陸士衡 答張士然

嘉穀金重穎 注 尚書曰農殖嘉穀 第十四葉裏 初行
 今本尚書呂刑篇 卷十九 第二十二葉裏 文同じ。

陸士衡 贈馮文熙

發軔清洛泗

注尚書曰東至于洛汭第十四葉裏

今本尚書益稷篇東至于洛汭至于大伾卷六

案するに卷四十三丘希範與陳伯之書注及卷六十陸士衡弔魏武帝文注引く所並に

此の注と同じく皆今本尚書と異なる。攷既に第一二六頁に見ゆ。

夫子茂遠猷

注尚書曰遠介猷第十四葉裏 六家本「介」を「乃」に作る。

今本尚書康誥篇遠乃猷卷十四

案するに段玉裁古文尚書撰異大誥「越而御事」の下に曰く「詩思齊鄭箋書又曰越乃

御事正義云大誥文下曲禮長曰能御矣幼曰未能御也注御猶主也書曰越乃御事謂主事

者正義曰所引書者大誥文也卷十五 乃今の大誥「爾」の字を鄭見る所は正に

「乃」に作りしを知るべく爾正義其の異同を謂はざれば孔氏等の尚書亦鄭本と同じ

かりしかと疑ける。此れに據れば「介」「乃」の兩字古本今本相反する者有りしこと

明かなり。然らば則ち此の注「介」に作る者恐らくは李善見る所の尚書自ら然りし

に因るなるべし。六家本「乃」に作るは蓋し今本尚書に據りて改めしなり

今此の詩「夫子茂遠猷」の句を説するに「猷」の字當に「道」と訓すべし。

王引之謂ふ康誥此の「猷」當に訓するに「道」を以てすべし。偽孔氏訓するに「謀」を

以てするは誤れりと。說詳に經義述聞卷 皮錫瑞王説を是なりと爲し且今文の義當に

是くの如かるべしと謂へり。今文尚書考證 果して然らば陸機此の詩の用例正に今文の

卷十四十葉裏

義と合す。然るに李善偽孔氏本に據りて之に注すれば其の義未だ安からざるなり。

潘安仁 爲賈謐作贈陸機

況乃海隅

注尚書曰至于海隅第十六葉裏

今本尚書益稷篇帝光天之下至于海隅卷五

案するに此の注引く所蓋し節に从へるなり。第十葉裏

實簡惟良

注尚書曰時惟良顯哉第十六葉裏

案するに既に第一二七三頁に出づ。

俊又見延

注尚書曰俊又杜官第十六葉裏

案するに既に第一一九頁に出づ。

光謙納言

注尚書帝曰龍命汝作納言第十六葉裏

案するに既に第一一五八頁に出づ。

揮舞舞韶

注尚書曰第詔九成第十四葉裏
案するに既に第一五九頁に出づ。

潘正叔 贈陸機出爲吳王郎中令

帝曰爾諸惟王卿士
注尚書帝曰爾諸第十七葉裏
案するに既に第二四八頁に出づ。

潘正叔 贈侍御史王元貺

協心毗聖世
注尚書曰三后協心末葉裏
今本尚書畢命篇卷十九 文同じ。

畢力譚康哉
注尚書咎繇乃歌曰元首明哉股肱良哉庶事康哉末葉裏
案するに既に第一九七頁に出づ。

卷第二十五

傅長虞 贈何劭王濟

並以明德見重於世
注尚書曰先王既勤用明德初葉裏
案するに既に第二八九頁に出づ。

歷試無效
注尚書曰歷試諸難初葉裏
今本尚書舜典篇序卷三 文同じ。

劉越石 答盧諶詩

火燒神州
注尚書曰若火之燒于原第五葉裏
今本尚書盤庚篇上卷七 文同じ。
案するに李善尚書此の經文を引くこと此の注を共にして凡そ三回、文皆同じ。
稿淫莫驗福善則虛

注尚書曰天道福善禍注 第五葉裏末行
今本尚書湯誥篇 第十葉裏 文同じ。

盧子諒 贈劉琨

謹明之効不著

注尚書曰允迪厥德謹明弼諧 第八葉裏第三行

案するに既に第一八六頁に出づ。又此の注「誤」の字當に「謬」に作るべきに似たり。攷第五二五頁に見ゆ。

四岳增峻

注尚書帝曰咨四岳 第九葉裏 四部本、支野本 第五行

今本尚書堯典篇帝曰咨四岳 湯湯洪水方割 帝曰咨四岳朕在位七十載 堯典篇帝曰咨四岳有能典朕三禮 案するに「詔」に作る者微無し。

伊陟佐商

注尚書曰杜太戊時則有若伊陟格于上帝 第九葉裏第五行

今本尚書君奭篇杜太戊時則有若伊陟臣扈格于上帝 第十葉裏

弘濟艱難

注尚書王曰用敬保元子劉弘濟于艱難 第九葉裏第六行

今本尚書顧命篇王曰 用敬保元子劉弘濟于艱難 卷十八 弼諧靡戾 注尚書曰謹明弼諧 第十葉裏 案するに既に第一八六頁に出づ。又此の注「誤」の字當に「謬」に作るべきに似たり。攷第五二五頁に見ゆ。

桓桓撫軍

注尚書曰勗哉夫子尚桓桓 第十一葉裏

今本尚書牧誓篇勗哉夫子尚桓桓 卷十一 案するに卷四十七趙充國頌注引く所の尚書に據れば此の注「哉」の字當に「才」に作るべきに似たり。

濟厥塗炭

注尚書曰有夏昏虐 民墜塗炭 第十二葉裏 第二行

今本尚書仲虺之誥有夏昏虐 民墜塗炭 卷八 案するに未だ尚書「昏虐」に作るの語を得ず。李注中尚尚書此の文を四引して皆「昏虐」に作れば此の注或は轉寫の誤か、再攷を俟つ。

謝宣遠 於安城答靈運

之子紹前胤

卷弟二十六

顏延年 贈王太常

敷言遠朝列 注尚書曰凡厥衆人極之敷言 第二葉裏 左より第五行
 今本尚書洪範篇凡厥庶民之敷言是訓是行以迓天子之光 卷十一 第十一葉裏
 案するに此の注「人」の字唐諱を避けしなり。「衆」に作る者微無し再致を疑つ。
 此の經の「敷言」偽傳は解して「所陳言」と爲し馬融王肅は「其の言を敷陳する」の
 意と爲す。 馬注敷陳其言於上王注昆納 詩正文「舒文廣國華敷言遠朝列」を説するに敷
 言於上加之宋世家傳解引
 言の解馬王に从ふを長と爲す。今李善尚書を引いて證と爲すと雖も其の解は馬王
 に从へるには非ざるべし。

顏延年 直東宮答鄭尚書

設險祗天工 注尚書曰天工人其代之 第三葉裏 第六行
 今本尚書畢陶謨篇 卷四 第十一葉裏 文同じ。

顏延年 和謝監靈運

雖慙丹雘施 注尚書曰惟其塗丹雘 第三葉裏 末行
 案するに既に第二四六頁に出づ。

王僧達 答顏延年

長卿冠華陽 注尚書曰華陽黑水惟汶水州 第四葉裏 第七行
 案するに既に第九八頁に出づ。
 精理亦道心 注尚書曰道心惟微 第四葉裏 第九行
 今本尚書大禹謨篇 卷四 第八葉裏 文同じ。

謝玄暉 在郡臥病呈沈尚書

夙昔夢佳期 注尚書曰夙夜浚明有家 第五葉裏 左より第三行
 今本尚書皋陶謨篇 卷四 第十一葉裏 文同じ。

陸韓卿 奉答内兄希叔

自古多俊民

注尚書曰峻民用康第七葉裏

今本尚書洪範篇俊民用章家用平康卷十三

案するに此の正文は「俊」に作り注引尚書は則ち「峻」に作る。故に李善尚書を引くの下又「峻與俊同」と明記す。此れ李見る所の尚書正に「峻」に作りて「俊」に作らざりしなり。卷廿八陸士衡長安有狹邪行注卷卅一江文通雜體詩注卷四十六顏延年三月三日曲水詩序注卷四十七陸士衡漢高祖功臣頌注俱に尚書此の經を引いて今本文選皆「俊」に作るは蓋し後人の改むる所。惟集注本補曲水詩序注高祖功臣頌注正に「峻」に作りて此の注と同じ。

雲窗叢刻本内野本尚書及び北堂書鈔卷十一引く所並に「峻」に作りて李善引く所と正に合す。

段玉裁此の注引く所を擧げ且曰く「玉裁按釋文於大甲上說命下皆曰俊本亦作峻是則古文尚書凡俊字多作峻者撰異卷十三。今今本尚書を攷ふるに「峻」の字無く「俊」の字は凡そ十五見す。而も堯典「克明俊德」は敦煌本釋文及び李善引く所並に「峻」に作り皐陶謨「俊乂在官」は北堂書鈔卷十四引く所及び足利古本並に「峻」に作り大甲上「帝求俊彦」は釋文引く所の一本「峻」に作り說命下「帝招俊乂」は岩崎

范彦龍 古意贈王中書

岱山鏡壺異沂水富英奇

本編氏本及び釋文引く所の一本並に「峻」に作り洪範「俊民用章」既に右述せし如く「俊民用微」は雲窗本「峻」に作り君爽「明我俊民」立政「曰三有俊克即俊」克用三屯三俊「灼見三有俊心」足利古本皆「峻」に作り立政「鞠俊尊上帝」は英京敦煌本新證卷一第十五「峻」に作る。乃ち疑ふ天寶改定已前の本或は「峻」に作りて「俊」に作らざりしかと。

説文を攷ふるに「俊才過十人也從人夂聲」夂上入部「峻農夫也從田夂聲」下田部二字其の義各異れど其聲は相同じきを以て古「峻」を以て「俊」を段りしなり。朱氏説文假借考胡紹瑛倫篇注引く所「俊民」に作れるを以て李善の舊なりと爲し此の正文「俊」注「峻」を互に易ふべしと謂へるは等證卷廿二殊に謬る。胡氏惟今本尚書有るを知りて古本尚書有るを知らず故に此の倒施の説を爲せるなり。胡氏尚書攷李善引く所の尚書「康」の字諸家皆「章」の字の誤と爲す。胡氏攷今本尚書に照らせは當に然るべし。但李善此の經文を引くこと凡そ五回にして其の二條は今本文選皆「康」に作り餘の二條亦集注本正に「康」に作る。内一條足利唐初本尚書今本と盡くは同じからされは李善の見る所或は本より「康」に作りて「章」に作らざりしやも亦未だ知るべからざるなり。姑く記して語を明者に遺す。

注尚書曰海岱及淮惟徐州第八葉裏末行

案するに既に第二〇〇頁に見ゆ
注又曰淮沂其乂

案するに既に第二〇七頁に出づ

潘安仁 河陽縣作

今掌河朔條

注尚書曰王次于河朔第十葉裏末行

今本尚書泰誓篇中卷十一 第七葉裏 文同じ

謝靈運 過始寧野

逐物遂推遷

注尚書王曰惟民生厚因物有遷第十六葉裏末行

今本尚書君陳篇王曰原句惟民生厚因物有遷卷十八 第十三葉裏

謝靈運 入彭蠡湖口

三江事多往九派理空存

注尚書曰三江既入第二葉裏末行

案するに既に第一五二頁に出づ

注又曰九江孔殷第二葉裏末行

案するに既に第二〇一頁に出づ

卷第二十七

顏延年 始安郡還都與張湘州登巴陵城樓作

衡巫鏡南服

注尚書曰鏡高山大川第三葉裏末行

案するに既に第二六二頁に出づ

却倚雲夢林

注尚書曰荊州雲土夢作乂第三葉裏末行

今本尚書禹貢篇荆及衡陽惟荊州原句雲土夢作乂卷六 第十四葉裏末

案するに、卷四十二曹子建與吳李重書注亦此の經を引いて今本尚書と同じ。

謝玄暉 京路夜發

肅肅戒徂兩

注尚書曰戒車三百兩第五葉裏 胡氏攷異に曰く「哀本茶陵本或作戒是也」と。四邦本漢書正義本正作「戎」に作る。今本尚書牧誓篇序武王戎車三百兩虎賁三百人與受戰于牧野第十三葉裏

江文通 望荆山

南關繞桐柏

注尚書曰導淮自桐柏第六葉裏 正文及ひ注の「柏」の字。今本尚書禹貢篇導淮自桐柏第六葉裏 案するに此の注「柏」の字「柏」に作る者は九條家本尚書と合す。「柏」「栢」の差以て尚書の異文と爲すには足らざれども李善の書或は「栢」に作りしかと疑はる。今、玉篇卷中木部切韻王氏第三種唐韻光緒戊申景を攷ふるに「栢」の字有りて「柏」の字無し。干祿字書乃ち云ふ。「栢」は俗。「柏」は正と。見るべし古多く「栢」を用ひしことを。邵瑛、說文解字書經正字栢の字下に曰く「此字經典多不誤然往往有作栢者故五經文字

云栢經與相承亦作栢廣韻亦云栢亦作栢漢隸二字並用栢栢廟碑立廟栢栢作栢堯廟碑列種栢樹作栢故經典混用不可不據說文以定之卷十一と。栢の字由來久しきを知るべし。

王仲宣 從軍詩

司典告詳刑

注尚書王曰有邦有土告爾詳刑第七葉裏 今本尚書呂刑篇王曰吁來有邦有土告爾詳刑卷十九案するに段玉裁、明禮大宰注大司寇注漢書敘傳師古注後漢書劉愷傳章德注文選此の注引く所等を擧げ且曰く「合數條觀之知古文今文鄭本孔本皆作從言之詳顏福季善之注可證也古詳詳多通用蓋爲孔本亦作詳而讀爲祥後徑改作詳如鳥讀爲島後徑改作島非也」卷十三葉と。段說从心べし。

顏延年 宋郊祀歌

夙威寶命嚴恭帝祖

注尚書周公曰嚴恭實畏第九葉裏 足利本・四部本・友本・六家本「恭」と「嚴」に作る。

今本尚書無逸篇周公曰編句嚴恭寅畏天命自度 卷十七
 案するに胡克家曰く「注嚴恭寅畏本恭作謹案此所見不同茶陵本亦作恭袁本謹字
 決非後人所爲乃善之舊其作恭者蓋依今尚書改」攷異卷五と。胡說是なり。卷四十八
 典引注亦此の經を引いて足利本袁本六家本並に「龍」に作る。此れ李善據る所の尚
 書本より「龍」に作りて「恭」に作らざりしなり。内藤博士本尚書正に「龍」に作る。
 凡そ今の尚書「恭」の字唐初本「龍」に作る。攷既に第一四七頁に詳なり。
 此の正文「寅」に作り注引尚書は「寅」に作りて兩者合せす。而も「寅」「龍」音義異同の
 注無し。然るに卷五十八王仲寶楷淵碑文注周官「寅亮天地」を引いて正に「寅」に作
 れは李善見る所の尚書「寅」の字を用ひしに似たり。乃ち疑ふ此の注亦本「寅」に作
 りて正文と合せしに非るかぞ。「寅」「龍」の攷弟 五二六頁に見ゆ。
 正文「威」注「畏」兩者異なる者亦李善の舊に非し或は此の注亦本「威」に作りて正文と合せしが唐書文苑英華
 無逸「嚴恭寅畏天命自度」下の傳に曰く「言太戊嚴恪恭敬畏天命用法度」と。此れ
 に據れば此の經「畏」の字當に下の「天命」に冢るべく當に「嚴恭寅」の下に隸すべ
 からず。正義經義釋して曰く「威儀嚴恪恭也敬畏天命用法度」と。又傳 今李善引く所「嚴恭寅畏」
 を以て句し九堂書鈔卷八引く所後漢書班固傳注列傳第四引く所皆亦同じ。疑ふ
 らくは今の傳文と唐初本傳文と同じからざりしか。釋文正義皆馬鄭王との同異を
 言はざれば、何に由つて此の差有るかを知らず。注文選に曰く「漢石經中宗嚴恭寅畏天命自亮以民後
 と皮説の若くは今文家「嚴恭寅畏」四字 但無逸上下の文を攷ふるに「嚴恭寅畏」の下に句を斷
 つ者説に於て是なり。
 注又曰王無逸天之降寶命第九卷表

今本尚書金縢篇嗚呼無逸天之降寶命卷十三
 案するに「王」の字忙證無し。此の注或は尚書上文「若爾三王」を約して「王」の字
 に作れるか。卷五十八宋文皇帝元皇后哀策文注引く所「王」の字無し。
 炳海表注
 注尚書曰海岱及淮惟徐州第九卷表
 案するに既に第二〇の頁に出づ。
 奄受敷錫注
 注尚書曰欽是五福用敷錫厥庶民第九卷表
 今本尚書洪範篇欽時五福用敷錫厥庶民卷十二
 案するに尚書正義卷十一此の經を引いて「時」を「是」に作り此の注と合す。
 又卷十一何平叔景福殿賦注無逸「自時厥後立王生則逸」を引いて「是」に作り足利
 古本尚書康誥「我時其惟般先哲王德」を「是」に作る。此の數條を合せて之を觀れ
 は今本尚書の「時」の字古本間「是」に作る者有りしかと疑はる。「是」に作る者蓋本なり
 と疑ふには非ず。惟間「是」
 に作る者之れ有りた
 るかと疑ふのみ。
 月宮表案
 注尚書曰明王盛德四夷咸賓第九卷表 胡代攷異曰「袁本恭本成作備也」足利本。
 今本尚書旅獒篇明王慎德四夷咸賓卷十三
 案するに「盛德」に作る者微無し。

又案するに、注尚書以下十一字は當に「杜子春周禮注曰云々」の下に次すべきに似たり。

曹子建 美女篇

曹子建 美女篇

注尚書曰版頁惟球琳琅玕第十三葉裏

今本尚書出頁篇卷六 第六十二行 文同じ。

卷第二十八

陸士衡 從軍行

陸士衡 從軍行

注尚書曰導弱水入于流沙第二葉裏

案するに、既に第二。七。頁に出づ。

苦寒行

苦寒行

注尚書曰宅朔方曰幽都第三葉裏

案するに、既に第一。四。頁に出づ。

齊謳行

齊謳行

注尚書曰海岱惟青州第五葉裏 梁章鉅尚書注に云ふ、「中夏」の二字

今本尚書出頁篇海岱惟青州第六十二行 衍文と、各本皆行す非なり。

長安有狹邪行

長安有狹邪行

注尚書曰俊民用康第六葉裏

案するに、既に第三。〇。頁に詳なり。

前緩聲歌

王韓起太華

注 尚書曰至于太華 弟七葉表 不行

今本尚書禹貢篇 弟六葉表 文同じ

謝靈運 會吟行

請從文命敷

注 尚書曰若稽古大禹曰文命敷于四海 弟十葉表 左より第五行

今本尚書大禹謨篇曰若稽古大禹曰文命敷於四海 弟四葉表 蒙圖互注本、出本、於「子」に作る。

敷績壺葬始刊木至江祀

注 尚書曰禹敷土隨山刊木 弟十葉表 左より第四行

今本尚書禹貢篇 弟六葉表 文同じ

案するに卷廿二類延年應記觀北湖田收詩注尚書(益稷)を引いて「霖木」に作る。此の注亦本「霖」に作しを後人今の尚書に據りて改めたるか抑々本より「刊」に作りて「霖」に作られざりしか今之を明かにし難し。

段玉裁は禹貢此の經亦當に卑陶護益稷今のと同じく「霖木」に作るべしと謂ふ。釋義卷三原本尚書或は段説の如くなりしなるべし。然れども東晉の書果して是くの如かりしや否や疑無き能はず。

今本尚書「刊」の字凡そ三見す。(1)益稷「隨山刊木」(2)禹貢「隨山刊木」(3)九州刊旅「是れなり」而して各條の傳に曰く

- (1) 隨行九州之山林刊。其木開通道路以治水也
- (2) 隨行山林斬木通道。
- (3) 九州名山已。木通道而旅祭矣。

乃ち益稷の「刊木」と禹貢の「刊旅」とは傳俱に訓じて刊槎と爲せるに說文木部「霖」を訓じて槎と爲す。段注に曰く槎讀也者。獨り禹貢の「刊木」のみは訓じて斬と爲し正義亦禹貢の刊木のみを釋して霖木と爲す。段玉裁曰く刊者除之霖木と爲す。鄭注「除木爲道」尚書正 長本と其の意合すと謂へるはかへかへかへ是れ東晉の書本益稷の刊木と禹貢の刊旅とは俱に「霖」に作りて「刊」に作るす禹貢の刊木は則ち「刊」に作りて「霖」に作らざりしに非ざるか。若し然らば季善此の注引く所亦本より「刊」に作りて「霖」に作らざりしならむ。但經文本「霖」に作れるに偏孔氏「霖」を以て「刊」の段借字と爲し徑に訓するに斬を以てせしやも亦未だ知るべからざれば尚疑を存して確言する能はざるなり。

注 又曰冀州既載壺口治梁及岐。今本尚書禹貢篇冀州既載壺口治梁及岐。弟六葉表

案するに、尙書此の經の訓解諸家必ずしも相同じからず。即ち(1)馬融、王肅、荀爽、孔氏は「載」を訓じて「載於書」と爲し、鄭玄、章昭は「載」を訓じて「事」と爲し、公羊、何休は又「平」に引かる。(2)鄭玄、章昭は「載」を訓じて「事」と爲し、公羊、何休は又「平」に引かる。(3)顏師古は「載」を訓じて「始」と爲す。漢書地理志注、而して、右諸家皆、襄州既載、を以て句を絶つに似たり、然るに胡渭曰く、先儒以既載連上、冀州讀謂、賦功屬役、載於書籍、經實無此意、且以既載連上、讀則壺口二字不成、辭當從蘇氏以既載壺口爲句、經解本義、指掌、士、葉、東、と。

今此の樂府「敷繡壺華始」を讀するに、此の句果して尙書に本づけりとせば、謝靈運既に尙書の「載」を訓じて始と爲し、且つ「既載壺口」を以て句を絶ちしに非ざるかと疑はる。但未だ謝氏承くる所の尙書誰氏の學なるやを詳にせず、又謝氏の時既に此の説有りしや否やを知らず、姑く記して再攷に資す。

謝氏尙書を讀むこと右の如しとせば、李善之に注して引く所の尙書、亦謝氏の讀と合せしが、抑、惟謝氏の本づく所を證するのみにて、其の讀の同異は必ずしも問ふ所に非ざりしが、今、皆明かにし難し。卷八、羽、賦、注、曰、未及、岐、を引いて、壺口、の二字、無し、彼の注、此の注、岐、の字、今本尙書と異なるも、必ずしも以て尙書の異文と爲すべからず、卷八、羽、賦、注、引く、所は正に、岐、に作り、今本尙書と合す、五經文字に曰く、岐、巨知反、俗以此岐爲山名、別作岐路、字、書、無、此、岐、字、卷下、山、部、と、蓋し古山名岐路皆、岐、に作りしに、後、岐、路、の字、生、ず、而して山名の、岐、の字、書、寫、或は、岐、に作り、山、止、相似て、遂に岐路の字と混せし、香文選此の注、是れ友

注、又曰、岷山、導、江、五、混、す、其、の、理、亦、同、し。

今本尙書尙書篇 卷六、第廿六、葉、裏、 文同じ。

絶明遠 白頭吟

貌恭登易憑
注尙書曰貌曰恭 第十四葉裏
今本尙書洪範篇 卷七、葉、裏、 文同じ。

什天行

九篇隱丹經
注尙書曰啟(竊見書 第十五葉表
今本尙書金縢篇 卷九、葉、裏、 文同じ。

陸士衡 挽歌詩

周親戚奔喪
注尙書王曰雖有周親不如仁人 第十七葉表
今本尙書泰誓篇中、王乃徇師而誓曰、雖有周親不如仁人、卷十一、葉、表、
案するに、此の注、若しに作る香神田本尙書及び北堂書鈔 卷九、葉、裏、 引く所と正に合す。

内野本尚書「如」に作り蓋し李善の舊を存するならむ。
て「如」の字を新説す。

卷第二十九

李少卿 與蘇武

努力崇明德

注 尚書曰先王既勤用明德 第六葉表 左より第三行

案するに、既に第二八九 頁に出づ。

張平子 四愁詩

美人贈我金琅玕

注 尚書禹貢曰厥貢惟球琳琅玕 第八葉表 左より第四行

案するに、既に第三〇八 頁に出づ。

案するに、禹貢の二 字疑ふらくは行。

王仲宣 雜詩

人欲天不違

注 尚書王曰人之所欲天必從之 第八葉裏 足利本、四部本、淺野 本「王」の字無し。
今本尚書泰誓篇上王曰 陽句 民之所欲天必從之 第七葉表 卷十一

劉公幹 雜詩

馳翰未暇會日晏不知晏

注 尚書曰自朝至于日晏不遑暇會 第八葉裏 四部本、淺野本「日」の下 末行 「中」の字有り。

今本尚書無逸篇自朝至于日中晏不遑暇會 卷十六 第十三葉表

案するに、此の注「日」下「中」の字無き者は、轉寫一字を奪せるに似たり。佗篇注引く 所皆「中」の字有り。但無逸篇傳文を攷ふるに「從朝至日。既不暇會」と言ひて、經文 「中」の字を釋せず。正義の「自朝至于日中及晏」に至りて乃ち「中」の字有るのみ。 又皮氏攷證引く所の「墨子曰文王至日晏不暇會漢書董仲舒傳無曰周文王至于日 晏不暇會風俗通過譽篇曰文王日晏不暇會」皆「中」の字無し。然らば、偏孔氏本亦「中」 の字無き者有りたるが。

此の注「不遑」當に「弗皇」に作るべし。攷第三五二頁に詳なり。

何敬祖 雜詩

永言寫情慮

注尚書曰歌永言第十四葉表 第九行 六家本「永」を詠に作る。
案するに既に第二三頁に出づ。

張景陽 雜詩

雖無箕畢期膚寸自成霖
注尚書曰月之從星則以風雨第十八葉裏 初行

今本尚書洪範篇月之從星則以風雨卷十二 第三十三葉裏
案するに此の注「風」の下當に「以」の字有るべきに似たり。攷既に第二。五頁に詳なり。

洪源浩方割人懷冒整情
注尚書曰湯湯洪水方割第十九葉表 第七行

案するに既に第九七頁に出づ。
注尚書島曰洪水滔天浩浩懷山襄陵下民冒整第十九葉裏 第七行

今本尚書益稷篇初葉表文同し。
案するに此の正文及び注の「冒」の字四部叢刊本は「冒」に作る。「冒」「冒」同異の攷既に第一一三頁に見ゆ。

卷弟三十

鮑明遠 數詩

九族共瞻邊
注尚書曰敷敘九族第七葉表 左より第五行
今本尚書皋陶謨篇序敘九族
案するに攷既に第一八六頁に見ゆ。

謝玄暉 始出尚書省

昏風淪繼體
注尚書曰遠者德比頑童時謂亂風第八葉表 第六行 集注本卷五十九下第二葉表此の注無し。
今本尚書伊訓篇敢有侮聖言逆忠道遠者德比頑童謂時亂風卷八 第十五葉表

謝玄暉 直中書省

朋情以鬱陶

注 尚書曰鬱陶予予心積厚有忸怩第九葉表 左より第四行
案するに既に第二九七頁に出づ。

謝玄暉 和伏武昌登孫權故城

西倉龍收組練

注 尚書序曰西伯散黎第十葉裏 第六行

集注本「序曰」の二字無し。見たり。各本皆行す。蓋し此の注、李善篇名を誤りしからず。序を引けるなり。序を引けるに非ず。

今本尚書西伯散黎篇西伯既散黎第十二葉表
案するに段玉裁曰く「文選謝靈運述祖德詩李注引孔安國尚書傳曰金龍勝也疑李所據尚書作金龍然攷謝玄暉詩西倉龍收組練李注云尚書序曰西伯散黎孔安國曰散勝也散與金龍音義同據此則述祖德詩注不若此之分明唐初尚書本固皆作散也」初葉裏 十と。段説是なり。述祖德詩注引く所の「孔安國尚書傳曰金龍勝也」の十字は足利本・四部本・袁本・茶陵本・交野本・六家本皆之れ無し。有る者は恐らくは李善の舊に非ず。以て李見る所の尚書「金龍」に作るの證と爲すべからざるなり。

陶淵明 擬古詩

蓬壺酣旦歌

注 尚書曰酣歌于室第十八葉表 第二行
今本尚書伊訓篇卷八 第十五葉表 文同じ。

卷第三十一

鮑明遠 擬古

卷裏李盧弓

注 尚書曰平王錫晉文侯盧弓第十 第十四葉表 集注本(卷六十一)上第十六葉裏(足利本「十」)

今本尚書文侯之命篇序平王錫晉文侯相也圭瓊作文侯之命

又、授王曰父義和其歸視爾師寧爾邦用齊爾此の下十盧弓一盧矢百卷四 第十四葉裏

案するに此の注或は「盧弓十」に作り或は「盧弓一」に作りて李善の舊遠に定むべからず。

但北堂書鈔卷百廿五弓篇第五 及ひ前篇 第十二並に「尚書文侯之命云平王錫晉文侯形矢百盧弓矢千孔安國傳前篇は注形亦也盧黑也」を引く。矢千ならは弓は則ち「十」なり。又禮記王制「諸侯賜弓矢然後征」の疏「尚書形弓一形矢百盧弓十盧矢千」阮本卷十を引く。此の二條を合せて之を觀れば此の注亦「盧弓十」に作る者或は是なるかと疑はる。

江文通 雜體詩

長纒皆俊人

注尚書曰俊。民用章。第十葉表 左より第三行

今本尚書洪範篇俊。民用章。第十葉表 卷十三

案するに此の注後人の竄改を經たり。攷既に第

勳力壯無逸。第十二葉表

注尚書周公曰鳥。呼君子所其亡逸。

此の注集注本(卷十三)第十葉表に於て、四部本、淺野本「鳥」と「鳴」に作り「鳥」を「無」に作る。胡刻本、足利本、六家本、此の十三葉表「無逸」已見。景福殿賦注に作る。

今本尚書無逸篇周公曰鳴。呼君子所其無逸。第九葉表

案するに正誤正俗卷二に曰く「今文尚書光爲於戲字古文尚書悉爲鳥呼字」と。書局

本「鳥」の二字互に爲し「鳥」と「鳴」に作る。今段王裁の然らば此の注「鳥呼」に作る者、顏師古謂ふ説に據りて訂す。段説は「鳥」字の注に見ゆ。

今「鳴呼」の字を隸古定尚書に於て檢するに岩崎本、神田本並に皆「鳥呼」に作り、岩崎本

見神田本、雲田、葛剌、楊氏本は皆「鳥呼」に作り、鳥呼

凡そ四見、鳥呼

羅氏敦煌本は多く「鳥呼」に作り、鳥呼

「鳥」は「鳥」の隸變、鳥呼

「於」は「於」の隸變、鳥呼

「呼」は即ち今の「乎」の字、漢書多く「呼」

「鳥」と爲す、漢書十一種に云

又「呼」の字、字或作鳥呼、今字或作鳥呼

見るべし隸古定本「鳥呼」

「鳥呼」に作りて「鳥呼」に作らざるを、雙音の原本恐らくは「鳥呼」

書鳥呼無有作鳴。呼者唐石經誤爲鳴者十一耳、說文鳥

し下の「呼」の字に涉りて上の「鳥」亦「口」を加ふるに至れるのみ、猶是れ「鳳皇」の

「鳳凰」と爲り「瑯琊」の「瑯琊」と爲るの類のごときなり、

此の注「逸」に作る者は内藤博士本、内野本尚書と合す、段王裁曰く「師古於翼季

傳鄭崇傳杜欽傳谷永傳引尚書無逸篇皆云尚書逸之篇也然則師古所據尚書本作「逸」

卷廿五無魏公九錫文注盤庚「逸」戲意を引いて亦正に「逸」の字に作る、凡そ今の尚

書「無」の字唐初已前の本皆「逸」の字を用ひたるかと疑はる、攷第

相都麗聞見

注尚書序曰成王往豐欲宅洛邑使召公先相宅、第十六葉表

今本尚書召誥篇序初葉表文同じ、

下鞏降玄宴

注尚書曰玄德升聞、第十六葉表

案するに既に第一、七、頁に出づ、

又案するに李善尚書の上既に「西京賦曰恣意所幸下鞏成宴」を引いて正文「下鞏

降玄宴」に注す、然らば其下更に尚書を引く者は以て正文「玄」の字を證せむが爲

に外ならず。果して然らば李善何の要有りて「玄」の字の證を尚書に求めしぞ。此れ解すべからざるの一なり。此の注尚書曰云々の下文「玄猶聖也」の文有り。若し尚書を引いて正文「玄」の字を證せりとせば「玄」の字の解當に尚書注に从ふべし。然るに今尚書の注を引かずして惟意を以て「玄猶聖也」と注す。此れ解すべからざるの二なり。疑ふらくは此の注「尚書曰云々」より「玄猶聖也」までの十一字盡くは李善の意に非し。

衛思至海濱

注尚書曰海濱腐斤 第八行

案するに既に第一九 頁に出づ。

文軫薄桂海

注尚書曰外薄四海 第十八葉表

今本尚書益稷篇 第五行 文同じ。

聲教燭冰天

注尚書曰朔南暨聲教 第十八葉表

今本尚書禹貢篇朔南暨聲教 第六行

案するに卷廿四曹子建七啟注引く所集注本に在りては「暨」を「泉」に作りて李善の舊を存するに似たれば、此の注「暨」の字亦當に「泉」に作るべし。攷第三三七 頁に詳なり。

卷第三十四

枚叔 七發

暢暢極極

注尚書曰暢暢惟屬中夜以興 初葉裏

案するに既に第一四 頁に出づ。

純粹全機

注尚書曰師曰乃獲穰神祇之熾全 第六葉表

今本尚書微子篇曰師曰乃獲穰神祇之熾特 牲用 以容將會無災 第十

案するに梁華鉅は此の注「父師」の二字去るべしと言へる 初葉裏 此れ李善尚書

前文を隱括せしのみなれば之れ有るを妨げざるなり。

此の注「全」の字今本尚書と異りて岩崎本・小島博士本・雜氏本尚書と合す。説文を攷

ふるに第五篇下入部に曰く「全完也从入从工全象文全从玉純玉曰全」 王純玉曰全

是なるを知らず。前説は與本實屬論説文字字書(説文詁林引)に見ゆ。 王純玉曰全 王

に从へば純玉を以て本義と爲し、之を引伸して完物皆全と稱するを得べし。然らば

牲の純色完體亦全と謂ふを妨げず。周禮秋官犬人「用牲物」禮記表記「牲牲禮樂齊盛」釋文並に「本亦作全」と言へると尚書此の經「全」に作ることは、皆其の古字を存する者と謂ふべし。說文第三篇上牛部「牲」の字有り「牛」に「𠂔」の引伸假借用法の字の類借と爲すも、(文選集解卷第十一「禮記」又「說文假借義略卷」) 朱本は經典或は「全」に作る者を以て「牲」の字と一其説恐らくは本末顛倒の誤を免かざるべし。

江聲尚書此の經「犧」の字に就いて説を爲して曰く「說文牛部犧字下偏費侍中說此非古字案秦詛楚云圭王義牲古文苑卷一然則古止作義吾从古可也」尚書集注と。段玉裁說文解字注の注同。

江説是なり。「犧」古「義」に作りて牛に从はすんば「牲」亦古「全」に作りて牛に从はざりしこと推して知るべきなり。

此の注引く所、偏孔傳に據れば、此の注尚書を引くの「牲」の下當に「用」の字を節去すへからざるに似たり。周禮秋官犬人疏鄭本に據りて此の「牲」の字を節去すへからざるに似たり。經を引き亦「用」の字を上偏費せしむ。卷十九高唐賦注引く所は「用」の字有り。

曹子建七啟

經函漢出幽墟第九葉表
 尚書曰宅朔方曰幽都此の注集注本(卷六十八第四葉表)に據る。板本皆之れ無し。
 案するに既に第一。如。頁に出づ。
 演豐色之妖靡

注 尚書仲虺曰惟王不途豐色第十葉表 足利本・四部本・漢野本
 今本尚書仲虺之語篇仲虺乃作詰曰惟王不途豐色第十葉表
 案するに九條家本・内野本尚書「途」に作りて此の注と合す。山井鼎三の今本尚書「途」に作りて此の注と合す。及ぶるに由介「途」を「途」の義と爲し、蓋し古「途」に作りて「途」に作るのみ(又文選十五と。敦煌本經典釋文に云ふ「途」は古文の「途」と。「途」の参考照)

注 玄冥適鹹厚收調辛第十葉表
 尚書曰水曰潤下潤下作鹹第六行
 今本尚書洪範篇水曰潤下陽の潤下作鹹第五葉表

注 尚書曰金曰從革從革作辛第六葉表
 今本尚書洪範篇 金曰從革 從革作辛第六葉表

注 華豐綰第十四葉表
 尚書曰華豐綰也左より第四行
 今本尚書武成篇華豐綰用不率俾恭天成命第十一葉表

注 惠澤播於黎苗第十五葉表
 尚書帝曰禹惟時有苗不率汝徂征第八行 集注本(卷六十八第六十四葉表)足利本(六葉本)「苗」を「澤」に作る。四部本漢野本「苗」を「惠」に作る。
 今本尚書大禹謨篇帝曰咨禹惟時有苗弗率汝徂征第十二葉表

案ずるに、此の注「女」に作る者は是なり。陳孔璋檄吳將校部曲文注引く所亦正に「女」に作る。

凡そ今本尚書爾汝の字皆「汝」に作るに、李善引く所往往「女」に作り、齊故安陸昭王碑文注引いて「女」に作り大禹謨「石闕銘」注引いて「女」に作り益稷「汝無」岩崎本尚書帝紀敦煌本尚書皆「女」に作る。此れに據りて之を推すに、備孔氏本尚書本「女」の字を用ひて「汝」の字を用ひざりしに似たり。李善引く所亦本皆「女」に作りしを後、段玉裁曰く「女者對己之習假借之字本如字讀後人分別讀同汝水非也因改爲汝字則更非也女乃爾雙聲爾古音近爾今俗用侷字見玉篇即古之爾字也若亦對己之習古音益亦與女乃雙聲其汝若爲雙聲爾亦讀氏爲雙聲者此又一音也經籍中絕不用汝字自天寶開寶兩朝荒陋尚書全用汝字與君等經非異」四葉裏と。

是以俊又來仕

注尚書曰俊又仕官初行 第十五葉裏

案ずるに既に第二一九頁に出づ。

講文德於明堂

注尚書曰帝乃誕敷文德 第十五葉裏 集注本(第六十六葉裏)此の注無し。

今本尚書大禹謨篇帝乃誕敷文德 第十四葉裏

案ずるに此の注「敷」の字當に「敷」に作るべきに似たり。攷第四一五頁に見ゆ。

又案ずるに此の注又「毛詩曰矢其文德洽此四國」を引いて正文の「文德」を證す

れは尚書以下九字有る者は或は後人の増添する所が、

神應休養

注尚書曰休養 第十五葉裏

案ずるに既に第一〇頁に出づ。

懼聲教之未履

注尚書曰期南暨聲教 第十五葉裏

今本尚書禹貢篇南暨聲教 第六葉裏

案ずるに此の注「暨」の字集注本(第六十九葉裏)に杜りては「泉」に作りて、内野

本九條家本作「敦煌本尚書」と合す。是なり。卷四十五楊子雲解朝注與典「禹讓于

覆契暨皋陶」を引いて「暨」亦「泉」に作る。是れ李の尚書「泉」の字を用ひて「暨」を

用ひざりしなり。

凡そ今本尚書「暨」の字隸古定寫本は皆「泉」に作る。説文を攷ふるに第八篇上水部に曰く「泉眾與詞也」此「泉」に作る。从自聲虛書曰泉發絲」と。是れ知る、許見る所の尚書「泉」の字を用ひたるを、「暨」の字に至りては「日晒見也从旦既聲」説文第七篇上水部と解せられ「泉」の字と自ら別なり。但段氏に據れば「泉」「暨」共に古音第十五部に屬するを以て古相通借せしなるべし。是を以て或は「泉」を以て「暨」の古文と爲すに至り、主傳家經音義暨類を引いて云ふ「泉は暨の古文なり」と音義遂に尚書「泉」の

字を改めて「暨」に作れる者、今本尚書是れなるべし。
堯典「汝羲暨和」下、段玉裁撰異に曰く、「暨」中故書當作曠以許君引泉谷錄知之也
蓋亦漢人以今文讀之讀爲暨爾雅釋詁暨與也公羊傳會及暨皆與也暨字又行人所易知
象字罕識故易之」と、今此の注引く所を以て之を先儒に視す能はざるを憾む。

宋英奇於仄陋
注尚書曰明明揚側陋第五葉裏 集注本(卷六十八第七十葉表)足利本、四部本、
澤野本、六家本「側」を「仄」に作る。

今本尚書堯典篇明明揚側陋卷二
案するに此の正文各本皆「仄」に作る、而して注は則ち胡刻本獨り「側」に作りて正
文と合せず。是れ胡刻本の注は後人の改竄を経たるなり。集注本、足利本等正に「仄」
に作る證すべし。卷十五思玄賦注卷五十恩倖傳論注引く所皆尚「仄」に作りて「側」
に作らず。

敦煌本堯典釋文殘卷「仄」の字を出して、「字又作仄古側字」と注し、足利古本尚書亦
「女」譌の「作」を見るべし、古「仄」に作る尚書有りしを、北堂書鈔卷十一、宋、明揚
「賦」に作り(孔氏校語)司馬貞五帝紀述贊「明敷仄陋」の文有り、琳音義卷九十一、第九頁
「賦」尚書云明人在仄陋者「を引く」唐韻廿四職「仄」字の下「仄」注して倭側の側と區別せり。
胡克家此の注「側」の字後人の改むる所なるを知らずして守に曰く「尚書自有二本
作者或用仄或用側善隨而引之」と、致異卷六 胡說致へて未だ案かならざる者と謂ふべし。
又梁章鉅李注引く所皆當に「側」に作るべしと謂へるは、希證廿六 是れ全く肌爲の言

又、内野本尚書正「仄」に作り

毫も採る所無きなり。
恩倖傳論注引く所「揚」を「敷」に作れば、此の注亦本「敷」に作りしなるべし。致詳に第四十

卷第三十五

張景陽 七命

寒山之桐

注尚書曰驪陽孤桐第二葉裏

今本尚書禹貢篇卷六 文同じ。

唐樓搢其根

注尚書帝曰汝右樓搢時百穀第八葉表

今本尚書舜典篇帝曰陽汝右樓搢時百穀卷三

窮海之錯

注尚書曰海物惟錯第八葉裏

案するに既に第一八三頁に出つ。

酷以香楫

注尚書曰若作和羹、初行 惟鹽、梅 初行第九葉表

四部本、澤野本、美を「羹」に作り、四部本「羹」
を「全」に作り、足利本、四部本「鹽」を「塩」に作る。

今本尚書說命篇下、若作和善、爾惟鹽梅卷十 第七葉表案するに、卷卅六王元長永明九年采秀才文注、尚書此の文を引いて、諸本多く「介」に作る。此の注亦「介」に作る者是なり。文、彼の條に見ゆ。「無美」の字「鹽」の字、諸本其の字體同じからざるは、書寫者各、便に隨ひしのみ。以て李善の舊を定むべからず。

配天光宅

注 尚書序曰昔社帝堯光宅天下初行 第十葉表

今本尚書堯典篇序、昔社帝堯聰明文思、光宅天下卷二 第四葉表

其垂仁也、富平有般之杜亮

注 尚書仲虺曰、惟王克寬克仁、彰信兆民第十葉表 第三行

今本尚書仲虺之誥篇、仲虺乃作誥曰、同惟王 屬 克寬克仁 彰信兆民 卷八 第七葉裏

案するに、「于」於「同異の攷既に第九七頁に見ゆ

南箕之風不能暢、其化難畢、之雲無以豐其澤

注 尚書曰、星有好風、星有好雨第十葉表 第三行

今本尚書洪範篇卷三 第三葉裏 文同じ

帝載輯熙

注 尚書舜曰、有能奮庸、熙帝之載第十葉表 第六行

今本尚書舜典篇、舜曰、咨四岳、有能奮庸、熙帝之載卷三 第十一葉表

注 尚書曰、湯既黜夏命、復歸於般第十葉表 第四行
今本尚書湯誥篇序、湯既黜夏命、復歸于般卷八 第九葉裏

六合時邑

注 尚書曰、黎民於變時雍第十葉裏 第五行

今本尚書堯典篇、黎民於變時雍卷二 第八葉表

案するに、此の正文「時邑」に作りて注引尚書は、「時雍」に作り、而も「邑」「雍」同異の攷既に第九七頁に見ゆ

注記無し。或は李注引く所亦本「邑」に作りて正文と合せしに非るか、と疑はる九七頁の注記

古本尚書は正に「邑」に作る

流荒之額

注 尚書曰、五百里荒服、又曰、二百里流第九葉裏 左より第四行

今本尚書書禹貢篇卷六 第三葉裏 文同じ

皆象刻於百工

注 尚書曰、高宗夢得說、使百工營求諸野、乃審象旁、求於天下第十一葉表 第八行

今本尚書說命篇序、高宗夢得說、使百工營求諸野

又說命篇上、乃審厥象、俾以形旁求于天下第十葉表

案するに、卷五十沈休文思傳、論注尚書此の文を引いて、各本皆亦「旁求於天下」に作る。「于」於「の攷既に第九七頁に見ゆ。

時聖道醇

注 尚書曰、政事惟醇第十一葉裏 第八行

今本尚書說命篇卷六 第六葉表 文同じ

漢武帝 賢良詔

若涉淵水未知所濟注 尚書曰子唯小子若涉淵水予惟往求朕攸濟第十三葉表
 今本尚書大誥篇已予惟小子若涉淵水予惟往求朕攸濟第十三葉表
 案此の注「唯」に作る者必ずしも轉寫の誤とのみ斷すべからず、攷既に弟
 頁に見ゆ。

潘元茂 冊魏公九錫文

越社西土注 尚書曰邊矣西土之人第十三葉表
 今本尚書牧誓篇邊矣西土之人第十五葉表
 案此の注「邊」に作りて李善引く所と合す。
 皆正に「邊」に作りて李善引く所と合す。
 段玉裁曰く「爾雅釋故邊遠也郭注書曰邊矣西土之人北齊書文苑傳類之推觀我生賦

曰邊西土之有象文選李善注兩案 引書皆作邊是唐初本尚作邊衛包據說文
 遊爲今字邊爲古字改之案 遊を改めて「遊」に作れるは衛包の罪なり
 や否やは姑く之を措くも唐初已前尚書「邊」に作るとの段說甚だ痛易ふ可からざる
 なり。

惟祖惟父股肱先正其孰恤朕躬注 尚書曰臣作朕股肱耳目第十三葉表
 今本尚書益稷篇第五葉裏 文同し。
 注又曰亦惟先正克左右昭華敬辟第十三葉表
 今本尚書文侯之命篇第二葉裏 文同し。
 注又曰惟祖惟父其伊恤朕躬注 今本尚書文侯之命篇第三葉裏 文同し。
 案此の引文の下段に「鄭玄曰先正先臣爲公卿大夫也」を引く。右二條
 或は鄭注本尚書に據れるか。

保又我皇家弘濟于艱難注 尚書周公曰天壽平格保又有殷第十三葉裏
 今本尚書君奭篇周公若曰又公曰君奭天壽平格保又有殷第十三葉裏
 案此の「受」に作る者證無し。或は「壽」に作る者音相近くして誤れるが。
 注又曰用敬保元子釗弘濟于艱第十三葉裏
 又曰用敬保元子釗弘濟于艱第十三葉裏

今本尚書顧命篇用敬保元子釗弘濟于艱卷十八葉表
案するに卷廿五盧子諒贈劉琨詩注尚書此の經を引いて「艱」の字有れば此の注亦
此の字有る者是なり。
延于平民

注尚書曰董尤惟始作亂延及于平民卷十三葉表

今本尚書呂刑篇董尤惟始作亂延及于平民卷十七葉表

案するに卷廿七陸士衡謝平原內史表注此の經を引いて亦「于」の字無し。李善見
る所の尚書本より「于」の字無かりしかと疑はる。後漢書馮異傳注延及平民の
文有るは亦「于」の字無し。

崇亂二世

注尚書思公曰乃大降罰崇亂有夏卷十四葉表

今本尚書多方篇思公曰王若曰卷十六葉表

有旄勤教恤慎刑獄

注尚書曰有旄勤教卷十五葉表

今本尚書洛誥篇有旄勤教卷十五葉表

案するに此の注「穆穆」の下「逯衡」の二字を節去して引く。卷四十八劉粲美新
注引く所亦同じ。

此の注「弗」の字内藤博士本内野本尚書と合す。

注又曰欽哉欽哉惟刑之恤哉

今本尚書典範篇欽哉欽哉惟刑之恤哉
案するに李善據る所の尚書は「恤」を「節」に作りしに似たり。
致既に第一六五頁に見ゆ。
注又曰文王罔迪兼于庶獄庶恤也卷十五葉表
今本尚書立政篇文王罔迪兼于庶言庶獄庶恤卷十七葉表
案するに胡克家此の注「迪」の字を致して曰く「袁本茶陵本迪作攸是世案此攸尤誤
改」改誤卷六
第十二葉表と。胡說大に謬る。今本尚書「攸」に作るに而も尤袁何ぞ改めて「迪」
に作るを得むや。尤の時文選諸本尚多し。此れ其の見る所の李注自ら「迪」に作り
しなり。卷五十八蔡伯喈陳太丘碑文注洪範「彝倫攸斁」を引いて兼注本正に「迪」
に作る。乃ち知るべし李善據る所の尚書「迪」を用ひて「攸」を用ひざりしを。
尚書此の經「攸」の字九條本小島博士本内野本俱に「迪」に作りて李善引く所と正
に合す。
凡そ今本尚書の「攸」の字本皆「迪」に作りしに似たり。右に擧げたる諸例の外禹貢「陽鳥攸
居」岩崎本「迪」に作り、盤庚上「無或敢伏小人之攸」岩崎本「雲窗本」「迪」に作り、盤庚中「厥攸作
視民利用邊」汝不曼朕心之攸困」岩崎本「羅氏攸燼本」「雲窗本」
「迪」に作り、盤庚下「盤庚既遷藥
厥攸居」羅氏攸燼本「雲窗本」
「迪」に作り、說命上「臣下罔攸柔令」說命中「惟厥攸居」說
命下「匪說攸聞」岩崎本「羅氏攸燼本」「雲窗本」
「迪」に作り、洪範「彝倫攸攸」「彝倫攸攸」
「攸攸好德」
「四曰攸好德」、雲窗本「迪」に作り、後漢書楊賜傳（列傳四十九葉表）「四全勝」「茲攸俟能
曰迪好德」を引いて亦正に「迪」に作る。

念予一人 畢命「民庶攸勸」「君予率乃祖考之攸行」岩崎本「道」に作り、而も岩崎本四維
 氏敦煌本雲「固本」島田本並に「攸」の字一見せざる、皆其の明證なり。説文を攷ふる
 に第三篇下支部に曰く「攸行水也」段注、穀部曰唐本作水行攸攸也、从攴从人水省」と。又
 第五篇上乃部に曰く「適气行兎从弓齒聲讀若攸」と。而して段玉裁は「釋言攸所也
 水之安行爲攸故凡可安爲攸又借爲適字適气行兎水行之攸气行之適皆主和緩故或用
 攸或用適」攸字の注と言へども切論に「道」の字を出して「古字與攸同」と注し王氏三補
 古亦「道」古攸字攸所也漢書地理志鄧水適同の注、又と曰へば隋唐の時既に「道」「攸」古今
 の字と爲せるを知るなり。段玉裁、王所答云、道、攸、適、
 然らば則ち今の尚書「攸」の字は皆本「道」の字に作りしを後人悉く之を今字に改め
 し者にして文選注引く所の尚書「攸」に作る者亦漢人今の尚書に據りて改せしな
 り。

此の注「道」の下「也」の字多きは其の尚書異有リしに非ず、古人佗書を引いて句末
 に助字を加ふるは、往往之れ有る所なり。

敦崇帝族 又、固不成攸

注 尚書曰敦攸九族 第十五葉表 左より第三行

今本尚書皐陶謨篇攸九族

案するに既に第一八六頁に見ゆ。

注 尚書曰成秩無文

案するに既に第二一〇頁に出つ。

雖伊予格于皇天

注 尚書曰時則有若伊予格于皇天 第十五葉表 末行

案するに既に第一八一頁に出つ。

崇其寵章備其禮物所以留衛王室左右啟世也

注 尚書曰統承先王修其禮物 第十五葉裏 第四行

今本尚書微子之命篇 第十三葉裏 文同じ。

注 又曰率由典常以蕃王室

案するに既に第一五八頁に出つ。

注 又曰予欲左右有民 第十五葉裏 第四行

今本尚書益稷篇予欲左右有民 第五葉裏 文同じ。

案するに既に卷中十中陸中衛漢高祖功由漢注尚書此の文を引いて「予」を「余」に作る。

其杜固成管蔡不靖

注 尚書曰武王既喪管叔及其羣弟乃流言於國 第十五葉裏 第五行

今本尚書金縢篇 第十一葉裏 文同じ。

注 又曰西土之人亦不靖 第十五葉裏 第五行

今本尚書大誥篇西土之人亦不靜 第十三葉裏 文同じ。

注 又曰西土之人亦不靖 第十五葉裏 第五行

今本尚書大誥篇西土之人亦不靜 第十三葉裏 文同じ。

案するに昔十一尋福殿賦注尚書此の文を引いて「不」を「弗」に作る是なり。此の注當に本同じかるべし。此の注「之」の字證也。

玄應佛性論卷三音義「靖約」の下「孔注尚書云靖安也」を引く。慧琳音義卷五十一 玄應引第十三頁今本尚書を攷ふるに「靖」の字凡そ三見。一、禮記上「敬子」「靖」の字凡そ六見。一、禮記上「大誥二」而して僞孔傳「靖」は皆「謀」と訓じ「靜」は多く「安」と訓じて禮記上「多方」判然分用するに似たり。然るに、尙書と訓するの「靜」敦煌本釋文と「影」に作り、敦煌本釋文と「影」に作り、洪範「安」と訓する「用靜吉」を「雷窗本」は「影」に作る。敦煌本釋文と「影」に作り、を併せ攷へば「安」と訓する者「謀」と訓する者均しく「影」に作りし尚書有りたるかと疑はれ又李善此の注及び玄應音義引く所皆「安」と訓するの字を「靖」に作れると岩崎本尚書盤庚上及び羅氏本尚書微子並に「謀」と訓するの字を「靖」に作れるとを併せ攷へば「謀」と訓するの字「安」と訓するの字均しく「靖」に作りし尚書有りしかと疑はる。

説文を攷ふるに「靜」案也。从青聲。第五篇 段注に云ふ「上林賦觀維張損注曰謂粉白黛黑也按觀者靜字之假借采色詳案得其空謂之靜人心安度得空一言一華必求理義之心然則雖辭勞文極而無紛亂亦曰靜引伸假借之義也」と。段注の注に曰く凡安靜又「靖立靖也。从立青聲。一曰細兒」。第十篇 又「影清靜也。从多青聲。第九篇上此れに據れば「靜」影、皆「謀」を以て本義と爲す。然らば「靖」を「謀」と訓するは、段注上も時小同其の本義立靖若しくは細兒引伸の義なるべく、段注説文諸字の注釋「靜」傳は皆三讀也

を謀と訓するは「靖」の通用か若しくは其の本義雷窗の引伸の義なるべし。而して「影」は「靖」「靜」と同音相連なれば、詳に説文諸字通補或は「安」と訓すべく、亦「謀」と訓すべし。是れに由つて之を觀るに僞孔氏本尚書本「靜」「影」の何れか一を用ひて「安」と訓じ亦「謀」と訓せしこ、猶「靜」の字を用ひて奉供と訓じ亦恭敬と訓じたるがごとかりしかと疑はる。

若し然らば今本尚書「靜」「靖」兩字を分別して用ふるは是れ後人の改むる所にして尙典の「靜」のみ分別の例に違へるは僞、本兩字分用せざりし時の痕跡を存する者と謂ふべし。
今君稱丕顯德明保朕躬奉答天命導揚弘烈第六篇 中
尚書曰王曰公明保予冲子稱丕顯德以予小子揚文武烈奉答天命第十五篇 重
今本尚書洛誥篇王若曰公明保予冲子公稱丕顯德以予小子揚文武烈奉答天命卷十五
案するに「冲」は俗の「沖」の字玉篇に見ゆ。
此の注「稱」の上「公」の字無く今本尚書と異る。
今此の經の正義を攷ふるに曰く「王以周公將退因誨之而請留公王順周公之意而言曰公當留住而明安我童子不可去也」。不可去者當舉行大明之德用使我小子獲揚文武之業而奉尚天命云々卷十四此れに據れば正義據る所の本「稱丕顯德」の上「公」の字無かりしかと疑はる。然らば則ち此の注を以て安すしも一「公」の字を刪去せしものと爲すべからざるに似たり。

或は謂はむ卷五十六浦安仁楊州詠注「尚書曰公稱丕顯德」を引いて正に「公」の字有るを奈何せむと。曰く「公明保子沖子稱丕顯德」を約して「公稱丕顯德」に作るを得るが故に彼の注引く所以て「稱」の上必す「公」の字有るの證と爲すべからざるなり。

注 尚書曰稱丕有衆曰亡戲初行。餘本「戲」に作る。

今本尚書盤庚篇下稱丕有衆曰無戲卷九。案するに此の注「亡」の字小島博士本岩崎本羅氏敦煌本内野本足利本尚書と合す。

今本尚書五子之歌崑征兩篇の「無」の字羅氏本皆「亡」に作りて傳は則ち「無」の字に易へ盤庚說命高宗彤日西伯戲衆微子各篇の「無」の字岩崎本羅氏本盤庚上の全文及び中の首數行を缺く並に皆「亡」に作りて崑崙本說命中「無」に作る者傳は多く「無」の字に易へ間「无」の字を用ひ、畢命君雅四命各篇の「無」の字岩崎本皆「亡」に作りて傳は則ち「無」に易ふ。足利古本亦多く此の字

此れに據りて之を推すに隋唐以前の伯氏本經文「亡」の字を用ひて「無」の字を用ひざりしかと疑はる。俞樾曰く「古有無字止作亡」見五錄卷四。其の説是なるに似たり。魏三體石經無逸篇無字(新出漢石經石經遺字及)並に古無無

魯博士本内野本と合す。此れ尚書の異文には非ず。書言者各、便に隨ひしのみ。但「戲」の字説文に見えずと雖も既に漢碑魏碑一碑勅諭元朝に見え而して切韻王氏第二種字此の字のみを出し、玄應銀經音表亦多く此の字を用ふれば、隋唐の時「戲」に作るを常とせしかと疑はる。于該字書(尙)る通用字を爲し、其音義(四十四)の六等(明)に戲を以て俗字と爲し、廢絶(五支)を以て至りて乃ち「戲」を收めて「戲」を收めては「戲」に持るのみ。

注 尚書注曰海陽日出用不率俾胡氏文選に「不率」の下注の字行と。今本尚書君奭篇卷十六。文同じ。

注 永思厥艱若涉淵水非君攸濟朕無任焉足利本四部本足利本一家本「沖」に作り「戲」の字無し。。今本尚書大誥篇卷十三。今本尚書大誥篇卷十三。案するに「沖」は俗の「沖」の字王篇に見ゆ。

胡刻本此の注「戲」の字正文に涉りて衍せるかと疑はれざるに非ざるも、而も漢書王莽列傳第五十四。擬大誥「故予爲沖人長思厥艱」に作りて百衲本「第五十五」表正に「戲」の字有り此の正文此の句亦本大誥に據りたるものなれば或は尙書本「戲」の字有ありたるかとも疑はる。

注 又曰已予惟小子若涉淵水予惟往求朕攸濟胡氏文選曰「京本無此十八字有攸濟已見上文」。案するに既に第三十三頁に出づ。

昔在周室畢公毛公入爲卿佐

注尚書曰乃召畢公毛公卷十六

今本尚書顧命篇乃同召大保華茂伯彤伯畢公衛侯毛公卷十八

周部師保出爲二伯

注尚書曰召公爲保周公爲師卷十六

今本尚書君奭篇序召公爲保周公爲師卷十六

案するに此の注「邵公」に作る者は是なり。「召」に作る者は蓋し後人今の尚書に傳り

て改めしなり。慧琳一切經音義卷八十五卷七「旦曠」の二字を大書して注に曰く「

上單幹反孔注尚書云周公名也下聖亦反尚書云卷十六「召」の二字を大書して注に曰く「

作ると。又文選卷四十六陸士衡亭士賦序「是以君爽軟軟不悅公旦之舉」の齊注に

曰く「邵公爲保周公爲師相成王邵公不悅足利本に據る。四部文野上家諸本同。」此の二例

に據りて尚書古本此の篇正に「邵公」に作る者有りたることを證すべし。

凡そ「召公」の字古多く「邵」に作りて「召」に作らざりしに似たり。邵接曰く

「今經典左襄二十三年傳音邑郭邵作邵其他召南召公召伯俱作召然釋文多載異本作

邵如書武成傳周召之徒釋文召本又作邵詩序繫之召公釋文召本亦作邵公劉序召康公

釋文召本亦作邵蕩序召穆公釋文召本又作邵案するに釋文此の下に曰く禮記曲禮注召公主之

釋文召又作邵曾子問召公案するに曾子問釋文召本又作邵禮記曲禮注召公主之

亦作邵左襄二十九年傳爲之歌周南召南釋文召本亦作邵又公羊隱五年傳召公主之釋

文本作邵莊十九年傳注召忽死之釋文本作邵案するに十九年傳注此の文也。九年傳注に見る。定

四年經于召陵釋文本作邵又書召公逸周書和寤解作邵公則古本多作邵也說文凡地名

之字多从邑則凡地名之邵亦當从邑五經文字亦以邵列爲正字云邵地名召公字釋典多

作召則張參之意亦以召非正字也說文解字釋經正字之書邵十二年原刊本。邵說是なり。

更に數證を擧げて其の說の誤らざるを證せむ。

毛詩召南甘棠序「甘棠美召伯也召伯之教明於南國」七經攷文補遺に云く「古本召

作邵注及下皆同」と。甘棠「召伯所茂」真本玉篇广部茂字下引及び文選集注卷九

一王元長曲水詩序李注引皆「邵」に作る文選鈔鄭箋注引。文選集注卷五十九謝玄暉和

伏武昌登孫權故城詩「卜揆崇難殿」の鈔「尚書曰邵伯卜洛」を引いて正に「邵」に

作る。藝文類聚卷八十七「晉孫楚扶杖賦曰昔在邵伯聽訟述職」を引いて亦「邵」

に作る。廣韻去聲卅五笑邵字下に曰く「邑名又姓出魏郡周文王子邵公爽之後」と。

皆古「邵」に作るの明徴なり。

「召公」古「邵公」に作るは猶古本「葉部」を「葉部」に作り「包咸」正「包咸」に

作るがごとし。皆古今用字の變反り。

肅將朕命以允卷十一

注尚書曰肅將天威初行

今本尚書泰誓篇上卷十一文同じ

注又曰夙夜出納朕命惟允卷十一

今本尚書典範篇卷三十八葉表 文同じ

晉氏昏作

注 尚書曰慎農自安弗昏第十六葉表作勞第十六葉表

今本尚書盤庚篇上慎農自安不昏第十六葉表作勞第十六葉表

宋するに、此の注「弗」の字岩崎本委の因誤刻本尚書と合す

此の注「昏」の字餘本は昏第十六葉表に作りて釋文引く所の或本と合す。而も餘本正文は

「昏」の字と相合せず。餘本本或は正文注均しく「昏」に作りて

相合せじか抑、正文は「昏」注は「昏」に作りて注中又昏昏異同の語ありしに、今完か

らざるか。昏之を明かにする能はず。餘本「昏」に作るの理既に明かならざれば、此

の注「昏」「昏」の是非亦遽に定むべからず。當に是れ闕疑に从ふべし。

又宋するに、裴松之、冊魏公九錫文に注して、他の書を引くこと凡そ九條魏志武帝紀而し

て其の八條亦李善注中に在り、然らば李善此の注引く所の尚書本、裴注を襲へるに

非るか。裴氏彼の注引く所は鄭本注にして、鄭「昏」を讀みて「昏」と爲せば

尚書 魏志注引く所の尚書或は徑に「昏」に作る者有りたるならむ卷三西征賦注傳に此の

上下咸和注

注 尚書曰用咸和萬民第十六葉表

今本尚書憲逸篇用咸和萬民卷十六

君製宣服化爰發四方

注 尚書曰予欲左右有民汝翼予欲宣力四方汝爲第十六葉表

今本尚書益稷篇予欲左右有民汝翼予欲宣力四方汝爲卷五

宋するに、卷四十四陸士衡漢高祖功臣頌注、尚書此の文を引いて、「予」を「余」に作

る。攷第百四頁に見ゆ。

君研其明哲思帝所難

注 尚書各錄曰杜知人出曰咸若時惟帝其難之知人則哲能官人第十七葉表

今本尚書皋陶謬篇皋陶曰都杜知人在安民出曰呼咸若時惟帝其難之知人則哲能官人

宋するに、卷廿八任彦昇爲范尚書讓吏部封侯第一表注、尚書を引いて此の注と同じ。

蓋し箇節に从へるなり。凡そ李善尚書を引いて「皋陶」皆「魯魯」に作るは、其の

據る所の尚書自ら然りしなり。攷既に第百八十七頁に見ゆ。

官才任賢

注 尚書伊尹曰任官惟賢才第十七葉表

今本尚書咸有一德篇伊尹既復政厥辟將告歸乃陳戒于德曰「任官惟賢才」

宋するに、内野本尚書此の經正に「材」に作り、咸有一德篇序の正義「經云任官惟賢才」

を引けば、單疏本卷八、正義據る所亦「材」に作れるを知るべし。又陸德明「古哉字作才

若才俊之字則從木」攷と云へば、唐初本尚書此の文恐らくは「材」に作りて「才」

に作らざりしならむ。然らば此の注胡刻本「才」に作るは非なるを知る。

正色處中

注尚書王曰正色率下第五行

今本尚書畢命篇王若曰傳句正色率下卷十九

畢命有罪

注尚書曰降災于夏以章厥罪第十七葉表

今本尚書湯誥篇降災于夏以彰厥罪卷八 足利本四部本淺野本六家本

案するに卷五十四劉孝標辨命論注尚書此文を引いて各本皆「彰」に作る尚

書此の文「章」に作る者佗書に於て微無し。岩崎本尚書を攷ふるに盤庚上「用德

彰厥善」は「彰」に作り偽畢命「彰善瘅惡」は「章」に作り前後既に一ならず。然れ

れども「彰」は彰明の義なれば此の注本「彰」に作れるを尤表符に改めて「章」

に作ることに有るべからず。且李善偽畢命「彰善瘅惡」を引いて亦正に「章」に作れ

ば參照頁李善傳る所の尚書本より「章」の字を用ひて「彰」の字を用ひざりしかと疑はる。

簡極爾取時亮庶功用終顯德對揚我高祖之休命

注尚書王曰簡極爾命用成爾顯德第三行 足利本四部本兩家本

今本尚書文侯之命篇王曰傳句簡極爾都用成爾顯德卷十四

案するに此の注「念」に作る者是なり。攷既に第五葉表

此の注「命」の字微無し。此の經の傳「曼治汝都鄙之人」に據れば孔氏本經「命」

頁に見ゆ。

に作る者有るべからざるに似たり。此の注或は正文「朕命」「休命」に涉りて誤り

書せられたるか。正義引く所の鄭注に據れば

注又曰惟時亮天功

今本尚書舜典篇卷三 文同し。

注又曰敢對揚天子休命第四行

今本尚書說命篇下敢對揚天子之休命卷十

案するに此の注引く所「子」の下「文」の字無きは是れ此の注奪せるに非ず。唐

初本尚書自ら余る者有りたるなり。岩崎本羅氏本尚書並に「文」の字無く阮元尚書

校勘記に據れば唐石經亦此の字無し。此れ皆其の證なり。羅氏本「文」の字を有記す

四部本淺野本卷十四陸士衡答曹長淵詩注尚書此文を引いて「文」の字有るは

李善の舊に非ず。彼の注佗本「對揚已見上文」に作る。上文とは贈馮文龍遷斥

丘今詩注引く所の「毛詩曰對揚王休」を指すなり。二本誤りて尚書の文を復出

せるのみ。

卷第三十六

任彦昇 宣德皇后令

齊聖廣淵

注 尚書曰乃祖成湯齊聖廣淵初葉裏 左より第三行

今本尚書微子之命篇乃祖成湯克齊聖廣淵卷十三 第二十五葉裏

案するに卷五十七夏侯常侍誅注尚書此の文を引いて「湯」の下「克」の字有り。

既而鞠旅誓衆

注 尚書曰王明啓衆士第三葉表 初行

今本尚書泰誓篇下王乃大巡六師明啓衆士卷十一 第十一葉表

黃鳥既定

注 尚書曰震澤既定第三葉表 第三行

案するに既に第一五二頁に出つ集本中本足利本四部叢刊本淺野本六家本 正文及び此の注の「既」字「成」に作る

傅季友 爲宋公修楚元王墓啟

作範後世

王元長 永明九年策秀才文

神靈文思之君 聰明聖德之右

注 尚書序曰昔在帝堯聰明文思第五葉表 左より第四行

今本尚書堯典篇序第四葉表 文同じ

朕當奉天命恭惟永圖

注 尚書曰茲率厥典奉若天命第五葉裏 第七行

今本尚書仲虺之誥篇第六葉裏 文同じ

注 又曰慎乃儉德惟懷永圖第五葉裏 第七行 集注本「圖」を「圖」に作る

今本尚書太甲篇上慎乃儉德惟懷永圖第十八葉裏

案するに「圖」に作る香尚書の異文には非れども唐初尚書或は此の字に作れる者之れ無きを保し難し。内野本尚書「圖」に作りて「圖」の字を旁記せり。

説文に據れば「圖」は畫計難也第六篇下口 第五篇下口 第五篇下口 第五篇下口「圖」は音也第五篇下口 第五篇下口二字音義皆互に殊

る。然れども漢碑既に「圖」を以て「圖」と自して諫釋卷一所載の碑 初隋孔廟後碑 古文官書は明に「圖」

「圖」形同」と言ひ而諸れ記載する所 切韻亦「圖」を收めて思度と注す 王代第三種本 上十二種本れは其の

注 尚書曰金裕後世第四葉裏 左より第五行 案するに既に第一五二頁に出つ。

習用久しきを知るなり 干禄字書「圖」上俗下正、刊誤補遺切韻用字作圖非。

集注本獨り此の異體文を用ふるは、或は惟集注寫者其の常用の文字に从へるのみなるやも知らず。今姑く記して後日の再致に資するのみ。凡そ此の類皆同じ。

載懷德懼

注 尚書曰予小子罔夜德懼 第五葉裏 集注本「德」を「徳」に作る 按は「徳」の轉變

今本尚書泰誓篇上 卷十一 第七葉裏 文同じ。

寤寐嘉猷

注 尚書爾有嘉謀嘉猷 第五葉裏 集注本「爾」を「爾」に作る 下句の字有り「爾」を「尔」に作る。

今本尚書君陳篇爾有嘉謀嘉猷則入告爾后于内 卷十八 第十一葉裏

案するに「尔」に作る者是なり。内野本尚書正に「尔」に作る。

鹽梅之和屬有望焉

注 尚書曰若作和羹尔惟鹽梅 第六葉裏 足利本四部本「尔」を「爾」に作る。集注本「爾」を「爾」に作る。

今本尚書說命篇下若作和羹爾惟鹽梅 第七葉裏

案するに、岩崎本、小島博士本、森代本尚書及び文選鈔 集注卷二十一 引く所の尚書皆「尔」に作りて此の注と合す。「尔」「爾」の攷既に第一一二頁に見ゆ。

此の注「惟」を「爲」に作る者徹無し。再致を俟つ。

良以食爲民天

注 尚書八政一日食 第六葉裏 第五行

案するに既に第二三八頁に出つ

矢陳厥謀

注 尚書序曰咎。矢陳厥謀 第六葉裏 集注本「咎」を「咎」に作る。

今本尚書大禹謨篇序咎。陶矢陳厥謀 初葉裏

案するに李善據る所の尚書「咎」に作りて「咎陶」に作らず。致既に第一頁に見ゆ。

此の注「謀」に作る者是なり。卷四十五班孟堅答賓戲注引く所胡刻本亦「謀」に作る。是れ李善見る所の尚書「謀」に作りて「謀」に作らざりしなり。内野本尚書正に「謀」に作る。 「謀」と「謀」を記す。 「謀」は即ち「謀」。

敬法刑刑虞書茂典

注 尚書虞書曰欽哉欽哉惟刑之罰 第六葉裏 集注本「刑」を「刑」に作る。足利本四部本「刑」を「刑」に作る。此の注に「刑」を「刑」に作る。

今本尚書典範篇欽哉欽哉惟刑之恤哉

案するに此の注「刑」に作る者是なり。致既に第一六一頁に詳なり。

朕所以明發動容吳會典虞 第七葉裏 集注本「朕」を「朕」に作る。足利本四部本「朕」を「朕」に作る。此の注に「朕」を「朕」に作る。

今本尚書無逸篇文王 篇の 自朝至于日中受不違厥會 初行 案不違を「倒弗違」に作る。

案するに此の注「受」の字集注本に於りては「倒」に作り、卷廿七薦福衡表注引く所の

朕所以明發動容吳會典虞 第七葉裏 集注本「朕」を「朕」に作る。足利本四部本「朕」を「朕」に作る。此の注に「朕」を「朕」に作る。

今本尚書無逸篇文王 篇の 自朝至于日中受不違厥會 初行 案不違を「倒弗違」に作る。

案するに此の注「受」の字集注本に於りては「倒」に作り、卷廿七薦福衡表注引く所の

此の經足利本六家本「側」に作り卷四十九音紀總論注引く所は胡刻本足利本六家本俱に「側」に作る。

今の尚書は「吳」に作りて「側」に作らざるに倣注尚「側」に作る者有るは是れ決して後人の爲す所に非じ。疑ふらくは李善の尚書自ら「側」に作りしなるべし。

説文王攷ふるに吳曰西也從日。天矢亦聲臣銘按易曰日吳之離作此字會意亦食反。部本説文解詁卷十天部。原本從大日。今王攷傳校録の説に於て訂す。大徐本此の字を収めず。日部。字下曰く。今俗別作吳非是。然れども皮氏漢碑引經考卷二吳善修華散碑。吳神曰吳。王對す。是は漢の時正に「吳」有り。又「進源五」は「解」を以て「吳」字正に是れ。唐の古文なることを證す。又側帝也。从人則聲。大徐本。ハ上。般度文字類編卷七初進源五。乃ち徐鉉の説の非なるを知る。

此れに據れば「吳」は日吳の本字なり。然れども古「側」を假りて「吳」と爲せる例有り。

余疋釋宮東北臨謂之宦の孫炎注。曰。側之明。孫注は唐禮上正義(復古閣)本卷二十九(正義)に引かる。

儀禮既夕禮賓出主人送于門外有司讀祖期曰日側。鄭注曰側既也。謂將過中之時。記に曰く。既。既無將字似與誤合と。而して胡。正義に曰く。當從放本と。

尚書中候。舜至于下。禮榮光休至。鄭注曰。禮。讀曰側。下側。日西之時。鄭氏佚書。御覽卷五。王部引く所を據す。此れ稱鄭皆「側」を讀んで「吳」と爲せるなり。古正に「側」を以て「吳」と爲す例あれ。

此の注「不違」は集注本「弗皇」に作り。卷四十六王元長曲水詩序注及び卷四十九音紀總論注引く所は胡刻本足利本六家本俱に「弗皇」に作る。是れ李善の尚書「弗皇」に作りて「不違」に作らざりしなり。内藤博士本内野本尚書亦正に「弗皇」

に作り。

段玉裁曰く「皇今本作禮俗字疑衛包所改也下文則皇自敬德鄭注皇謂假謂寬假自敬可以證此文不從是矣。案するに又下文「皇皇」は今日「皇皇」の「皇」は皇假也。文同於爾雅釋言「皇假也」。

「皇」と「李善引く所」以て段説の明證と自すべし。

徒以百餘輕科

注尚書呂刑曰穆王訓夏禮刑聖辟疑殺其罰百銀。第七葉表。今本尚書呂刑篇序呂命穆王訓夏禮刑作呂刑。

又經聖辟疑殺其罰百銀。卷十九。案するに「銀」に作る者微無し。再攷を俟つ。

書言所守

注尚書曰禹拜昌言。第七葉裏。案するに既に第一九一頁に出つ。

聚人曰財次政曰貨

注尚書曰八政一曰食二曰貨。第七葉裏。今本尚書洪範篇三八政一曰食二曰貨。卷十二。費遠通其有無。案するに攷既に第一〇九頁に見ゆ。

注尚書帝曰費遠有無化居。第七葉裏。今本尚書益稷篇禹曰。費遠有無化居。初葉裏。

案するに此の注「帝」の字疑ふらくは當に「世」に作るべし。

此の注「世」に作り今本尚書と合せずして今文尚書と合す。是を以て孫星衍乃ち之を疑うて李善今文に據るとなす。尚書今古文注疏卷二然れども李善引く所は多く偽孔本なれば此の引亦偽孔本に據りしなるべし。

今晉書食貨志を攷ぶるに曰く「昔者先王原句辨遷有無各得其所百納本卷第十六と。晉初集注」

志其の發端を遷志に仿へるに漢志「楹」に作るを疑はざりし者は是れ當時の尚書「世」に作りしが爲に非るか。晉書志尚書と引くこと漢志に同じくして而も謂ふ孔本尚書に依りて改果し

て然らば晉志と李注引く所とは共に以て唐初古文尚書「世」に作る者有りたるの證と爲すを得む。

予既に此の條を草せりと雖も未だ偽孔本「世」に作る者有るの明證を得ず意猶ほ憚憚たり。乃ち愛に羣書を檢し又金澤文庫東洋文庫足利學校圖書館を訪ふこと

前後各二回詳に其の藏する所の集注殘卷末板六選を校せしも復た得る所無し。甚だ以て慚みとなせり。然るに昭和十一年十一月京都帝國大學文學部より景仰

文遊集注殘卷廿四本を惠與せらる。即ち之を閱讀するに卷九弟六十一葉裏吳都賦「文黃相競」の鈔に「尚書曰辨遷有無化居注三辨易世遷徙也徒有之无文易其所居

稽也」と有るを見豁然として家を發けるが如く思はず案を括つて快を叫びぬ。是に於てが餘に鈔連引する所の注を以て今本偽孔傳と較するに今本「化易世居

謂所空居稽者勉勸天下徒有之無魚鹽徒山林木徒川澤交易其所居稽」に作ると盡

くは合せずと雖も王注「易居者不待空去當滿而去當滿而來也」尚書注に作るに比しては寧ろ今本に近し。馬注鄭注尚書愛に悉く鈔引く所の尚書を檢するに其の據る所皆偽孔本なるに似たり。乃ち李善引く所と鈔引く所とは均しく偽孔本の異本なること否に疑ふべからざるなり。

果して然らば李善及び鈔引く所は「世」に作りて易と訓すること今文と同じく然今文尚書文選卷二今本尚書の「世」に作りて勉勸と訓するが若きは「辨師古漢書食貨志志本同上」志本同上と云へると相合す。毎古の解はす承亦しく偽孔本にして而も其の差斯くの如き者有るなり。漢書行十三經諸書問禮儀堂校志卷二「世」に以て「世」の誤信と爲す昭和十二年十二月廿九夜起記

分命題於唐官

注 尚書曰分命義仲宅嵎夷曰鳴谷卷八第廿三行

注 今本尚書堯典第廿九第廿九表 文同じ

注 又曰分命和仲宅西曰昧谷

注 今本尚書堯典第廿九第廿九表 文同じ

注 庶今日月休徵風雨王燭

注 尚書曰休徵日月之行則有冬有夏卷八第廿四行

注 今本尚書洪範第廿二第廿二表

又、日月之行則有冬有夏第廿三葉裏
案するに此の注「徹」の下當に「又申」の二字有るべきは俾たり。

克明之旨弗遠欽若之義復還

注尚書曰克明俊德第八葉裏

今本尚書堯典篇克明俊德卷二

案するに卷五十六陸佐公石闕銘注尚書を引いて此の注と同じ。然れども卷廿七書子建求通親親表「其傳曰克明今の版本は「俊」に作る。此德以親九族九族既睦平章百姓」

の字注惟「尚書堯典文也」此の六字今本皆「北中國曰堯明俊德之士」の四十二字に作る。今集注本に定すること此の如し。政録に「と謂へるのみにて、其の尚書との異同を記せされは恐らくは李善注著政録に思や、と謂へるのみにて、其の尚書との異同を記せされは恐らくは李善

見る所の尚書「俊德」に作りて「俊德」に作りたりしなるべし。敦煌本堯典釋文「俊」の字を出し、内野本堯典正に「俊」に作る。李善洪範「俊民用章」を引いて亦「俊」に作る。第三。此の注及び石闕銘注「俊」の字疑ふらくは後人の改作ならむ。

注又曰欽若昊天

案するに既に第 二五四頁に出づ。

王元長 永明十一年策秀才文

五辰空撫九序未歌

注尚書各辭曰撫于五辰庶績其凝第八葉裏

今本尚書皋陶謨篇皋陶曰「五より第二行撫于五辰庶績其凝卷四」

案するに李善據る所の尚書「皋陶」を「咎咎」に作る。攷既に第 一八七頁に見ゆ。

注又曰德惟善政政在養民水火金木土穀惟修正德利用厚生惟和九功惟序九序惟歌第八葉裏

今本尚書大禹謨篇德惟善政政在養民水火金木土穀惟修正德利用厚生惟和九功惟敘

九敘惟歌卷四

案するに卷一班孟堅東都賦注尚書「九功惟敘九敘惟歌」を引いて下の「敘」の字

を「序」に作る。李善據る所の尚書多く「序」の字を用ひたるに似たり。攷既に第

頁に見ゆ。

胡克家「此本注二字作序乃尤述之以正文改未是也」攷五卷六と謂ひ胡紹煥亦

此の注「敘」に作る者を以て是と爲す。字註卷廿二の說皆从ふべからず。

又梁章鉅此の注上に「尚書各辭曰」の文有りて其の下「又曰」に作れるを以て、

此一則は今本大禹謨非咎咎之言」と謂へるは非なり。注「又曰」は上注「尚書」

を承けて言ふ。「咎咎曰」を承けて言へるに非るなり。

若壁之樹存勳

注尚書曰民望塗炭第九葉表

案するに既に第 一七九頁に出づ。

幸四境無虞

注尚書曰四方無虐于一人以寧第廿三葉表
今本尚書畢命篇卷十九 第六葉表 文同じ

罔弗同心以匡厥辟第九葉表
注尚書曰罔不同心以匡乃辟第九葉表

今本尚書說命篇上卷十 第三葉表 文同じ

惟王建國惟典命官

注尚書堯典曰乃命羲和第九葉表

今本尚書堯典篇卷二 第九葉表 文同じ

庶績其凝

注尚書咎咎曰庶績其凝第九葉表

今本尚書皋陶謨篇皋陶曰庶績其凝卷四 第十葉表

案するに「各録」の攷既に第一八七頁に見ゆ。

游情定繁

注尚書曰定繁有徒第七葉表

案するに既に第一一三頁に出つ

下色中樹其風

注尚書曰章善禪惡樹之風第七葉表

今本尚書畢命篇彰善瘅惡樹之風卷十九 第八葉表

案するに攷既に第二二八頁に見ゆ。

爾無面從

注尚書曰予違汝弼汝無面從第十二葉表

今本尚書益稷篇予違汝弼汝無面從第五葉表

案するに此の注引く所「退有後言」の四字正道せしなり。

此の注下の「汝」の字足利本・四部叢刊本六家本皆「女」に作る。「女」汝の攷既に第

三二六頁に見ゆ。

關河蕩析

注尚書盤庚曰今我民用蕩析離居第十二葉

今本尚書盤庚篇下盤庚既遷卷六 第十六葉表

朕思念舊民永言攸濟

注尚書曰予惟小子若涉淵水予惟往求朕攸濟第十二葉表

今本尚書大誥篇卷十三 第十六葉表 文同じ。

案するに卷卅五漢武帝賢良詔注亦此の經を引き本或は二「惟」の字皆「唯」に作る。

以沃朕心

注尚書曰啟乃心沃朕心第十一葉表

今本尚書說命篇上卷三 第三葉表 文同じ。

訓代及皇曰く「此十一字夏本余段本無」と、
足利本四部本・漢對本・六家本亦無し。

任彦昇 天監三年策秀才文

直指商郊

注 尚書武王朝至于商郊第十二卷表

今本尚書牧誓篇序武王戎車三百兩云々

又經王朝至于商郊牧野乃誓卷十一

案するに段玉裁曰く「大雅大明鄭箋云書牧誓曰時甲子昧爽武王朝至于商郊牧野乃誓玉裁按武字未必鄭所加史臣追加之如湯誓史臣追加王字也詩閔宮正義引此序亦有武字」初葉表

孫星衍古今文注疏說同且其傳本

今李善此の注引く所正に「武」の字有り餘篇の注牧誓經文を引いて亦「武王」に作る者多し。然れども是れ李の據る所の尚書本より「武王」に作りしに因るか抑、李善牧誓序に據りて書を以て「武」の字を加へしなるが處に定むべからざるなり。通鑑

鄭玄云郊外曰野將戰于郊故至牧野而誓案經至于商郊牧野乃誓豈王行已至於郊乃復到退適野也說而更進兵十何不然之甚也第十卷表

正義鄭を非とする所に據れば

鄭此の經を讀みて「至于商郊」句牧野乃誓」と爲せるに似たり。但禮記祭義鄭注牧誓曰其の禮尚書正義論る今李善此の注引く所「商郊」を以て句し鄭讀と相合するかと疑はれと相合せす。

卷五十六陸佐公石闢銘注「尚書曰王至于商郊牧野」を引いて此の注と異る、彼此孰れが李善の舊を存するを知らず。

猶懷德

注 尚書曰成湯放桀於南巢惟有德第十二卷表

今本尚書仲虺之誥篇成湯放桀于南巢惟有德卷八

案するに 卷十四征賦注此の經文を引いて亦「於」に作る第九卷表

而百度草創

注 尚書曰百度唯第十二卷表

今本尚書旅獒篇百度惟卷十三

案するに「唯」後兼し、然れとも古文尚書古宮本或は間「唯」の字を以て「惟」の字と爲したる者有りたるかと疑はれるは此の注「唯」の字を以て「惟」の字と爲したる者改むる所とのみ斷すべからざるなり。攷既に第一三九頁に詳なり。

在時入羽葉麻課田租

注 尚書曰百里納粟第十七卷表

今本尚書禹貢篇百里賦納總傳曰禾粟曰總入之供餉國馬卷六

注 尚書曰百里納粟第十七卷表

今本尚書禹貢篇百里賦納總傳曰禾粟曰總入之供餉國馬卷六

注 尚書曰百里納粟第十七卷表

今本尚書禹貢篇百里賦納總傳曰禾粟曰總入之供餉國馬卷六

注 尚書曰百里納粟第十七卷表

今本尚書禹貢篇百里賦納總傳曰禾粟曰總入之供餉國馬卷六

注 尚書曰百里納粟第十七卷表

今本尚書禹貢篇百里賦納總傳曰禾粟曰總入之供餉國馬卷六

注 尚書曰百里納粟第十七卷表

今本尚書禹貢篇百里賦納總傳曰禾粟曰總入之供餉國馬卷六

注 尚書曰百里納粟第十七卷表

今本尚書禹貢篇百里賦納總傳曰禾粟曰總入之供餉國馬卷六

注 尚書曰百里納粟第十七卷表

今本尚書禹貢篇百里賦納總傳曰禾粟曰總入之供餉國馬卷六

注 尚書曰百里納粟第十七卷表

今本尚書禹貢篇百里賦納總傳曰禾粟曰總入之供餉國馬卷六

注 尚書曰百里納粟第十七卷表

今本尚書禹貢篇百里賦納總傳曰禾粟曰總入之供餉國馬卷六

注 尚書曰百里納粟第十七卷表

今本尚書禹貢篇百里賦納總傳曰禾粟曰總入之供餉國馬卷六

注 尚書曰百里納粟第十七卷表

今本尚書禹貢篇百里賦納總傳曰禾粟曰總入之供餉國馬卷六

注 尚書曰百里納粟第十七卷表

今本尚書禹貢篇百里賦納總傳曰禾粟曰總入之供餉國馬卷六

注 尚書曰百里納粟第十七卷表

今本尚書禹貢篇百里賦納總傳曰禾粟曰總入之供餉國馬卷六

注 尚書曰百里納粟第十七卷表

又、三百里納結服傳曰結藥也卷十一葉表
 案するに尚書「藥」に作る者未だ其の證を得ず、疑ふらくは、此の注「藥」の字、本「總」
 に作りしを轉寫正文及び注上引葉舊儀の「藥」の字に涉りて誤れるならむ。
 又案するに總志卷廿五樓潛の上疏に曰く、都坊之内盡爲旬服當供藥結銚藥之調
 (高堂隆傳に附す)と、此れ正に魚貢「五百里旬服云云」に據りて文を爲す。而し
 て「結」銚「藥」皆今の魚貢と合して唯「藥」のみ合せず。或は魚貢本「藥」の字を
 用ひたること、此の李注引く所の如き者有りたるか。

如儀赤子
 注 尚書曰若保赤子惟民其康文同 第十二葉表

今本尚書唐話卷十四 第六葉裏 文同

雖一日萬機朝野 第一二葉裏

注 尚書曰兢兢業業一日二日萬機第十二葉裏
左より第五行

今本尚書卑陶讓篇兢兢業業一日二日萬機卷四
第十一葉裏 案するに李善據る所の尚書「機」に作りて今本と異なるなり。攷説既に第一三二頁
 に見ゆ。

案注本卷八十五上紙叙夜與山巨源絶交書注尚書此の文を引いて「萬」を「万」に作
 り、李善の舊を存するに似たれば疑ふらくは此の注の「萬」亦本「万」に作りしならむ。
 鳴鳥茂聞

注 尚書揚公曰攸用勗弗及苟造德弗降我則鳴鳥不聞第十三葉表
左より第二行 案本葉表本
利本、四部本、文野本、六字本
並に茶陵本に同じ。
 今本尚書君奭篇揚公若曰又又曰攸用勗不及苟造德不降我則鳴鳥不聞卷十六
 葉するに「不」弗の攷既に第一・二頁に見ゆ。

卷第三十七

表上

注 尚書云敷奏以言初葉表
第四行
 今本尚書舜典篇卷九葉裏 文同じ

孔文舉 薦禰衡表

臣聞洪水橫流帝思俾乂

注 尚書曰湯湯洪水方割有能俾乂初葉裏
第二行
 今本尚書堯典篇湯湯洪水方割陽有能俾乂卷十九葉裏

旁求四方
 注 尚書曰旁求天下初葉裏
第三行

今本尚書說命篇上俾以形旁求于天下卷十葉裏
 案するに卷廿五七命注卷五十恩倖傳論注並に尚書此の文を引いて皆「求」の下「於」
 の字有り。此の注此の字を脱す本是れ異文に非るなり。

曠古照載

注 尚書云帝曰曠古若時登庸初葉書 第五行

今本尚書典範篇卷二十九葉表 文同じ

注 又曰有能熙帝之載

案するに既に第三三三。頁に出づ。

勞謙曰仄

注 尚書曰文王自朝至于日中吳弗違初葉書 第七行

今本尚書無逸篇文王傳自朝至于日中吳不違初葉書

案するに此の注「側」字に作る者是なるに似たり。

「違」當に「皇」に作るべし。

攷第三五一頁に詳なり

增四門之穆穆

注 尚書曰賓于四門穆穆 第二葉書 第二行

今本尚書典範篇卷三十一葉裏 文同じ

案するに尚書此の經文に對する諸注下の如し。

馬融 四門四方之門諸侯羣臣朝者皆賓迎之皆有美德也史記五帝本紀 卷五十一葉裏 鄭玄引

鄭玄 尚書正義に曰く「鄭玄以賓爲擯謂爲上擯以迎諸侯」と。

王肅 敦煌本釋文王注の「朝者」の二字を去せば王注蓋し馬注と相近かりしなるべし。

し。

傳 穆穆美也四門四方之門舜流四凶族四方諸侯來朝者皆賓迎之皆有美德無凶人

乃ち馬王傳傳は「賓」を賓迎と解し鄭は則ち「上擯」と爲すの差は有れども馬融王傳

傳の說同しと謂へるは誤なり。案説は 其の諸侯を迎ふるの意と爲すは皆相同じ。

今此の表の「足以昭近著之多士增四門之穆穆」を攷ふるに是れ明に上文「帝求四

方以招賢俊」「曠古照載羣士雲臻」下文「帝室皇居必皆非常之賢」と相呼應すれば

其の意正に求賢を招辟することを謂へるにて尚書諸注の意と相同じからざるなり。

但左氏文公十八年傳「舜臣堯賓于四門流四凶族」故虞書數舜之功傳曰賓于四門四

門穆穆無凶人也」の文有り杜預「賓于四門」に注して曰く「關四門達四聰以賓禮

取賢也」と。

是れ杜預は 左傳此の文を以て 舜典下文「關四門明四目達四聰」と同じく求賢

を賓禮するの意なりと爲せるなり。史記五帝本紀卷五十一葉裏 此の文に據り正義 杜預必ず承くる所

有るべし。

然らば此の表の文例正に杜預解する所の意と相同じきを知る。

然るに李善此の正文に注して尚書此の經を引き又卷五十八蔡伯喈陳太丘碑文「四

門備禮此れ亦四門備禮以て賢 傳を正せるの意也 開心靜居」に注して亦尚書此の經を引く。豈李善尚書を解

すること杜預左傳の注の如かりしか抑惟正文據る所を證せしめにて其の解の同

異は深々同ふ所に非ざりしか。

心書非常之書

注尚書曰所實推賢則途人安第二葉表 足利本・四部本・延野本六
今本尚書放策篇所實推賢則通人安第四行 卷十三 卷十三
案するに卷四十四陳孔璋檄吳將校部曲文注亦尚書此の文を引いて各本「通」に作れ
とも雲岡本・内野本尚書正に「途」に作れば此の注「途」に作る者を以て是と爲す「通」
「途」の攷既に第 二二五頁に見ゆ。

曹子建 求自試表

故敵滅有能而夏功昭

注尚書「昭」曰敵與有能戰于甘之野第五葉表 胡氏双里曰此本字樣本曰上有序字此初有前條去之
注本「昭」曰敵與有能戰于甘之野第九行 集注本・足利本・四部本・延野本六家本亦序の字有り。又集

今本尚書甘誓篇序敵與有能戰于甘之野卷七 卷七
案するに卷四十一陳孔璋爲曹洪與魏文帝書注亦尚書を引いて胡刻本の此の注と同じ。
但此の注「于」の字集注本卷七十三上 卷七十三上に在りては「於」に作る。集注本必しも誤寫と
のみ定むべからず。「于」於「異同の攷既に第 九七 頁に見ゆ。
成克商電而國德著
注尚書曰武王崩三監及淮夷叛周公相成王將黜殷命第五葉表 第五葉表

今本尚書大誥篇序武王崩三監及淮夷叛周公相成王將黜殷命卷十二 卷十二
案するに段王敷曰く「版本無命字唐石經初刻有後唐改正義云黜殷君武庚之命又
云爾言黜殷命者又云故特言黜殷命也然則正義本本有命字明矣此云將黜殷命下文云既
黜殷命命字之命字序 命字之命字序正相銜接榘案卷十二 榘案卷十二と。此に據れば李善見る所の尚書は正義
本及び石經初刻と合するを知るなり。尚書序を攷ふるに「命」の字有る者を以て長と爲す。

曹子建 求通親親表

伏惟陛下咨帝唐欽明之德

注尚書曰放勳欽明第八葉表 第八葉表
今本尚書堯典篇曰放勳欽明文思安安卷六葉表 卷六葉表
案するに卷廿九江文通語建平王上書注卷四十三孫子荆爲石仲容與孫皓書注卷四十
四鍾士季檄蜀文注卷五十四劉季標辨命論注俱に「尚書曰放勳欽明」を引いて「勳」
皆「勳」に作る。是れ李善據る所の尚書「勳」に作りて「勳」に作りしなり次弟 更に詳なり
然らば此の注亦當に本是れ「勳」に作るべし。
今堯典此の經の傳を攷ふるに曰く「言堯放上也之功化而以敬明文思之四德安天下
之當安者」と。此に據れば經「欽明文思」の四字一讀。當に「欽明」の下句す
へからず釋文引く所の馬注孔注引く所の鄭注に據れば 鄭本亦「欽明文思」の四字を以て一讀と爲すに似たり。

案するに吳郡賦注亦此の經文を引いて正に「允襲」に作れば此の注集注本「讀」に作る者是なり。李善據る所の尚書本より「襲」に作りて「茶」に作らざりしなり。板本文遼此の注皆「茶」に作るは漢人今の尚書に傳りて改めしのみ。「襲」茶の攷既に弟頁に詳なり。

此の注「克讓」集注本「克讓」に作る者是なり。「尙典尙讓于德弗嗣」敦煌本釋文「讓」の字を出す。尙本釋文此の傳本。陸據る所の尙典は王注本なりと雖も亦以て古本尙書「讓」の字を用ひたるの證と爲すべし。

説文を攷ふるに第十一篇上字部に曰く「讓推也从手襄聲」と。又慧琳一切經音義卷四十五「推讓」を出して其の下「顧野王云三讓而後升是也」を引く。是れ「讓」は推讓の本字なり。王鳴盛疏術論に曰く「尙書尙典允茶克讓鄭注推習尙善曰讓説文言部讓字注但尙相尙尙書及注亦後人改也漢藝文志道家合于堯之克讓蕭望之傳路慢不遜讓諒古言ヨ義也讓字司馬遷傳遷自序云小子何敢讓焉漢書循古字」

世福堂本尙書(説字十六)第三葉。然らば則ち今の尙書「讓」の字は皆後人讓讓古今の字なりと訂して正に改めし者なり。

此の注「協和」集注本「叶和」に作る者是なり。卷五十六石闕銘の注大由讓勳並協從」を引いて「協亦叶」に作る。是れ李善の尙書「叶」を用ひて「協」を用ひざりしに似たり。

今本尙書の「協」の字古本「叶」に作る者尙ほ數例有り。尙典此の文足利古本尙書及

内野本尙書

引く所「叶」に作り。尙典「協于帝」敦煌本釋文「叶」に作り。尙典此の注「萬邦」集注本「万邦」に作る者恐らくは是なるべし。文選鈔卷五十三引く所亦「万」に作る。岩崎本尙書神田本尙書羅氏敦煌本尙書を檢するに十千の字皆「万」に作りて「萬」に作らず。五子文政三郎(庚申)下「説命上」又益禮「萬邦作乂」毛詩周頌思文序の正義引いて「萬王」に作る。

説文「萬」の字有り「萬世」と注して「万」の字は則ち無し。唐諱乃ち「万」を收めて「十」と注し「萬」の字と區別す。是を以て段玉裁「唐人十千作万」其の由來蓋きを知るべし。我が國に傳存せる史記本紀卷五十五「其の由字を用ふ。章句職」万」を以て十千の本字と爲すの説有り詳に其の旨小學答問卷五十五に見ゆ。

五經文字卷中内部「萬」の字の下に「萬世象形今以爲十千之萬」と注すれば「萬」を以て十千の字と爲すは較後のことなり。那波叔夜撰十千の萬の字中唐の境既に論く用ひられたるもの如し。説書抄本史記卷五十五「其の由」

注尙書曰百姓昭明

案するに胡刻本「尙書」の上既に「章明已見上文」の六字有りて又此の「尙書曰

を引く。且正文「章明」と注引尚書の「昭明」と其の意相協はず。疑うらくは此の注後人の増添せる所。集注本「章明」の注無し。是なり。

儻發天聰而垂神聽也

注尚書曰天聰明第十卷表

今本尚書卑陶諱篇天聰明自我民聰明卷四

又說命篇中惟天聰明惟聖惟憲卷十

案するに集注本卷七十三下 足利本皆此の注無し。有る者は或は後人の増す所なるか。

羊叔子 讓開府表

假令有遺德於板築之下

注尚書序曰高宗夢得說築傅巖之野第十二卷表

今本尚書說命篇序高宗夢得說

又說命篇上說築傅巖之野卷十

注尚書曰正色率下第十一卷表

今本尚書單命篇卷十九 文同じ。

案するに卷五十七夏侯常侍誅注尚書を引いて此の注と同じ。

陸士衡 謝平原內史表

世無先臣宣力之效

注尚書曰予欲宣力四方汝為第十三卷表

今本尚書益稷篇帝曰予欲宣力四方汝為卷五

案するに「愛」に作る者未だ例證を得ず。或は李善意を以て改めたるか。

卷四十七陸士衡漢高祖功臣頌注尚書此文を引いて「予」を「余」に作る。及弟頁に見ゆ。

不悟日月之明遂垂曲照

注尚書武王曰惟我文考若日月之昭第十四卷表

今本尚書泰誓篇序惟十有一年武王伐殷

又泰誓篇下王曰嗚呼我文考若日月之昭卷十一

得夷平民

注尚書曰延及平民第十四卷表

案するに既に第 1111 頁に出づ。

劉越石 勸進表

高祖宣皇帝肇基景命
注尚書武王曰至于大王肇基王迹第十五葉裏 第二行

足利本：四部本、澤野本：六字本、
「述」に作る。

今本尚書武成篇序武王伐殷往伐歸獸
又經王若曰隔句至于大王肇基王迹卷十一 第十一葉裏

世祖武皇帝遂造區夏
注書曰惟丕顯考文王用肇造我區夏第十五葉裏 第三行

今本尚書康誥篇惟乃丕顯考文王隔句用肇造我區夏卷十四 第三葉裏

三葉重光
注書曰昔我文王武王宣重光第十五葉裏 第四行

今本尚書顧命篇昔君文王武王宣重光卷十八 第十五葉裏
案するに此の注「我」の下「君」の字を奪せるに似たり。攷既に第二五四頁に詳方

家宰攝其細百辟輔其治
注尚書曰家宰掌邦治統百官第十二葉裏 第三行

今本尚書周官篇卷十八 第四葉裏文同じ。

羣生懷來蘇之望
注尚書曰僕我后后來其蘇第十六葉裏 初行

今本尚書仲虺之誥篇後予后后來其蘇
案するに足利古本尚書正に「我后」に作りて此の注と合す。

今本尚書を攷ふるに「我后」三見馬宮本中 中君陳して「予后」は推仲虺之誥此の句に一見するのみ。而して偽太甲篇中に見ゆる「後我后后來其蘇」は梅棗尚書攷異卷三 此の句は孟子引く所の書を襲へる者なりと謂はるるが、梅棗尚書攷異卷三 齊魯年 孟子 深惠に在りては亦正に「我后」に作る。然らば則ち仲虺之誥の此の文も當に本是れ「我后」に作りて「予后」には作らざるべきかと疑はる。
「僕」後 同異の攷既に第二五四頁に見ゆ。

敢肆犬羊凌虐天邑
注尚書曰肆予敢求爾于天邑商第十六葉裏 第四行

今本尚書多士篇卷十六 第六葉裏 文同じ
案するに卷四十八典引注卷五十四五等論注並に尚書を引いて此の注と同じ。

天命未改歷數有歸
注書曰天之歷數在爾躬第十六葉裏 第三行
案するに既に第二五六頁に出づ。

伏惟陛下玄德通於神明
注尚書曰玄德升聞乃命以位第十七葉裏

案するに既に第一〇七頁に出づ。

又案するに惠棟古文尚書請ふ舜典「玄德升聞」の句は淮南鴻烈舜叙玄德于心而化馳鄭曉園尚書古文疏證

若心訓孫道を龍ふと、舜奮年禮記卷四請ふ「玄德」の語淮南子を襲ひ鄭曉園尚書古文疏證

に此の「升聞」の語は大輿禮用兵篇より採ると。
然れども「鄭若稽古」より「温恭允塞」までは王延壽魯靈光殿賦王祭七繹を龍表鄭曉園尚書古文疏證

と謂はるれば卷五上「玄德升聞」の句亦劉越石の此の文と相關する所有らざる無鄭曉園尚書古文疏證

けむや。劉越石の中宗の時の人(何法盛)の語
抗明威以攝不類卷五上

注尚書曰我有周佑命將天明威第十七葉裏

今本尚書多士篇我有周佑命將天明威第二十六葉裏

案するに既に第一〇八頁に見ゆ。
純化既敷則率土宅心

注尚書曰汝丕遠惟商考成人宅心知訓第十七葉裏

今本尚書康誥篇第十四葉裏文同じ。

百揆時敘于上四門穆穆于下六在注諸本叙を序に作りて而も穆語無し

注書曰納于百揆百揆時敘第十七葉裏

案するに既に第一〇八頁に出づ。

況茂勳格于皇天

注尚書曰昔成湯既受命時則有若伊尹格于皇天第十七葉裏

案するに既に第一〇八頁に出づ。

賢教所加

注尚書曰朝雨暨暨第十七葉裏

案するに此の注「暨」の字當に「皐」に作るべきに似たり。攷既に第一〇三七頁に出

徳兆攸歸

注尚書曰受有億兆夷人第十七葉裏

今本尚書泰誓篇中第十一葉裏文同じ。

要荒之衆

注尚書曰五百里要服五百里荒服也第十八葉裏

案するに既に第一三一頁に出づ。此の注「世」字尚書の文に非ず。古人引書文末往往助字を加ふ。

不以克讓爲事 第十八葉表 第七行

注書曰允恭克讓 第十八葉表 第七行

今本尚書堯典篇允恭克讓 宋するに李善據る所の尚書は「恭」を「讓」に作り「讓」を「讓」に作りしに似たり。致

既に第一四七頁に詳なり。

神人獲安 第十八葉表 左より第四行
注尚書帝曰爰命汝典樂神人以和 第十八葉表 左より第四行
今本尚書舜典篇帝曰爰命汝典樂 神人以和 第十八葉表

卷第三十八

張士然 爲吳令謝詢求爲諸孫置守冢人表

成湯革夏而封杞

注尚書曰乃爾先祖成湯革夏 初葉表 第五行
今本尚書多士篇王若曰 乃命爾先祖成湯革夏 俊民甸四方 第三葉表

胡氏攷聖曰表本字體本書下頁王字足利 本四節本の野本ニ本本五字有り

案するに「革夏駁命」徹無し。然れども今本尚書を攷ふるに「革夏」の二字惟三見して而も咸有一德「爰革夏正」多士下文「般革夏命」の若きは皆「革夏」二字を以て一語と爲さざれば此の經亦李善引く所を以て長と爲すべきに似たり。梁章鉅曰「校與駁通民命音同如此注所引以駁命二字屬上讀似較孔傳所釋語意爲順但正義釋文兩本相合不知李氏所見何以獨有此異也」初葉表 第八葉表と。或は此の經傳李見る所の本と今本と大に異なること猶益稷「賢達有無化居」に於ける加如かりしか。

西戎有卽序之人

注書曰織皮毘嶠析支渠搜西戎卽敘 第二葉表 第四行
今本尚書禹貢篇織皮毘嶠析支渠搜西戎卽敘 第六葉表 第六行
案するに正文「序」に作り注は「敘」に作りて相合せす。又「序」「敘」異同の注無し。卷六魏都賦注尚書此の經文を引いて各本「序」に作れば此の注亦本「序」に作りしかと疑はる。

庾元規 讓中書令表

而使內處心背外摠兵權

注尚書穆王曰今命汝作朕股肱心膂 第四葉表 第三行
今本尚書君牙篇序穆王命君牙爲周大司徒作君牙

又、經、玉若曰、今命爾子翼作股肱心膂卷十九
案するに、梁章鉅曰く「今書作今予命爾翼」字の上にあるべし。作股肱心膂注蓋約舉其詞故
尚書下無曰字未必有異本也卷十九と。此の注尚書の文を約舉せりと謂ふは是
なり。但約引せるが故に尚書の下「曰」の字無しと謂ふは甚だ非なり。卷廿頌延年
皇太子擇與會詩注「尚書成王曰黍稷非馨明德惟馨」を引き、卷廿六謝靈運過始寧墅
詩注「尚書王曰惟民生厚因物有遷」を引き、皆其の詞を節せざるに、而も尚書の下「曰」
の字無し。又卷三東京賦注「尚書曰予朝至干洛師」瀾水東澶水西惟洛會」を引き、
卷四十七出師頌注「尚書曰武王伐殷師度孟津」を引き、皆其の詞を約舉せるに而も
尚書の下「曰」の字有り。李注此の類甚だ多く枚舉すべからず。凡そ李注某書を引
いて、書名の下「曰」の字無き者は其の直下必ず「某人曰」の語有り。然らば則ち「某
書某人曰」に作りて書名下「曰」を書せざるは、惟辭を避けしのみ。佗意有るに非る
なり。梁氏既に此の謬見有り故に卷卅六永明十一年第考才文注に於て亦曲説を爲
せしなり。

此の注「汝」李の舊注は「汝」は「女」に作る。に作りて今本尚書の「爾」と異なるは、蓋し李の見たる尚書自ら
然りしなり。卷五十三辨亡論注尚書此の文を引いて亦「汝」に作れり。
此の注「股肱」の上「朕」の字多き者微無し。豈此の注益稷「臣作朕股肱耳目」に涉
りて行せしか抑、僞君牙本益稷即万年を襲ひて亦「朕」の字有りしか。疑うて明か
にする能はず。

歸嚴私門以待刑書

注 尚書曰京矜折獄明故刑書第四卷表
今本尚書呂刑篇京敬折獄明故刑書卷十九
案するに、段王叔曰く「文選段元規讓中書令表李注引尚書京矜」說文十四上子部大徐本小徐本
の語と注す。惟段氏は某文を改めて汝に作り注を留し改めて折獄明故刑書孔叢子雖僞書而作京矜
今留しと爲す。故に段氏此の引亦持に矜に作れるなり。折獄明故刑書孔叢子雖僞書而作京矜
折獄篇卷二十九疑僞孔本固作矜傳釋矜爲敬而衛包因依傳改經耳卷二十九と。
今諸書を攷ふるに、抱朴子卷十四用刑篇抱朴子答曰易梅明罰教法書有京矜折獄四部書
五の文有り尚書を引いて正に「矜」に作り又梁書武帝紀天監二年春正月甲寅朔詔曰
三訊五聽著自聖典京矜折獄義重前詔百兩本卷三亦正に「矜」に作れり。此の二文據る
所の尚書何本なるやを知らずと雖も亦以て段説是なるの尙證と爲すを得む。
但皇書治要及乙岩崎本尚書「京敬」に作り北堂書鈔卷四十四初學記卷廿引く所亦「京敬」
に作れば、衛包以前或は既に「京敬」に作れる本有りたるかと疑はる。
臧庸拜經日記第十一卷亦李善引く所を以て是と爲すの説有れども其の論證
未だ安からざる者有れば今承らす。

般仲文 解尚書表

臣亦胡獲之厚

注尚書曰予心頼厚有忸怩第六葉表 第三行

今本尚書五子之歌篇鬱陶予心頼厚有忸怩第八葉表

案するに此の注引く所「予心」の二字下に屬して句を爲すに似たり。然れども卷十

六開居賦注「頼厚有忸怩」を引けば、此の注恐らくは誤有らむ。

傅季友 爲宋公求加贈劉前軍表

念功簡勞

注尚書禹曰惟帝念功第七葉表 左より第三行

今本尚書大禹謨篇禹曰惟帝念功 第六葉表

内閣謀猷外勳庶政

注尚書曰爾有嘉謀嘉猷則入告爾后于内第七葉表 六臣注請本皆曰

今本尚書君陳篇王若曰爾有嘉謀嘉猷則入告爾后于内 卷十一 第六葉表

案するに此の注「爾」當に「尔」に作るべきに似たり。致既に第ニノ頁に出づ。

注又曰庶政惟和萬邦咸寧

今本尚書周官篇庶政惟和萬國咸寧卷十八 第三葉表

案するに此の注引く所「萬邦」に作りて今本尚書と異なる。然れども尚書正義此の條

經を釋して「萬邦所以皆安也」と曰へば正義據る所の本亦「萬邦」に作りしに似たり。

若し經「萬國」に作りしは正義

特に之を易へて「邦」に作るを要せし

今本尚書を檢するに大禹謨「萬邦咸寧」洛誥「萬邦咸休」罔命「萬邦咸休」の文

有り。其餘「萬邦」の語十三見卷二十一 說命上 微子之命 周官 二して而も「萬國」の語

は惟周官此の文に一見するのみ。

此れに據りて之を推すに周官「萬國咸寧」も亦本「萬邦咸寧」に作りて、倘大禹謨

と相同じかりしかと疑はる。蓋し此の文、倘孔氏洛誥「萬邦咸休」の文を本とし且

周易乾象傳「萬國咸寧」に據りて「休」の字を「寧」正しくは寧に易へしこと猶畢命「予

一人以寧」は康誥「予一人以懌」を襲うて「懌」を「寧」に易へ、君牙「作股肱心膂」

は韋陶謨「倘益稷」臣作股肱耳目」を本として且「心膂」の語を周語に採りしがこ

とぎなり。

然らば則ち今の周官「萬國咸寧」は是れ後人の改易を經しこと立政「其惟吉士用

勩相我國家」王肅力部勩字下引 邦に作るに於けると同じきなり。段王叔謂凡古尚書多作 邦凡今尚書多作國

憲神書攷 王鳴盛尚書 等今本周官に據りて此の文直に周易を襲へりと謂へるは未

だ定ならざるなり。

今本文選卷四蜀都賦注「尚書曰萬國咸寧」を引ける者は周易の誤なり。集注本正に周易を引く。攷既に彼の條に詳なり。

及登庸朝右

注尚書曰若時登庸第七葉裏

案するに既に第二六頁に出つ。

教讀百揆

注尚書曰納于百揆第七葉裏 足利本校本六家本「百揆」已見上文に作る。

今本尚書舜典篇卷三 文同じ。

案するに舜典傳此の「百揆」を解して官名と爲す。然るに此の正文用ふる所は官名の意に非ず。今文家多く此の「百揆」を以て官名と爲さざるの攷皮氏今文尚書攷證卷一葉六に詳なり。但傳傳も「百揆時敘」を釋しては則ち「百事時敘無廢業」と謂ひて「百揆」を以て官名と爲さざれば此の注「百揆時敘」を引いて乃ち可なるのみ。

班同三事

注尚書曰三事大夫敬爾有官第七葉裏

今本尚書周官篇三事暨大夫敬爾有官卷十八

案するに閔若璩尚書古文疏證卷 太田元貞原寫本皆謂ふ周官此の文も詩爾無正「三事大夫」に據りて「暨」の字を増すと。今幸善引く所「暨」の字無く爾無正と合す。

此れ本「暨」の字無かりしか抑。李節去せるか。單文證無く疑うて決する能はず。

任彦昇 爲齊明帝讓宣城郡公第一表

武皇大新

注尚書王曰嗚呼疾大新惟終第八葉裏

今本尚書顧命篇卷十八 文同じ。

嘗不忍自固於縞衣之辰

注尚書顧命曰出綴衣於庭越翼曰王崩第八葉裏

今本尚書顧命篇出綴衣于庭越翼曰乙丑王崩卷十八

案するに卷五十八王仲翼褚淵碑文注此の經を引いて亦「於」に作る。李の舊自ら然りしならむ。「于」「於」の攷既に第九七頁に見ゆ。

褚淵碑文注引く所「暨」を「立」に作る。是なり。此の注亦當に是れ「立」に作るべきかと疑はる。

遂荷顧託導揚末命

注又曰。后憑王几導揚末命第八葉裏

今本尚書顧命篇皇。后憑王几道揚末命命汝嗣訓 卷十八

案するに卷五十八褚淵碑文注此の經文を引いて「后」の上「皇」の字有り。此の注疑

ふらくは一字を奪す。

此の注胡本「導」に作りて中原家本尚書京都府立総合資料館蔵と合すれども、褚淵碑文注夏侯常侍誄注齊敬皇后京策文注弔魏武帝文注引く所は皆「道」に作れば此の注正文に涉りて誤れるなるべし。

褚淵碑文注引く所「導」を「馮」に作りて李善の舊を存するに似たれば此の注亦當に「馮」に作るべきかと疑はる。

今此の表を案するに「遵揚末命」の句は鸞即ち齊の明帝が武帝の末命を遵違顯揚せしを謂へるにて「道揚」二字を一語と爲し「末命」は武帝に繫かり「導揚」は鸞に繫がる。其の用法漢書敘傳道揚末命「博陸堂堂受遺武皇擁護孝昭末命導揚」と同じ。漢書

及び此の表の用例は蓋し今文家の説に據りたるなるべし。後漢書和帝誄に「遵揚末命導揚」

（舊文）「導揚」二字を一語と爲す。但彼の誄に在りては「道揚」の二字和帝に繫がる。

然るに今尚書此の經の傳を攷ふるに曰く「大君成王言憑王几所遵揚揚終命所以感

勳康王命汝繼嗣其道言任重固以託戒」と。又正義を攷ふるに經を釋して「大君成

王病困之時憑王几所遵揚揚將終之致命命汝繼嗣其道代爲民主」と曰ひ傳を釋して

「言憑王几所遵以示不憑王几則不能言云々」と曰ふ。此れに據れば傳疏傳に經を

讀みて「道」の下に還し「揚」の一字のみを「末命」に繫けたるを知る。

李善既に此の表に注して此の經を引き又卷五十七夏侯常侍誄注卷五十八齊敬皇后

京策文注卷六十弔魏武帝文注並に「尚書曰道揚末命」を引けば其の尚書を讀むや

抑、李善惟尚書を引いて、任文の據る所を證せしのみにて、其の句追の異同は必ずしも問ふ所に非ざりしか。

「道揚」二字を以て一語と爲せるに似たり。李善據る所の尚書は偽孔氏本なるべきに其の讀今の傳と合せず。或は其の見る所の傳文今本と異りしか。↑

泣血待旦餘本皆「道」の下に「揚」の二字有り。

注尚書曰先王昧爽坐以待旦第九葉表

今本尚書大甲篇上先王昧爽王顧坐以待旦第十八葉表

存没同歸第九葉表

注書曰爲善不同同歸于治第九葉表

今本尚書蔡仲之命篇卷二十七文同じ。

任彥昇 爲廿二尚書讓吏部封侯第一表

臣等離心功勳同德第十葉表

注尚書武王曰受有德兆人離心離德予有亂臣十人同心同德第十葉表

今本尚書泰誓篇序惟十有一年武王伐殷

又泰誓篇中王乃徇師而誓曰隔句受有德兆人離心離德予有亂臣十人同心同德卷十一

遠惟則哲在帝猶難第十二葉表

注尚書咎繇曰杜知人禹曰咸若時惟帝其難之知人則哲能官人第十四葉表

今本尚書皋陶謨篇皋陶曰都杜知人杜安民禹曰吁咎若時惟帝其難之知人則哲能官人